

大蔵省

在外仏貨公債の処理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、開債整理基金特別金計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行された四分利付仏貨公債の整理に關し、政府が日本國との平和條約第十八条の規定の趣旨に従つてフランス有価証券所持人全國協会との間に行つた交渉により昭和三十一年七月二十七日に成立した四分利付仏貨公債に関する協定に基き、元利金の支払条件を改定することを目的とする。

(この法律の適用がある公債)

第二条 この法律は、前条に規定する四分利付仏貨公債でこの法律の施行の日ににおいて本邦内に所在せず、かつ、日本人に屬さないもののうち、同協定に基き政府がその所持人に對して行う支払についての申出の受講があつたもの（以下「在外仏貨公債」という。）

大蔵省

について適用する。

(償還期限の延長)

第三条 在外仏貨公債の元金の償還期限は、十五年間延長し、昭和六十一年五月十五日とする。

(元利金の支払の場合に交付する金額)

第四条 在外仏貨公債の元金を償還し、又は昭和十五年十一月十五日から昭和六十一年五月十五日までに支払期日が到来した、若しくは到来する利子を支払う場合には、その額面金額又は利札の券面金額を支払うほか、それぞれその十一倍に相当する金額を交付するものとする。

(他の法令の適用)

第五条 前条の規定により交付する金額は、国債に関する法律(昭治三十九年法律第三十四号)、会計法(昭和二十二年法律第三十

大蔵省

五号一第一十九条その他の国債に関する法令の規定の適用については、国債の元金又は利子とみなし、在外仏貨公債の券面金額は、國債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定の適用については、その十一倍に相当する金額を加算した金額とみなしたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で命令で定める日から施行する。

裏面白紙

大蔵省

前大蔵・物業以支払が中断している在外仏貨公債について、その在外所持人との間に生じてゐる紛争を解決するため、その償還期限を延長するとともに、その償還をする場合には、額面金額を支払うほか、その十一倍に相当する金額を交付することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵省

在外仏貨公債の処理に関する法律案の要旨説明

1. 四分利付仏貨公債の本邦外所在分額面総額約 108 百万フランについては、前大戦の勃発以来支払が中断されたまま終戦にいたつたが、平和の回復に伴い、政府は日本国との平和条約第 18 条の規定の趣旨に従い、フランス有価証券所持人全国協会との間に交渉を重ねた結果、本年 7 月 27 日支払再開の条件を取り決めた四分利付仏貨公債に関する協定の成立を見た。従つてこの協定に基き、公債の原契約による支払条件を改定することが必要となるので本法律案を提出する次第である。
2. 本法案の第 2 条は、法律施行の日において本邦内に所在せず、かつ、日本人に属しない四分利付仏貨公債で、上記の協定に基き政府がその所持人に対し行う支払についての申出の受諾があつたものについては、その元金の償還期限を 15 年間延長し、昭和 60 年 5 月 15 日とする旨を規定した。
3. 本法案の第 3 条は、在外仏貨公債の元金を償還し、又は昭和 15 年 11 月 15 日から昭和 60 年 5 月 15 日までに支払期日が到来した、若しくは到来する利子を支払

裏面白紙

大 藏 省

う場合には、その額面金額又は利子の券面金額を支払うほか、それぞれその11倍に相当する金額を交付する旨を規定した。この規定の趣旨は、本件公債の本邦外所在分については、債券所持人の責に帰すべからざる事由に基く長期にわたる支払の中止があり、その結果在外仏貨公債の所持人との間に国際的紛議を生じてゐるので、この紛争を解決し、本邦外貨債の信用を維持するため、元金又は利子にそれぞれその11倍に相当する加算金を附すこととしたものである。

4. 本法末の第5条は、他の法令適用上の特例を規定し、特に国債証券買入銷却法第1条第2項の規定の適用については、在外仏貨公債の証券の券面金額はその11倍に相当する金額を加算した金額となつたものとみなす旨を規定した。すなわち、上記の協定により、政府は在外仏貨公債の元金及び利子の支払と平行して国債証券買入銷却法の規定に基いて公債証券の買入を行うこととなつてゐるが、その場合買入の対象となる在外仏貨公債の証券の券面金額は、国債証券買入銷却法第1条第2項の規定の適用については、これを本来の券面金額にその11倍

裏
面
白
紙

大 蔵 省

に相当する金額を加算した金額となつたものとみなすこととしたものである。

裏 面 白 紙

極秘

大蔵省

在外仏貨公債の処理に関する法律案（三十一、十一、五）

（目的）

第一条 この法律は、國債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行された四分利付仏貨公債の処理に關し、政府が日本国との平和條約第十八条の規定の趣旨に従つてフランス有価証券所持人全国協会との間に行つた交渉により昭和三十一年七月二十七日に成立した四分利付仏貨公債に関する協定に基き、元利金の支払条件を改定することを目的とする。

（この法律の適用がある公債）

第二条 この法律は、前条に規定する四分利付仏貨公債でこの法律施行の日において本邦内に所在せず、かつ、日本人に属さないもののうち、同協定に基き政府がその所持人に対して行う支払についての申出の受諾があつたもの（以下「在外仏貨公債」）

大蔵省

と/or) について適用する。

(債還期限の延長)

第三条 在外仮貸公債の元金の償還期限は、十五年間延長し、昭和六十年五月十五日とする。

(支払金額)

第四条 在外仮貸公債の元金の償還金又は昭和十五年十一月十五日から昭和六十年五月十五日までに支払期日が到来した、若しくは到来する利子、支払は、その額面金額又は利札の券面金額それぞれその十一倍に相当する金額を加算した金額によるものとする。

第五条 在外仮貸公債の券面金額は、國債証券買入銷却法二十九年法律第五号第一項第二項の規定の適用については、その十一倍に相当する金額を加算した金額となつたものとみなす。

大蔵省

附則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

裏面白紙

大蔵省

理由

前大戦の勃発以来支払が中断している在外仏貨公債について、その在外所持人との間に生じてゐる紛争を解決するため、その償還期限を延長するとともに、^{償還する場合による}その額面金額の十一倍に相当する金額を加算して支払うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵省

四分利付仮貸公債の處理に関する法律案(三上、土、二)

(目的)

第一条 この法律は、國債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定により発行された四分利付仮貸公債の處理に關し、~~政府が~~日本國との平和條約第十八条の規定の趣旨に従つて行つた交渉により昭和三十一年七月二十七日に成立した四分利付仮貸公債に関する勘定に基き、元利金の支払条件を改定することを目的とする。

(この法律の適用がある公債)

第二条 この法律は、前条に規定する四分利付仮貸公債で開港場の開港場において本邦内に所在せず、かつ、日本人に属さないもののうち、同勘定に基き政府がその所持人に対し行う支払についての申出の受諾があつたもの(以下「在外仮貸公債」という。)について適用する。

第三条 在外仮貸公債の元金の償還期限は、十五年間延長し、昭

裏面白紙

大蔵省

和六十一年五月十五日とする。

(支払金額)

第四条 在外仏貨公債の元金及^び昭和十五年十一月十五日から昭和六十年五月十五日までに支払期日が到来した、及^びは到来する利子^の支払^は、その額面金額又は利札の券面金額にそれぞれその十一倍に相当する金額を加算した金額によるものとする。

(他の法令の適用)

第五条 前条の規定により加算して支払う金額は、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)、会計法(昭和二十一年法律第三十五号)第十九条その他の国債に関する法令の規定の適用については、國債の元金又は利子とみなし、在外仏貨公債の券面金額は、国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第一条第二項の規定の適用については、その十一倍に相当する金額を加算した金額となつたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

明治三十一年二月十二日立
内閣總理大臣の定めた
日付

大蔵省

理由

前大戦の勃発以来支払が中断している仮貨公債の在外債券及び利
益について、これを本邦外で所持している者との間に生じてゐる紛
争を解決するため、その償還溝期を延長するとともに、その一面金
額の十一倍に相当する金額を加算して支払うこととする必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

國外利付仮貨公債の處理に関する法律案（三十一・十・二十六）
（目的） 在外

第一条 この法律は、開債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行された四分利付仮貨公債（以下「仮貨公債」という。）の處理に關し、政府が日本國との平和条約第十八條の規定の趣旨に從つて行つた交換により昭和三十一年七月二十七日に成立した四分利付仮貨公債に關する協定（以下「協定」といふ。）に基き、元利金の支払を改めることを目的とする。

（償還期間の延長）

第三条 仮貨公債の元本の償還期日は、十五年間延長し、昭和六十一年五月十五日とする。

2 薄項の規定による延长期間にかかる公債の利率は、年四分とし、毎年五月十五日及び十一月十五日において前六月分の利子を支払う。

(支払金額)

第三条 仮貸公債の元本及び昭和十五年十一月十五日から昭和六年五月十五日までに支払期日が到来した、又は到来する利子の支払は、^{支拂金額}薪俸又は利札の券面金額にそれぞれその十一倍に相当する金額を加算した金額によるものとする。

前項の規定により薪俸又は利子を加算して支払う金額は、左の各号に掲げる法律の規定の適用については、^{同額の規定}それぞれ該法律

の元金又は利子とみなす。

一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号) ^{明治三十九年法律第三十四号}

二 会計法(昭和二十二年法律第三十五号) 第十九条

三 国債償還基金特別会計法

四 満便に關する法律(明治三十九年法律第三十四号)

(適用の範囲)

第四条 この法律は、^{制定発効}の日にかけて日本人に適用せず、かつ、本邦内に所在しない仮貸公債で、協定に基き政府がその所持人に対して行う支払についての申出の受取があつたものに適用する。

(券面金額)

第五条 前条の規定により第三条の規定の適用を受けた仮貸公債は、
國債証券買入請求法(明治二十九年法律第五号)の規定の適用に
ついては、その証券の券面金額は、その十一倍に相当する金額を
加算した金額となつたものとみなす。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

理由

大戦の勃発以来支払が中断している仏貨公債の在外経済及び利
益について、これを本邦外で所持している者との間に生じてゐる紛
争を解決し、かつ、本邦外貨債の信用を維持するため、その償還終
期を延長するとともに、その券面金額の十一倍に相当する金額を加
算して支払うこととする必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

四分利付仏貨公債の処理に関する法律案（三、九四）

（目的）

第一条 この法律は、四分利付仏貨公債（以下「公債」という。）の処理に關し、日本国との平和條約第十八条の規定の趣旨に従つて、フランス國バリ市において政府と仏國債券所持人全國協会との間に行われた交渉の結果、昭和三十一年七月二十七日双方の間に成立を見た四分利付仏貨公債に関する協定（以下「協定」という。）を實施するため、公債証券の額面金額及び利札の券面金額を改めることを目的とする。

（償還終期の延長）

第二条 公債の元本の償還終期は、十五年間延長し、昭和六十年五月十五日とする。

2 前項の規定による延長期間における公債の利子は、一個年百分の四とし毎年五月十五日及び十一月十五日に於て前六個月分を支払う。

（証券の額面金額及び利札の券面金額の改訂）

第三条 公債証券の額面金額及び昭和十五年十一月十五日から昭和

六十年五月十五日までに支払期日の到来する利札の券面金額は、
それぞれその十二倍に相当する金額に改められたものとみなす。

(法律適用の範囲)

第四条 この法律は、協定発効の日ににおいて日本人に属せず且つ日本
本国に所在しない公債の証券又は利札であつて、協定に基き政府
が公債所持人に対して行う公債支払の申出の受諾があつたものに
適用される。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

埋田

大戰の勃発以来支払が中断している公債の在外証券及び利札について、政府と外国債券持有人との間に生じてゐる紛争を解決し、且つ、本邦外貨債の信用を維持するため、これら證券及び利札の総面金額及び券面金額はそれぞれその十一倍に相当する金額を加算して支払うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四分利付仏貨公債の処理に関する法律案（三一九四）

（目的）

第一条 この法律は、四分利付仏貨公債（以下「公債」という。）の処理に關し、日本國との平和條約第十八条の規定の趣旨に從^{つて}行^はつて、^{（附註）}オランダ國^{（外）}に於^{いて}政府^{（外）}と^{（外）}該^{（外）}國^{（外）}所持人金團^{（外）}會^{（外）}と^{（外）}代表者^{（外）}と^{（外）}の間に行^はわれた交涉^{（外）}の結果^{（外）}、昭和三十一年七月二十七日東方の間^{（外）}に成立^{した}、前見^た四分利付仏貨公債に關する協定（以下「協定」とい^う。）に基き^{（外）}公債の支払条件を改めることを目的とする。

（償還終期の延長）

第二条 公債の元本の償還終期は、十五年間延長し、昭和六十年五月十五日とする。

2 前項の規定による延長期間における公債の利^率は、十^四年百分の四とし、毎年五月十五日及び十一月十五日に於て前六箇月分を支^へ払う。

（支払金額）

第三条 公債の元本及び昭和十五年十一月十五日から昭和六十年五

association nationale des valeurs mobilières
association nationale des valeurs financières

月十五日までに支払期日が到来する利潤の支払は、証券又は利札の券面金額に十二そを乗じて得た金額に相当する金額によるものとする。そかねの十一倍に相当する金額を計算した

(證券適用の範囲)

第四条 この法律は、協定発効の日において日本人に属せず、且つ本邦に所在しない公債で當り、協定に基き政府が公債所持人に

対して行う公債支払の申出の受點があつたものに適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(券面金額) 小切手
第四条 前条の規定の適用を受けた外債公債は、国债証券買入
銷却法(昭和二十九年法律第二号)の規定の適用については、証券又は利札の券面金額は、そのやや少く十一倍に相当する金額とみなす。

60-251
3460.
9960.
9496.

在外仏貨公債に対する元利金支払等の特別措置に関する法律案

第一条 この法律において「在外仏貨公債」とは、國債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行された四分利付仏貨公債で、政府が日本國との平和条約第十八条の規定の趣旨に従つて行つた交渉により昭和三十一年七月二十七日に成立した「四分利付仏貨公債に関する協定」へ以下「協定」という。一先期の譲りにおいて日本人に限せず、かつ、本邦内に所在しないものをいう。

第二条 政府は、在外仏貨公債の元金の償還期限を十五年間延長し、

その元金及び昭和十五年十一月十五日以後に支払期日が到来し、又は、到来する利子については、その額面金額及び利札の券面金額にそれぞれその十一倍に相当する金額を加算し

大蔵省

て支払をすることができる。

2 前項の規定により元金又は利子に加算して支払う金額は、左の各号に掲げる法律の規定の適用については、これをそれぞれ國債の元金又は利子とみなす。

- 一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第一項
 - 二 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十九条
 - 三 國債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）
 - 四 國債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）
- 第三条 前条の規定は、協定に基き、政府が在外仮貸公債の所持人に對してなす元利金の支払についての事由に對し受諾があつたものについて適用する。
- 第四条 前条の規定により、第二条の規定の適用を受ける在外仮貸公債に対する國債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）

大蔵省

第一条第二項の規定の適用については、その額面金額を十
倍した金額に相当する金額をその券面金額とみます。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙



四分利付仏貨公債に関する協定の締結について
(閣議了解案)

31.7.27

大 藏 省

四分利付仏貨公債の処理について、政府はかねてから仏國債券所持人全国協会と交渉を重ねて來たが、今般その処理条件について日仏双方の意見の一致を見たので、別紙の「四分利付仏貨公債処理協定(案)」に調印することとする。

なお、別紙協定案に基く公債の買入期間は協定発効後一年間となつてゐるがこの期間経過後必要がある場合は、更に一年以内の買入期間の延長を考慮する旨の書簡の交換を行うものとする。

裏面白紙

四分利付仏貨公債に関する協定案

フランス債券所持人全国協会（以下「協会」という。）と日本国政府（以下「政府」という。）とは、桑港平和条約第18条の規定の趣旨に従つて、四分利付仏貨公債（以下「公債」という。）の元利支払再開に関し交渉を行い、その交渉の過程において、ストックホルムス エンスキルダ銀行常務理事ニルス・ファン・ステイン氏に対し元利支払再開の条件に關し意見を求め、その回示された意見に基いて協議を行つた。その結果、・・・が代表する協会及び・・・が代表する政府とは、公債の元利払及び買入を行うためこの協定を締結することを決定した。

政府は公債所持人に対し、この協定に基く申出を行う。

協会はその法律顧問の結論に従い、1952年7月以来行われている交渉を更に今後継続して行うことは、公債の所持人の利益に反するものと考え、これは適當とは思わないとの意見を表明する。

従つて協会は、所持人に対し、日本政府によつて作成された申出に最も考慮を払うことを勧奨し、買入提案の受諾を勧告するものである。

第一章 元利払

第一条 債還終期の延長

公債の原契約に規定する償還終期は、正確に15年間延長し、1985年5月15日となるものとする。ただし、政府は、公債の原契約の規定に従つて、その全部又は一部を新償還終期前において償還する権利を留保するものと了解する。

第二条 原償還終期の延長期間における利子

前条の規定による延長期間における公債の利子は、原契約に定めるものと同じ利率によるものとし、その延長期間中の各年において半年毎に、原契約に定められたと同一の支払期日に支払を行うものとする。将来行うことあるべき協会との取扱に従い、必要に応じて、延長期間に対応する新利札を公債に附するものとする。

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1940年11月15日から1946年5月15日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

1946年11月15日から1956年5月15日までに支払期日の到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、それぞれ新支払期日において支払うものとする。

たゞし、新支払期日に協定が発効しない場合は、その発効の日までに到来する当該新支払期日にかかる利札については、当該発効の日において支払うものとする。

1956年7月27日（協定調印の日）から協定発効の日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

協定発効の日以後に支払期日の到来する利札については、券面記載の支払期日に支払うものとする。

1966年5月15日前に公債の全部又は一部につき繰上償還が行われた場合には、第2項の規定により支払期日が延長された利札で新支払期日がまだ到来しないものは、当該繰上償還の期日において同時に支払うものとする。

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年11月15日から1985年5月15日までに支払期日の到来する利札の支払は、証券又は利札の券面に記載されたフラン金額に12を乗じて得た金額に相当する金額によるものとする。

1940年5月15日までに支払期日の到来した利札については、フラン券面額により支払うものとする。

第二章 買入

第五条 公債の買入

政府は地方において本章に規定するところに従い、公債の買入を行うものとする。

第六条 買入価格

本協定に基き買入が行われる公債には1940年11月15日満以降の全利札が附属していることを要する。

上記公債の買入価格は500フラン券9,496フラン、
2,500フラン券47,480フラン、5,000フラン券94,960フランとする。

但し1940年11月15日満以降の附属利札が欠缺している公債については、上記の価格から欠缺利札1枚につき次の金額を控除せる価格により買入を行うものとする。

- (イ) 500フラン券については 120フラン
- (ロ) 2,500フラン券については 600フラン
- (ハ) 5,000フラン券については 1,200フラン

上記の価格は1956年11月15日を買入予定日として決定されたものである。この場合日本政府は出来得る限り早急に右買入を実施すべく努力するものとする。買入開始が1956年11月15日から1ヶ月以上繰上げ又は繰

下げる場合には、500 フラン券一枚につき 1ヶ月(1
ヶ月未満はすべて切捨) 20 フランの割合で買入価格の減
額又は割増を行うものとする。

上記の価格は政府の買入申出価格であつて、公債売却に
伴い課せらるべき諸税、市場において売手の支払うべき手
数料、協会に対する寄附その他売手の支払うべきすべての
費用は、債券所持人がこれを負担するものとする。

ロンドンにおける買入価格は、買入のため所持人がロン
ドンの日本政府財務代理人に証券を提出した日のパリ向参
着払為替相場により上記の価格を換算したポンド相当価格
とする。

第七条 買入場所及び買入機関

買入場所はパリ及びロンドンの二個所とする。

買入機関は政府においてこれを定める。

第八条 買入の期間

公債の買入は、政府申出公告の日以降 1 年間行うものと
する。

第九条 減紛失証券の取扱

減紛失証券の買入は行わない。

第三章 通 則

第十条 支払及び買入の対象となる公債

本協定による元本及び利子の支払並びに公債の買入は、協定発効の日において日本人に属せず且つ、日本国に所在しない証券又は利札であつて、本協定の適用を受けるための当該証券又は利札の提示によつて、政府の本協定に基く支払又は公債の買入の申出に対する受諾が確証されるものについてのみ行われる。その提示が証券の滅失又は紛失其他の理由により実施できないと判明したときは、上記の確認の手続は適宜修正されるものとする。

本協定は、その受諾のために提示されなかつた証券又は利札の所持人が現に有する権利に影響を及ぼさないものとする。

本協定の発効後は、政府の申出を受諾した旨が表示された証券に対しては、原契約、券面若しくは発行目論見書中の「金円」なる字句の存在を理由として、又は公債の支払通貨に生すべき価値の変動を理由として、証券又は利札の券面に記載された金額の割増を行うことは一切しないものとする。

第十二条 原契約の維持

公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により修正され、又は追加された条項又は語句及びかかる修正又は追加

と抵触する条項又は語句を除くほか、維持されるものと了解する。たゞしロンドンにおける公債の元利払は、東京銀行ロンドン支店で行われるものとする。

第十二条 寄付

政府の行う申出には、協会の費用及び謝礼金並びに日本政府立替費用に充てるため政府申出を受諾した公債所持人が受け取るべき金額から、500法券1枚につき56フランの割合による金額を協会に対する寄付金として控除する旨の規定を含むものとする。

第十三条 申出の内容及び期日

政府は公債所持人に対し、第1章の規定による公債の元本及び利札の支払又は第2章の規定による公債の買入のいずれかを選択せしめる旨の申出を行うものとする。当該申出の様式及び債券所持人に対して申出を告知する方法については、政府はその都度協会にはかるものとする。

政府は、公債所持人に対し、上記の申出を協定発効後直ちに行うことと約する。

第十四条 協定の発効

本協定は公債の支払を再開するために必要な日本国の法律の公布の日から2カ月を経過した日に発効するものとする。

第十五条 附 則

本協定の発効は下記事項を条件とする。

- (イ) 協会は政府の勘定のために買い入れた証券について取引所の売買についての印紙税を除き一切の課税は行われないものとのフランス国大蔵省の書面による了解を取りつけ、これを政府に提出すること。
- (ロ) 協会は政府による買入に関し、英米カウンシルがユリ 52年9月26日付ニューヨーク協定に規定する公平待遇条項に基きニューヨーク協定の改訂を要求しない旨の両理事会の了解を取付けるものとし、その了解取付後政府は英米カウンシルに対し書面による確認を求める手続をとること。
なお、ロンドト買入の実施に伴う英当局との関係については、政府はなんら関知しないものと諒解する。

裏
面
白
紙

(説明資料)

31 7 27
大蔵省

- 1 政府は、桑港平和条約の調印後同条約第18条に従い、仏國、英國及び米国で発行された外債の元利払の再開のため交渉を行うこととし、昭和27年7月よりニューヨークにおいて外債処理会議を開催した。この会議においては、英貨債及び米貨債については同年9月26日友好的な妥結が成立したが、四分利付仏貨公債については日仏双方の主張の間に大きな懸隔があつたため解決を見るに致らなかつた。
- 2 このため、政府は、昭和28年2月及び9月の再度に亘りフランスに代表を派遣して仏側と交渉を行つた。これらの会議において仏側は、本件公債に金約款が存在するとの前提に立ち、^當本件公債発行時即ち1910年の米仏為替相場により券面金額を割増して支払を行うべきである（名目額の約70倍。）と主張し、次いで譲歩案として少くとも本件公債と同時期の発行にかかる四分利付英貨公債と同等の取扱を与えられるべきである（名目額の約40倍となる。）と主張した。

裏面白紙

これに対して我方は、本件公債には金約款なしとの前提から、当初名目額による支払を主張したが、その後の交渉において券面額を本件公債の利払が停止された1940年における英仏為替相場により割増して支払うという妥協案（名目額の約5.5倍となる。）を提案した。

このように仏側は名目額の40倍、日本側は名目額の5.5倍が最大の譲歩であると主張して譲らず、両当事者の直接交渉によつては、解決不可能なことが明らかとなつたので、双方は公平な第三者の判断を求めることが唯一の解決方法であると考えるに至つた。その結果双方の代表は、一昨年4月国際通貨基金専務理事アイバー・ルース氏の推薦に基いて、スエーデンのストツクホルムス・エンスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏に対し実際的且つ公平な方法で争点の解決を計ることができるよつた支払条件を勧告して貰うことを依頼した。

3 この調停案は昨年3月末回示されたので、調停案回示後政府は直ちに英米の債券所持人団体に調停案を諮つたところ、本案に基いて四分利付仏貨公債の処理を行つても英米貨債処理に関する緒育外債処理協定の公平待遇の条項により異議を申し立てることをしない旨の保証を得た。

そこで政府は昨年5月の閣議において、この調停案を受け入れ、この案によつて元利支払を再開するため、フランス外債所持人団体と所要の協定締結の手続を進むることを決定した。

これに対し仏側は昨年11月に至つてステイン調停案に基き、日本側と協定締結のための交渉に入る用意がある旨の意向を表明したので、政府はこれに応じ交渉が開始された。

4 この交渉において、政府はステイン調停案通りの支払方法即ち、

- (1) 元本及び利子の名目額の1.2倍による支払
- (2) 元本償還終期の1.5年延長
- (3) 経過利子の一部の1.0年繰延払を主張した。

これに対し、仏側は債券所持人の不満を緩和するためステイン調停案通りの支払方法と並行して、日本政府がステイン調停案による1.2倍の倍率を適用した額(500フラン券1枚に付960フラン)で一括買入を行うことが必要であると主張した。

5 我が方は永年に亘る四分利仏債問題を解決して日仏友好関係を促進するという見地から、仏側のこの買入提

案を受け入れることとし、その場合の買入価格を幾可とするか等について日仏双方の間でその後折衝を重ねた結果、最近に至り、500 フラン券¹枚につき日本政府申出価格 9,496 フラン（未払利子を含む）で買入を行うことにつき双方の意見の一致を見た。

これに基き去る 6 月 29 日日仏双方はステイン案による元利払及び政府による公債の一括買入の大綱をとりきめた文書につきイニシャルを了した。

なお、上記の一括買入の実施については、英米カウンシルより公平待遇条項を発動しない旨の確認が得られることが条件とされており、現在その確認を得るための手続が進められている。

6 なお、本協定は英米債権に関するニューヨーク協定の例に倣い、仏文を正文として調印され、日本文はその訳文として取扱われるものである。

7 处理協定締結後の手順としては、この協定に基いて所要の立法措置を講じた上、個々の債券所持人に対して元利支払再開及び買入の条件を示してオファー（申出）を行うこととなつてゐる。

8 なお、本件公債は 1910 年（明治 43 年）総額 4 億

5千万フランが発行されたが、その後の買入銷却等により元本額は減少して現在未償還残高は3億8千3百万フランとなつてゐる。このうち国外所在分は、1億1千万フラン程度であり、別に未払利子6千7百万フランがある。

なお、今回の措置を実施する場合その対象を国外所在分のみに限定する方針であり、その財政負担は約20億円となる。

本国債に関する紛争が解決すれば、戦前の外債で、国債分は英米仏とも全部解決を見ることになり、東京都の仏貨公債のみが未解決の問題として残るが、これについては仏貨国債の解決後東京都と仏側債権者代表との間で交渉が開始されることとなると思われる。

新 聞 発 表

昭和30年5月31日

大 蔵 省

かねて四分利付仏貸公債の元利払再開の条件については、
スエーデンのステイン氏に調停を依頼していたところ、今
般右調停案の回示があつた。

(+) その内容の概要は次の通りである。

- 1 元本及び1940年11月15日渡以降の利子を名
目額の12倍とする。
- 2 1052年の紐育協定に準じて、
 - (+) 元本の償還終期を15年延長し1985年とする。
 - (+) 本公債処理協定の締結前10年間に支払期日の到
来する利子の支払期日を10年間繰り延べる。
- 3 調停案は、日本人所有証券及び在内証券には適用し
ない。
(+) 今回の調停依頼に当り日本政府とフランス外債所持人
団体との間の協定において、調停案は法律的には両当事
者を拘束するものではないが、両当事者はこれに対し正
当な考慮を払うべきこととされている次第もあるので、
日本政府としてはこの調停案を受け入れて仏側と所要の

裏
面
白
紙

協定を締結し、元利支払再開の手續を進めることとする
方針である。

新聞記者に対する説明案

1 交渉の経緯

政府は、桑港平和条約の調印後同条約第18条に従い、仏國、英國及び米国で発行された外債の元利払の再開のため交渉を行うこととし、昭和27年7月よりニューヨークにおいて外債処理会議を開催した。この会議においては、英貨債及び米貨債については同年9月26日友好的な妥結が成立したが、四分利付仏貨公債については日仏双方の主張の間に大きな懸隔があつたため解決を見るに至らなかつた。

このため、政府は昭和28年2月及び9月の再度に亘りフランスに代表を派遣して仏側と交渉を行つた。これらの会談において仏側は本件公債に金約款が存在するとの前提に立ち、本件公債発行当時即ち1910年の米仏為替相場により券面金額を割増して支払を行つべきである（名目額の約70倍となる。）と主張し、次いで譲歩案として少くとも本件公債と同時期の発行にかかる四分利付英貨公債と同等の取扱を与えらるべきである（名目額の約40倍となる。）と主張した。

これに対して我方は、本件公債には金約款なしとの前提

から、当初名目額による支払を主張したが、その後の交渉において券面額を本件公債の利払が停止された1940年における英仏為替相場により割増して支払うという妥協案（名目額の約5.5倍となる。）を提案した。

このような仏側は名目額の40倍、日本側は名目額の5.5倍が最大の譲歩であると主張してゆづらず、両当事者の直接交渉によつては解決不可能なことが明らかとなつたので双方は公平を第三者の判断を求めることが唯一の解決方法であると考えるに至つた。その結果双方の代表は、昨年4月国際通貨基金専務理事イバー・ルース氏の推薦に基いて、スエーデンのストックホルムス・エンスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏に対し実際的且つ平衡な方法で争点の解決を計ることが出来るよう支払条件を勧告して貰うことを依頼していくところ、このたびその調停案の公示があつたものである。

調停案公示後政府は直ちに英米の債券所持人団体に調停案を説いたところ、本案に基いて四分利付仏貨公債の処理を行つても英米貨債処理に関する既存外債処理協定の公平待遇の原則により異議を申し立てることをしない旨の保証を取り付けた。

なお、四分利付公債の未償還元本額は383百万フ
ラン、未払利子累積額は約67百万フランである。今後の調
停案を適用するものとすれば初年度の財政負担額は約30
9百万円となる見込である。

裏面白紙

2 請停案の根拠

今回の請停案には割増率に関する直接の計算根拠は示されていない。ただステイン氏は本件公債には金約款は存在せずまた上記の仏側の主張のような英債公債との関連も認められないとの法律的見解をとり、仏側の主張を排している。また他面日本側の1940年における英仏為替相場による割増の妥協案（名目額の約5.5倍）についても、ステイン氏は債券所持人が当時日本で258 Francにつき100円という確定換算率により円による支払を受け、これをボンドに換算するという操作をしたものとすれば、名目額の約2.2倍により支払を受けられた等であるから5.5倍の考え方をとるならば2.2倍という考え方が一応妥当なこととなるが、その後円は下落して公債契約の確定換算率は債券所持人にとって価値を持たなくなつたのであるから、円の減価の程度がFrancのそれよりも小さかつた時代の為替相場に基いて処理方法を定めるのは正当ではないとして、名目額の2.2倍により支払うという考え方もこれを採り得ないとしている。しかしながら支払中断並びにフランスフラン及び円価値下落による不利益を債券所持人に帰するのはこれまた妥

当ではないとして、~~穏~~的且つ衡平の見地からステイン氏は元本及び1940年11月15日渡以降の利子につき1.2倍の再評価を提議したものである。

3 請停案に対する日本政府の態度

今次の請停案は、従来の日本側の主張を相当に上廻り、財政上かなりの負担増加を伴うものであるが、
(1) 請停依頼に当つての日仏間の協定によれば、両当事者は今次の請停案に対し正当を考慮を払うべきこととされており、
(2) 英米債券所持人団体からもこの請停案により処理を行つても異議を申し立てない旨の保証があり、
(3) 従来の累次に亘る折衝経緯に鑑みこの程度の割増を行うことは已むを得ないものと認められる
ので政府はこの際これを受け入れることとし、この案によつて元利支払を再開するためフランス外債所持人団体と所要の協定を締結するための手続を進めるという方針を決定した次第である。

新聞発表

昭和31年7月9日

大蔵省

1、4分利付仏債の処理については、昨年3月スエーデンのストックホルムス・エシスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏より調停案の回示があつたので、政府は昨年5月の閣議において、この調停案を受け入れ、この案によつて元利支払を再開するため、フランス外債所持人団体と所要の協定締結の手続を進めることを決定した。

仏側は、昨年11月ステイン調停案に基き、日本側と協定締結のための交渉に入る用意がある旨の意向を表明したので、政府はこれに応じ交渉が開始された。

2、この交渉において、政府はステイン調停案通りの支払方法即ち、

- (1) 元本及び利子の名目額の12倍による支払
 - (2) 元本償還終期の15年延長
 - (3) 経過利子の一部の10年継延払
- を主張した。

これに対し、仏側は、債券所持人の不満を緩和するた

裏面白紙

めステイン調停案通りの支払方法と並行して、日本政府
がステイン調停案による12倍の倍率を適用した価格で
一括買入を行うことが必要であると主張した。

3、我が方は永年に亘る四分利仏債問題を解決して日仏
友好関係を促進するという見地から仏側のこの買入提案
を受け入れることとし、その場合の買入価格を幾何とするか等について日仏双方の間で折衝を重ねた結果、最近
に至り、500 フラン券1枚につき日本政府申出価格
9,496 フラン（未払利子を含む）で双方の意見の一致
を見た。

4、上記の一括買入に関しては、英米カウンシルより公平
待遇条項を発動しない旨の確認が得られることを条件と
している。

5、なお、ステイン調停案による元利払及び買入は、外国
に所在する証券について行われる。

1915年 1キロ 25フラン ... 40倍
1940. " 176,698 ... 5,5倍
1956. " 980 ²³
30, 5, 31 年 取引額
(総額の 9% ある)

38.3
- 295
67
197

裏面白紙

四分利付仮貨公債処理協定案

・・・・・が代表するフランス債券所持人全国協会（以下「協会」という。）と・・・・・が代表する日本国政府（以下「政府」という。）とは、桑港平和条約第15条の規定の趣旨に従つて、四分利付仮貨公債（以下「公債」という。）の元利支払再開に関し交渉を行い、その交渉の過程において、ストックホルムス・エンスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏に対し元利支払再開の条件に関し意見を求め、その結果図示された意見に従つてこの処理協定を締結することを決定した。

政府は、公債所持人に対しこの協定に基く申出を行おうとし、協会は、公債の所持人に宛て当該申出を受取すべることを進んで勧告する。

第一条 債還終期の延長

公債の原契約に規定する債還終期は、正確に15年間延長し、1985年5月15日となるものとする。たゞし、政府は、公債の原契約の規定に従つて、その全部又は一部を新債還終期前において償還する権利を留保するものと了解する。

第二条 原債還終期の延長期間における利子

裏
面
白
紙

前条の規定による延長期間における公債の利子は、原契約に定めるものと同じ利率によるものとし、その延長期間中の各年において半年毎に、原契約に定められたと同一の支払期日に支払を行うものとする。将来行うことあるべき協会との取扱い従い、必要に応じて、延長期間に対応する新利札を公債に附するものとする。

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1940年11月15日から1945年11月15日までに支払期日の到来する利札については、協定発行の日にについて支払うものとする。

1946年5月15日から1955年11月15日までに支払期日の到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、それぞれ新支払期日において支払うものとする。ただし、新支払期日に協定が発効しない場合は、その発効の日までに到来する当該新支払期日にかかる利札については、当該発効の日にについて支払うものとする。

1956年 月 日（協定調印の日）から協定発効の日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

協定発効の日以後に支払期日の到来する利札については、

券面記載の支払期日に支払うものとする。

1965年11月15日前に公債の全部又は一部につき
操上償還が行われた場合においては、第2項の規定により
支払期日が延長された利札で新支払期日がまだ到来しない
ものは、当該操上償還の期日において同時に支払うものと
する。

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年11月15日から1985年
5月15日までに支払期日の到来する利札の支払は、証券
又は利札の券面に記載された金額に12を乗じて得た金額
に相当する金額によるものとする。

1940年5月15日までに支払期日の到来した利札に
ついては、券面額により支払うものとする。

本協定の締結後においては、原契約、券面若しくは発行
目論見書中の「金円」なる字句の存在を理由として、又は
公債の支払通貨に生ずべき価値の変動を理由として、証券
又は利札の券面に記載された金額の割増を行うことは一切
しないものとする。

第五条 原契約の維持

公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により修正さ

れ、又は追加された条項又は語句及びかかる修正又は追加と抵触する条項又は語句を除くほか、維持されるものと了解する。ただし、ロンドンにおける公債の支払は、東京銀行ロンドン支店で行われるものとする。

第六条 公債の買入

政府は、協会との間における別途の了解事項に基き、公債の元本及び利札の支払と並行して、公債の買入を行うものとする。

第七条 支払及び買入の対象となる公債

本協定による支払及び政府による公債の買入は、協定発効の日において日本人に属せず又は日本國に所在しない証券又は利札であつて、本協定の適用を受けるための当該証券又は利札の提示によつて、政府の本協定に基く支払又は公債の買入の申出に対する受諾が確認されるものについてのみ行われる。その提示が証券の滅失又は紛失等により実施できないと判明したときは、上記の確認の手続は適宜修正されるものとする。

本協定は、その受紫のために提示されなかつた証券又は利札の所持人が現に有する権利に影響を及ぼさないものとする。

第八条 寄附

政府の申出に応ずる債券所持人は、その申出の受諾に当たり、証券面金額 500 法につき 6 法を協会に寄附するものとする。

第九条 申出の内容及び期日

政府は、債券所持人に対し、本協定に基く公債の元本及び利札の支払又は政府による公債の買入のいづれかを選択せしめる旨の申出を行うものとする。当該申出の様式及び債券所持人に対して申出を告知する方法については、政府は、そのつど協会にはかるものとする。

政府は、債券所持人に対し、上記の申出を協定発効後直ちに行うことを約する。

第十条 協定の発効

本協定は、本協定第 6 条に基く政府と協会との間における了解事項第 3 項及び第 4 項に規定する条項が履行されることを条件として、公債の支払を再開するのに必要な日本国の法律の公布の日から二月を経過した日に発効するものとする。

裏面白紙

四分利付仏債公債の買入に関する了解書(案)

前文 フランス債券所持人全国協会(以下「協会」という)

と日本国政府(以下「政府」という)との間に四分利付
仏債公債(以下「公債」という)の元利払の再開に関する
処理協定が締結されたのに伴い、協会と政府とは、政
府の行う公債の買入に関し下記の通り了解し、本覚書を
交換することを決定した。

1 買入価格

本覚書に基き買入が行われる公債には1940年11月
15日渡以降の全利札が附属していることを要する。

上記公債の買入価格は9496フランとする。

但し1940年11月15日渡以降の附屬利札が欠缺
している公債については、上記の価格から欠缺利札1
枚につき次の金額を控除せる価格により買入を行うも
のとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 500法券については | 120法 |
| (2) 2,500法券については | 600法 |
| (3) 5,000法券については | 1,200法 |

上記の価格は政府の買入申出価格であつて、公債売却に伴い課せらるべき諸税、市場において売手の支払

裏面白紙

うべき手数料、協会に対する寄附その他売手の支払うべきすべての費用は、債券所持人がこれを負担するものとする。

ロンドンにおいて買入を行う場合の価格は、上記の価格を買入日の公定英仏為替相場により換算した英額(公定の外貨交換率)とする。

2 買入場所及び買入機関

買入場所はパリ及びロンドンの2個所とする。

買入機関は政府においてこれを定める。

3 仏国大蔵省に対する免税の了解取付

協会は政府の本覚書に基く買入済証券の利払の受領及びその損益に就いては、フランス国の法律による比例税の課税はない旨のフランス国大蔵省の書面による了解を取付け、これを政府に提出するものとする。

4 英米カウンシルに対する了解取付

協会は政府の本覚書に基き行う買入に関し、英米カウンシルが1952年9月26日付ニューヨーク協定に規定する公平待遇条項に基きニューヨーク協定の改訂を要しない旨の両理事会の了解を取付けるものとし、その了解取付後政府は英米カウンシルに対し書面による確認

一九五四年二月九日パリにおいて署名された協定に従い、一方の当事者たる日本政府と、他方の当事者たるフランス政府の支持を得てゐる仏國債券持有人全國協議会とは、一九一〇年四分利付仏債公債の元利払再開に關連して生じた問題の急遽且つ實際的な解決を圖るため、調停者の意見を求めることとし、國際通貨基金専務理事イバール・ルート氏に対し、実際的且つ公平な方法でこの争点の解決を図ることができると思われる支払要件について勧告を行うこと、又はそれができない場合にはこのような任務をはたすために十分能力を有する調停者を指名することを依頼した。

上記の任務を自分自身で引き受けることが出来ないと考えたルート氏の推薦に基いて、両当事者は、私にこの仕事を代つて行う任務を託した。

上記協定の第四条には次のように規定してある。

一、両当事者は、調停者に対し、本件公債の元利払の再開方式を実

- 二、調停者の勧告は、
- (一) 優的且公平な形で定め得ると考えられる諸条件、即ち元本及び利子の金額
 - (二) 元本及び利子の償還日と支払通貨に關して勧告を行うことを依頼するものとする。

(一) 日本人所有者の手にある証券

(二) 日本に所在する証券

に与えらるべき取扱には及ばない。但し、要すれば、前二項に該当する証券であつても日本の居住者ではない所持人の手にある証券の取扱には及び得ることがあり得るものとする。

ルート氏に提出された本件に關する文書は、私に移譲された。仏側はまた私がこの任務を引きうける前から日本の英米債券及びドイツ外債の処理に關する協定文を送付し来つた。

この他私の作業中私は日本側から次の文書を受け取つた。

一、日本銀行券発行及び金兌換停止に関する法律の条文及び一九二六年から一九四一年までの間ににおける利札の支払状況調査

二、一八九七年における金本位制採用前後における日本の貨幣制度に関する法律の条文

三、「日本側申述書」

四、クノール、ブラザースの起草にかかる「四分利付仏貢公債に関する鑑定書」

五、「ソーサー、ホール教授の鑑定書に対する日本政府覚書」

私は仏側から次の文書を受け取つた。

一、ソーサー、ホール教授の起草にかかる「四分利仏貢公債の金約款に關する鑑定書」

二、ソーサー、ホール教授の起草にかかる「ソーサー、ホール教授の鑑定書に対する日本政府の覚書に關する意見書」

を

私の要求により、スエーデン外務省は、在東京スエーデン公使館に金約款を無効なりとする日本法令があれば通知するよう依頼した。同公使館は日本政府外務省条約局より得た資料により、かかる法令が存在しないことを通知して来た。

協定第三条は次の通り規定している。

「調停者は自分の判断で十分能力ありと考えられる専門家の意見を徴することことができ、また補助者を選任して協力を求めることができ。」

上記の規定により私に与えられた権限により、私は法学博士、スエーデン最高裁判所判事、前ルンド大学法学部教授ヘジアルマル、カルルグレン氏に対し、本件紛争に関する法律的問題に關し意見を述べることを依頼した。同氏の意見書及び二つの補足意見書の仏訳をここに添付する。私はまた経済学を担当しているエリク・ダーメン教授に対し、一八九七年における金本位制度採用前後における日本

の貨幣制度に関する補足的説明を求めた。最後に私は、本件の經濟的及び実際的側面に關しストックホルム、エンスカルダ銀行取締役会長ヤコブ・ワーレンベルグ氏と検討を行つた。ワーレンベルグ氏は私の提案に対し全面的に賛成を表した。

私は託された任務は、両当事者間の紛争の根柢をなしている法律的問題即ち本件公債契約に金約款があるかどうか又かかる約款の有効性に関する意見を述べることにあるのではない。私の仕事は、実際的且つ公平な処提案を作製し本件公債の元利支払再開方式を提案するにある。しかしながらかかる処理案といえども本件紛争の法律的解釈を基礎としなければならぬこと、本件の場合のように相対立する法律的觀点が經濟的面において本質的な差違を結果する場合は殊にそうであることは明らかである。

契約法及び國際私法を専攻している法律家であるカルルグレン氏

は、その意見書において、本件公債に金約款が存在しないこと、公債全体としても日本における円による支払に關する限りでもそうであると述べた。

私は無条件でカルルグレン氏の意見に従う。本件の場合において、常設國際司法裁判所がヒルビヤ公債に關する判決中において、補助的支払地における支払に關する約定の目的は、授受さるべしと約束された金額を変更するにあるのではなくて、当該地の取引慣習に従い当該金額相当の外國通貨を債券所持人に取得させるにあることは明らかであると述べていることは非常に重要だと云わねばならぬ。

(刊行物▲組二〇一二一號、三五頁) 本件の場合における實際の事情を見ても本件がこの原則の例外をなすものだという結論を引き出すものはないよう見える。

従つて私は、債務者は利札及び証券の支払を、券面表示金額につき、公債契約上の通貨を以て即ち金との比較においてフランス・フランが乗つた演算を考慮に入れることなくフランス、

フランを以て行えり足りるものであり、大英帝国又はベルギーにおける支払に当つては、右金額の当該地通貨相当額が支払わるべきであり、日本における支払の場合授受さるべき金額は、公債契約で定まつてゐる一〇〇円につき二五八フランという換算率で計算した金额であつて、この場合円金貨幣又はその相当額ではなくて支払時に通用していゝ貨幣と考えらるべきであるとの結論に達した。日本政府は一九四〇年十一月まで、その法律上の義務を履行して来たものである。従つてこの時期以前の期間を問題にすることは無用である。

サンフランシスコ条約一八条の規定によると本件公債の支払再開に当つては、法律的考慮を尊重するのみならず、万人が目して公平となる条件による処理が圖られなければならない。何となれば法律的考慮のみに基く処理は、その結果として、フラン及び円が蒙つた貨幣価値の変動があつたので、かつてその公債を硬貨を以て支払つたことのある債務者としては、実際上その債務を償還する義務を殆んど免れることになるであらうから。人が本件公債の突發的な長期に亘る支払の中止或はフランの著しい減価ましてや円の減価の責任を外国人債券所持人に帰することは出来ないのであるから、上記の結果はますます容認し得ないのである。

交渉の途上において両当事者はそれぞれ処理案を提出したがのちこれを撤回した。明確な形を探つてゐる二つの処理案は、一つの点即ち両案が二つながら一九一〇年日本政府が発行した磅公債に關連しているという点で一致している。しかしながら日本側はその処理案において両公債間には磅公債が係争の解決の基礎として採用されねばならぬといつた性質の結びつきは存在しないと如う原則的主張は変えなかつた。

フランス側の案は、公債発行の時ににおける五〇〇フラン一二〇ボンドといふ為替相場に基いて、五〇〇フランの証券に現行の二〇ボンドに相当するフラン額の価値を持たせることを提案した。このような方法で、本件公債は英磅に起つた減価の影響のみしか受けないことになるのである。しかしながら、仏貨公債の所持人が、当初本件公債がフランではなくて磅で発行されたものであるかの如き取扱を要求する、正当な権利があるといふようを関連を

両公債が持つていないことは明らかである。

日本側は、最終案において、公債の新しいフラン価値は、一九四〇年十一月公債の元利払が停止された時ににおけるフランの対磅価値に基いて計算さるべきだと考えた。この時までにフランは磅に比し著しく減価していたから、五〇〇フランの証券の新しいフラン価値は、二、七六〇フラン程度となる。しかしながら、この処理案は、公債の元利払の停止時においてフランは開拓此後よりひどく下落していたという事実及びその結果一〇〇円につき二五八フランといふ確定換算率を適用すれば、債券所持人は、利札をパリにおいて呈示した場合よりも高い価値を日本において受けける権利を持つという事実を無視していよいよ見える。日本側の提出した統計であきらかに外國人債券所持人は殆んどすべてこの方法によつて利益を得ていたように見える。

その故にいわば債権所持人は日本側が提出した妥協案による処

理を、一九四〇年十一月の対磅兼替相場による計算は、フラン対磅の間で直接に行うべきではなくて、先づ円とフランとの間は確定換算率で行い次いで円と磅とについて行つた後、証券の新しいフラン価値を現行英仏為替相場で決定するという本質的修正を加えて受取る権利があるのである。こうして五〇〇フランの証券の価値は一一、〇〇〇フラン見当となる。この計算方法のみが、債券所持人が一般的に利用していった原契約の規定により最も有利な割合で支払を受ける可能性を考慮に入れたものと云える。

しかしながら、このような基礎に立つ処理は、公平なものとは申せない。円対フランの換算率を定めた条項は、本件公債発行當時の歴史的事実の表現である。その後においてフランが円より減価したので、この条項の適用の結果、公債の元利払停止前の数年においては、債券所持人はフランで支払を受けた場合に比し約四倍の価値を持つ円金額を受取る権利を持つこととなつた。しかし

ながら終戦以来事態は逆転した。円は非常に下落して一円は約一フランに相当することとなつた。従つて公債契約の確定換算率はもはや債券者によつて価値を持たなくなつた。従つて実際円の價格の程度がフランよりも小さかつた時代の義替相場に基いて処理方法を定めるのは正当ではあるまい。支払の中斷がこの時代において起つたといふ事実は、この方式を採用する十分な理由とは考えられない。同様にして、英貨債の処理に当つて締結された協定は証券の金額を変更したものではないということに注意する必要がある。このような事情であるから、償還すべき金額を五〇〇フランから一一、〇〇〇フラン即ち当初価値の二二倍にするような操作ましてや二〇、〇〇〇フランにするような操作は是認できない。

これらをすべてを考えると、一九一〇年の二つの公債の間にはフラン公債を傍で換算することを正当とする十分な事実の併存は認められない。しかしながら公平の強い見地からして、外国人に彼等の過失に基くのではなくて公債の元利払の長い中断及びフラン及び円の著しい下落により生じた損失をあまりけちらずに補償する方法が要求される。このような事情で、合理的と思われる基礎で再評価を行う外には方法はない。私が述べて来た法律的考察を考慮に入れて、私は実際的且つ公平な問題の解決として証券の価値を当初の価値の十二倍即ち五〇〇フラン券の名目額を六、〇〇〇フランにすることを提議することとする。元利払再開の他の方式については、日本め英資債に關し締結された条件と同様の条件を採用すべきだと思われる。

ロンドン、ブライツヒル及び日本における支払については、原契約に修正を加えないとすることを提議する。

私に提出された文書からは、処理案が日本の外に居住する日本人に關する証券又は日本において呈示される証券に平等に適用されるかどうかを決定することは出来ない。従つてこの点に関する処理案は提出しないこととする。

指要

私は次の通りの処理を提案する。

一、債券終期は一九八五年五月十五日まで延長する。

延長期間中における利率は年四分、毎半年後の支払期日は五月十五日及び十一月十五日とする。

二、各証券について予定された償還のための規定は変更されないものとする。この場合第四項に該当する利札は支払期日が到来する利札は同時に支払が行われるものとする。

三、各証券の裏面表は名目額の十二倍すなわち五〇〇フラン券については六〇〇〇フランとする。一九四〇年十一月十五日以後支払期日の到来するすべての利札についても同様の評価換算を行うものとする。

四、協定締結前十年間に支払期日の到来する利札については、当初規定された支払期日後十年後に支払期日が来るものとする。この

十年間の期間前に支払期日の到来する利札及び本協定締結の日から協定発効の日までの間に原契約の規定により支払期日の到来する利札は協定発効の日ににおいて支払うものとする。

五、パリ以外の地におけるボンド、スター・リンクベルギーフラン及び円による支払に関する当初の規定は有効とする。

六、本案は、日本人に属せず又日本において提示されない証券に適用される。日本に居住しない日本人債券所持人に属する証券又は日本の居住者でない所持人に属し日本において提示される証券に平等に適用されるかどうかの問題は、今後の協定によるものとする。

外債処理内作

裏面白紙

四分利仏貨公債の金円問題について（私稿）

第一
訴訟法の問題〔一〕
仏國の開墾私法による場合

この場合、当事者の意思の解釈からして、訴訟法として仏國の法律の推定が強い。即ち、(1)当該公債の発行契約の締結地が仏國であり、(2)当該公債の表示債務額がフランス・フランであり、(3)当該公債の券面、契約書等が仏文を以て記され、(4)当該公債は仏國の證券取引所に上場登記されたものであること等が、その推定を可能ならしめる。

前例としては、東京市五分利仏貨公債の仏國における訴訟において、その訴訟法として仏國法がとられたことを挙げることができる。

〔二〕
日本の開墾私法による場合

法例は、第七条第一項で、「法律行為の成立及び効力につい

大蔵省

ては当事者の意思に從い其の何れの國の法律に依るべきかを定む」と規定して、当事者自治の原則を採用し、同条第二項で、「当事者の意思が分明ならざるときは行為法に依る」と規定し、当事者意思の推定について甚だ簡単な主義を採っている。

前例としては、東京市五分利仏貨公債の契約について法例第七条第二項を適用して行為地法たる仏國法を準拠法とした判例（昭和九年大審院判決）がある。

もつとも、法例第三〇条においては、「外國法によるべき場合においてその規定が公の秩序又は善良の風俗に反するときはこれを適用しない」と規定した留保条項が存する。

(3) ハナグ當設國際司法裁判所の判例

一九二九年の商設裁判所の判決によれば、同裁判所は、セルビヤ國及びブラジル國の発行に係る仏貨公債について、

(4) 当該公債が無記名証券であること——従つて、証券所持人

は仍ずしも最初の応募者ではなく、國債と國庫とを超越して
転換流通するものであり、変化しないものは債務者のみである
故、特に証券の権利關係と行為地法との関連を重視する
必要がないこと

四 債務者が主権國家であること

（一）單獨法について当事者間に特約が存しないこと
等を根拠として、当該仏貨公債の債權の本体及び動力に^效ついては、それぞれ、債務者地法たるセルビヤ法又はラジル法によるべきであり、これが当事者の意思に合致するものであると判示している。

もつとも、開業判所は、右の様に当該債權の本体及び動力^效債務地法によるべきものとしたのに不拘、当該公債の元利が仏國において金フランで支払われる旨の規定については、「仏國においてなさるべき、又はなすことを許される弁済の貨幣が仏

大蔵省

國の法律に依存することは何ら妨げられない」として、当該金
フラン約款の解釈については、仏國法がこれを支配するとした
のである。かかる契約の一部規定について該項の準拠法と
異なる法律を適用するのは次の理由によるものと認められる。

即ち、銀行の顧客については、その性質から、その法律行為
自体の準拠法と異なる履行地法により、又債権額が該顧客の準
拠法所屬國以外の貨幣によつて表示された金銭債権である場合
には、貨幣については、その貨幣所屬國の法律が適用されるこ
とは、広く容認されているところである。換言すれば、金銭債
権は貨幣を以て弁済さるべきものであり、貨幣の調係は、各國
の法律により規律されるものであるから、貨幣自身はつねにそ
の準拠法をもつ。貨幣制度は各國が自由に變更し得るところであ
るが、これが變更された場合に金銭債権がこれの如何なる影
響を受けるかという問題を決定するのは貨幣の準拠法であつて、

裏面白紙

[4]

大蔵省

債権の準備法ではない。一もつとも、金約款の有効期間及び履行地において金貨の流通が停止している場合の法律効果については、当該約款は單なる支払の順序に関するものではなく、債権自体の本質に関するものであるから、当該約款の附されていける債権の表示する貨幣の所屬國法ではなく、債権自体の準備法により、又はその解釈により決定されるというのが通説であるが。

大蔵省

第二

金約款の有無の問題

〔仏國法を準拠法とする場合〕

仏國裁判所の金約款が適用される範囲についての法理は、当事者の意思表示を中心として顧る自由に展開されているようである。即ち、

- (1) 証券面、契約書、目論見書等の公債発行契約に関する警戒の何れかへ証券自体と証券作成前の行為との間に何ら判断の順位を附けず、に、金フランの文字があるが、又は選択支払を認めた公債証券において外國における支払が金貨幣又は下落しない貨幣によることが示されている場合においては、金フランの約定があつたものと見る。
- (2) 金フランが必ずしも金フラン支払を約定した意思に非ずとする主張、又は選択支払の場合において仏國における支払は他国におけるその國の貨幣による支払とは独立するとの主張

大蔵省

は、排斥する。

(4) 債券所持人がフラン下落後長期にわたつて、紙幣フランによる支払を受領し、何人も金フラン支払を求めた者がなく、
ために金フランなる文字が全フラン支払を意味するものでなく
くなつたと反論するが如き外部的専情を絶対に認めぬ。

従つて、仏國法を準拠法とする場合、当該金円文句は、当然
に金約款（金貨約款の外に金圓額約款も）を意味するものであ
り、惹いては、仏國におけるフラン払も金フラン支払によるべ
きものとされる可能性が多い。

もつとも、仏國側代表が、第三回四分利英貨公債並みに遇遇
して怪しいと云うのは、四分利仏貨公債について金フラン払を
請求し得るものとするときは、經濟上、当該公債所持人は佛國
ひ弟の価値が下落した今日において、英米貨債所持人以上の權
利を有することとなり、權利平等の「會議の原則」に反するこ

大蔵省

とを考慮したからであらう。

(二) 日本法を準拠法とする場合

(1) 四分利仏貨公債が発行された一九一〇年（明治四三年）においては、日仏両国とも金本位制度を採用し、自由铸造及び自由兌換が認められており、従つて、当時としては、仏國における支払は仏國の金貨又は兌換券により、日本における支払は日本の金貨又は兌換券により行われた。

かくの如く当時ににおいては金、紙の開きはなかつたのであるから、「二五八フランに付き一〇〇金円の割合で支払う」との証券面の文句は、「二五八金フランに付き一〇〇金円の割合で支払う」という意味と同意義に使用されたもので、それは「フランと四との交換割合を規定したものである。この点は、過故金四文句と併列されている所の文句「ロンドンにおいては巴里宛の為替相場により、プラツセルにおいては巴里宛の為替平価をもつて...支払う」に対比しても、それがフラン

大藏省

ス、フランを基準として支払額を計算する割合を定めていると見るのが妥当である。また「金貨を以て支払う」との契約書の文句も、契約当時においては金貨で支払うも兌換券で支払うも債務者としての日本政府の負担關係は同一であつたが故に、何らかの特約条款としてではなく、当然の文句として規定されたものである。即ち、当時の事情を勘案するならば、反対の明文規定がない以上、当該金円貨幣文句には、金貨以外の兌換券（後に不換紙幣）による支払の受領を拒絶する意味は全然含まれていないと解すべきである。従つて、当署者の意思解釋上、当該公債に何らか金貨約款ありとは解することはできない。

(2) 次に、当該公債発行当時においては、日仏両國とともに、金価値担保の金銀債権の存在は一般化されておらず、当時においては貨幣価値の変動は全然予見されるべくもなかつた。

大蔵省

尋ね、当該公債証券においては、「金公債」の表示がなく、基準となるべき金貨の品位及び目について何ら規定するところがなく、従つて、平価切下げに対する何らの補償も考慮しておらない。従つて、当事者の意思解釈上、特別の価値担保に関する文句を欠くことと相俟つて、当該公債に何らか金額約款ありとは解し得ない。

二 ハーベ常設国際司法裁判所の判例

前記第一の(三)に記した一九二九年の同裁判所の判例においては、同裁判所は、^{BRASIL} ブラジル國発行の仮貨公債事件に關し、^{BRASIL} といふ文句について、ブラジル國がこれを金本位制度下における慣行的な表現であると主張したのに対し、明確に、この主張を斥け、同裁判所の任務は、かかる文句を抹消無視することではなくて、これを解釈することであると反論し、外債貨幣の所属國法たる仮國の法律により、金約款の存在を認

め、当該文句は、金貨弁済を意味するものであり、且つ、金貨による弁済が不能の場合は金額値を基準として弁済すべき義務をも包含すると判示した。

第三章 金約款の有効性の問題

門 仏國法を準拠法とする場合

(4)

法廷地が仏國である場合

仏國民法一八九五条においては、「金銭債務より生ずる債務は常に契約に表示された政権の金銭に止まる。若し支払期以前において貨幣の變更又は下落ありたるときは、債務者は其の貸与されたる政権の金銭を返済することを要す。且つ、その金額は支払期において通用する貨幣により返還することを以て足る」として名目主義の原則を宣明している。

仏國裁判所は、右の民法の規定と銀行券の慣習通用力を認めた法律の制定に基き、銀行券の慣習通用時代における金約款を無効として判示した（一八七一年マルセイユ高等裁判所、一八七三年大審院）。即ち、これは、銀行券の慣習通用を認める法律が公序維持のために銀行券と金貨との平値關係を法

裏面白紙

的に規制している以上、各人及び裁判所は共に之を認めざるを得ないという點特に甚くものである。但し、かかる無効判決は国内契約に附された金約款についてである。

國際契約に附された金約款（請求者が外國若しくは外国人である場合又は弁済地が外國にある場合）については、仏国裁判所は、銀行券の幣制通用力を規定した法律は、仏国内における貨幣流通の秩序を維持するためには規定されたものであり、当該法律は國內關係においてのみ公序法たるの性質を具有するもので、これを仏國國境を越えてまで與与せしめることはできないとし、更に和平の概念を展開して、一定の債務のある賞幣を取得し、然もフラン下落により不当に利得することの不當合意ことで、請求者は金貨フランを基礎として支拂を行うも何ら損害を蒙ることがないにも不拘、下落した賞幣で支払うことは信義誠実の原則に反すると認じて当該金約

大　　統　　省

款の有効を判示した（一九一七年セイヌ民事裁判所、一九一九年巴里律法院、一九二〇年大審院、一九二三年セイヌ民事裁判所、一九二八年大審院）

而して、かかる判例に得合するよう、一九二八年の平価切下法及び一九三六年の再平価切下法においては、同法に規定するフラン貨の新しい平価の定義は、同法施行前に金フランを以て有効に締結された國際的支払に適用せられることがない旨を明文を以て規定している。なお、この場合における國際的支払の意義は、一國より他國への資金の二重の移送を包含する契約の履行として行われる支払をいうものとされている。

かくのごとく、仏國法を準拠法として仏國裁判所において問題とされる場合には、四分利仏貨公債の金円文句は金約款を意味し、当該金約款は、國際的支払に関する契約に

附されたものとして有効であるとの立場をとられる公算電太である。仮に、金均歎そのものが否定されるとしても、雷平の観念に出発する実際債務主義の底流があるにおいては、仏國法に準據する場合我が方に極めて不利であろう。

(問) 法廷地が日本である場合

債権の準據法自体としては仏國法によるため、開記第二の(問)に記した通り、固分明利仏賃公債の「*Yerai*」の文句について此、それが金貨約款及び金價通約款を意味するものとなる可能性が多いし、開記(問)の通りその有効性が認められる公算が大きい。

もつとも、債権自体の準據法としては仏國法によるとしても、この場合法例第三〇条の留保債務に至る外國法により規制され、又は弁済貨幣の關係は当該貨幣の制定國の法律に準據すべきが当事者の意思表示上も当然なりとして、当該金内

文句は金両紙に非ずと判斷する余地も存する。この場合、仮に金貨約款自体については、これを認めるとしても、本邦において金貨の兌換が停止されている以上、金貨との同一性を失つていなければ銀券をもつて、従来の清酒瓶（二五八フランに付銀一〇〇円）を發兌することなくして、その額を弁済することにより、当然先償され得べく、これを否認することはできないと主張することなでまよう。

また、仮に、一定額までは金貨を以て弁済が不適ではないとしても、当該金貨は、その名目価値により通貨としての流通が認められている以外には、そのへつかい、商品としての取引等は金管理法により、その輸出は通商運送法により、それぞれ制約されているところであつて、かかる金貨による支払の受領は、日銀券による支払の受領と比較して、法的的に全く同一であることを主張し、市場に金貨が減少である現

大　政　省

在、金貨弁済を必要することは権利の濫用と断ることもある。

(2) 日本法を準拠法とする場合

(1) 法廷地が日本である場合

この場合においては、固有利仮賃公債の金円文句が金約款を意味するものではないと解されるが故に、専該約款の有効性について問題にする余地はない。(金約款が眞に有りとする場合の有効性については別に論ず。)

問 法廷地が仏國である場合

実際には、かかるケースはないであろう。

(3) 國際司法裁判所に付託される場合

平和条約第二二条においては、「特國請求権裁判所への付託又は他の方法で解決されない條約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めると當は、紛争は、いづれかの紛争

大　　統　　計

当事國の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない」との規定がある。従つて、四分利仮貸公債の金円開運も同裁判所に付託される場合を考慮しておかなければならぬ。

この場合、国際連盟の司法機關であつたハーダ常設国際司法裁判所の判例は、当該裁判所が国際連合の司法機關たる国際司法裁判所と実質的には同一性を保持していること（例えば、両者の裁判所組織を基礎として後者の裁判所規定が作られ、又裁判所のより前者に付託されるべきケースは現今前者に付託されるべきこと等）に顧しても、或る程度の統一性が確保されるものと考え得るならば、前記第一の回及び第二の回に掲げたハーダ常設国際司法裁判所の判例を基礎として、本件を考えることは可能であろう。

当該判例によれば、主権國家の発行した無記名証券たる外貨

公債については、その債権の準拠法を債務者地法とし、それにも不拘、当該公債の履行の問題一株に弁済地貨を示す契約部分については、当該貨幣所屬國法に依存することを妨げないとしている。

従つて、この場合においては、固分利仮貨公債の債権の準拠法が日本法たるものならず、問題となる弁済地貨（金円）それ自体も日本法に依存することとなる。従つて、日本法による判断が許されることとなるが故に、前記第二の（）に記したように、金約款の不存在を主張し得る可能性が考えられる。

参考

- 大　　省
高　　柳「東京商五分利仏貨公債の設定書」
島　　田「仏國における金約款問題について」
江　　川「關稅税法」
小　　河谷「貨幣通匯の委曲と契約」
　　「金約款論」

大蔵省

外債処理に関する法律問題

ニセ五ニセ 法規課

一 旧外債の処理に関する対策（案）B一の複式乗換案によつて検討して見ることとする。

(1) 元本の処理

「未償還元本額（満期到来済分を含む。）について、これに相当する元本額の新債を交付する」ことについては、国債整理基金特別会計法（以下法といふ。）第五条の国債の整理又は償還のため必要な額である限り立法措置を必要とせず、同条によつて處理できるものと考へる。

(2) 未払利子の処理

全外債の未払利子累積額（昭和二十六年度分までの分）について、これに相当する元本額の新債を交付する。」ことについては、利子は法第五条の國債には含まれないから、当該利子に係る償済を消費貸借に切り換え國債を交付することは特別の起債法を必要とすると考へる。

大蔵省

(3) 未償還元本額に対する遅延利子の処理

未償還元本で満期到来済分については、遅延利子がつくかどうかは第七条によれば当事者の意思により、分明ならざるときは行為地法によることになるので、この場合は、個々具体的な外貨債の約款及び起債地の法令を検討する必要があるが、その検討の結果当然遅延利子がつくものであれば、これについても元本化をはかるとすれば新起債法を必要とし、又当然には遅延利子がつかない場合においても彼此権衡の上遅延利子を附すこととすれば、債務負担についての法的措置と更に起債法を必要とすることになる。

二 一に述べた如く、複式収支案によれば一部については必ず法的措置を要するのであるが、更に、現行の国債整理基金特別会計法は相当古いので解釈上判然としない点もなしとしないので、外債の処理については、全体について立法措置を講ずるのを至当と認める。

大 藏 省

三代表団による交渉と立法措置

外債の処理については、わが代表団が各國の外債所持人保護理事会（私的團体）と新債権権の協定を結ぶに際して、立法措置は、交渉後においてなすべきかどうかについて検討するに、右にいう協定は、いわゆる条約に準ずる協定とは考えられないもので、当方の案を提示して、交渉し、国会の議決（立法）を条件として協定を結ぶことは差支えないものと考へる。本外債の処理は、法的に強制しうるものでないから、協定のまとまつたところで立法措置を講ずるより外ないものと考へる。

なお、右の交渉に當る日本国の代表は、日本国を正当に代表しうる資格を有する者でなければならず、外債の処理については大蔵大臣の権限に属するのであるから、特に他の者に処理の権限を与えるとすれば法的措置を要するものと考へる。

(参考)

外債処理に関する国債整理基金特別会計法にいう「国債」の解釈について

一 「第一条第二項の国債」

1 国の金銭消費貸借による元本債務と解する。消費貸借によらない債務についても、それが消費貸借に切り換えられた場合は国債と解する。

2 登録国債又は国債証券をもつて表示される国債が含まれることとはいうまでもないが、その他に借入に係る債務も入ると考える。

3 借入に係る債務のうち、長期借入金については、その発行、償還が歳入歳出に立つことになるが、短期証券及び短期借入金については、歳入歳出にたたないがその「償還発行に関する費用」の中にはこれらの発行償還に関する経費及び利子の経費が入るものと考える。

大蔵省

「国債」の中には「元本」のみで利息は入らないと解することについては、法律上判然とはしないがしからざればあらゆる國の債務が含まれることになり妥当な解釈とはいえない。利息そのものは消費貸借による債務でないから國債の中に含ましめないことが妥当であり、國債の利子の支出に関しては、「國債の償還発行に関する費途」で読むべきものであると解する。

二 第二条

1. 第一項の繰入金には、いはゆる國債の外に、長期借入金並びに短期証券、短期借入金の償還に要する経費及び利子を含むものと解する。

2. 第二項は、國債の元本償還財源としての繰入額の最低限度を規定したものであつて、ここに「國債の元本」ということは、國債には利子債務を含むかの如き観を考へるが、ここでは、第一項との關係において、特に元金償還の場合について規定する旨を明らかにしたものと解すべきである。又同項及び第三項

「國債總額」も帽子を含まない元本のみであることはいうまでもない。

3 又、第四項の規定は、購入に関する規制を外す意味の規定であつて、これらの証券又は借入金の元本が國債であることを排除する意味を有するものでないことはいうまでもない。

三 第二条の三

1 本条にいう「國債の元金」又は「國債」の意義も以上述べたようく解すべきものと考える。

第三条

1 「國債借換」の「國債」も國債元本と解すべきは当然である。

五 第四条

「國債」とは、本条の根拠上國債証券及び登録國債に限定すべきであろう。

六 第五条

1 「國債の整理」

大 藏 省

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

大蔵省

「国債」は、前述の如く元本を意味するものと解すべきであり、その元本債務の償還期限が到来していると否とにかかわりないものと解する。

「整理」の意味は、別に法的に定義づけられていないが、各種の条件の異つた国債を整理し統一することを意味するものと解する。即ち、利率、償還期限、担保約款等を整一にすることを意味するものと解する。この場合においても、新債を起債することになるので、旧債の償還が行われたことになる。乗換も整理の一方法と考えられるが、法的効果においては償還起債ということに変りはない。

2 「国債の償還」

「国債」の意義はノと同様であり、「償還」の意義は、元本の償還であり、利子の支払は含まないと考える。借換は償還の一方法である。又乗換も整理も法的効果としては償還起債を伴うものである。

大蔵省

したがつて「整理」はその効用から見た場合の言葉であり、償還は広く消費貸借に係る債務の消滅といふ見地から見た言葉であると考えられる。

3. 「必要な額を限度として起債することができる。」

同額であることを必要としないが、不利な条件で整理する場合や借換える場合はどうであるか、起債市場の状況によるものであつて、旧債の条件よりも不利であるからといつて本条の違反とはいえないものと考える。

へ第六条によれば計算上利益ありと認めるときは、額面以上にても買入償却をなすことができることになつてゐるが、本条は額面額以上の価額での買入償却についての特例を認めたものであるが、買入償却を行う場合は、額面価額以下で買入れることが原則である。その例外として特則を置いたものと考えられる。その償還財源の調達のため第五条の規定により国債を発行する場合には、旧債よりも不利な条件になることも考えうる。」

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

四分利付仏債在内証券の取扱に関する法制局
との打合の結果

(昭31.7.21)

- 1 四分利付仏債在内証券を、在外証券から区別してステイ
ン調停案による割増倍率を適用しないこととすることは、特
に記名証券においてその傾向が顕著な債権者平等原則との関
係から相当問題はあるが、特別の立法を以てすれば、実行可
能である。
- 2 四分利付仏債の処理に関する特別法において、在内証券
を区別して取扱うこととする場合、その理論的根拠としては
次の両論が考えられる。

(1) 今回の仏債交渉は平和条約第18条10項に基いて開始
されたものであるが、その支払条件について、日仏双方の
意見が一致しなかつたため、公平な第3者の意見を求める
こととなり、その結果回示された調停案に基き処理を図ら
んとするものである。しかして政府は日仏双方の意見が対
立してこれ以上支払中断が継続しては、日本外債の信用
を害し、日仏国交上好ましくない影響があることを考慮し、
調停案に基く割増払を行うことを承認したものである。し
かるに日本人所有の証券については、英米債とことなり、
日本においても支払う旨の附款があり、これによつて支払
は戦後を通じ継続して行われて来ており、上記のようを外
(略)

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

交的な考慮の必要は認められないものであるから、特に割増を認める必要はない。

- (2) 在外証券に対する割増は債権者の責に帰すべからざる長期に亘る支払の中止に対する損害賠償の性質を持つものであるから、支払の中止がなかつた国内所在証券（非居住者所有分も含む）に対しては割増を行う必要はない。ただ、この場合過去の利子については説明がつくとしても元本及び今後の利子の増増について計数的に説明が困難である。
- 2 在内証券につき区別扱を行うとしても、海外における支払再開後においても、確定換算率による円払（券面額の約4割）のみを実施し、契約上保証されているフランによる支払を拒否することは、財産権侵害であるとの反論を惹起する懼れがあるので、日本銀行が利札をとりまとめてベリに取立に出す等の観念構成をとり、少くとも券面額による支払の受領を保證すべきである。

裏面白紙

在外仮貸公債の処理に関する
法律案想定問答

昭和 31 年 11 月
(第 25 回臨時国会)

理 財 局

目 次

第 1 本公債の概要

- | | |
|--|----|
| 1問 本公債発行の経緯如何。..... | 1頁 |
| 2問 本公債の元金の償還期限は到来しているのか。..... | 2 |
| 3問 当初発行額は450百万フランであるとのことであるが現在額も同様か。..... | 3 |
| 4問 当初全額がフランスで発行されたとのことであるが現在もそのままで。..... | 4 |
| 5問 本公債在内訳券の分布状況はどうか。.... | 5 |
| 6問 本公債発行以来の利払の状況はどうか。..... | 6 |
| 7問 わが国の外債については、戦時中外債処理法により邦債の借換が行われたとのことであるが、仏債についても同様に借換が実施されたか。..... | 7 |

第 2 交渉の経緯

- | | |
|--|----|
| 8問 本公債処理交渉はどのようにして開始されたか。..... | 8 |
| 9問 本公債の処理交渉において仏側はどういう主張をしたか。..... | 10 |
| 10問 本公債の処理交渉において日本側はどういう主張をしたか。..... | 11 |
| 11問 本公債処理交渉における政府の相手方であるフランス有価証券所持人全国協会はどんな団体か。..... | 14 |

裏
面
白
紙

- 12問 何故調停に付したのか。 15
13問 調停案の内容はどうか。 18
14問 調停案に対して日仏双方はどのよう
な態度をとつたか。 19
15問 調停案回示後協定が成立するまでの
経緯如何。 20
16問 協定(調停案)における12倍割増
の根拠如何。 22

第3 条文関係

(第1条関係)

- 17問 本公債の処理について法律を要する
理由如何。 25
18問 本公債処理に伴う新規の債務負担に
は予算のみで十分ではないか。特に
法律を要する理由如何。 26
19問 英米貨債の処理につき法律を要しな
かつた理由如何。 27

(第3条関係)

- 20問 本件公債の元金の償還期限を何故15
年間延長するのか。 28
21問 債還期限の15年間延長が法律によ
つて規定されている理由如何。 29
22問 英米貨債の処理において元本の償還
期限を10年又は15年延長したこ
とにについて法律を要しなかつた理由
如何。 30

- 23問 協定においては一部経過利札の10年間繰り扱が規定されているが、このことが法律に規定されていない理由はどうか。 31
- (第4矢関係)
- 24問 協定においては、名目額の12倍により支払う旨が規定されているが、法案においては名目額の11倍に相当する金額を交付することとなつている。この関係はどうか。 32
- 25問 法案に規定はないようであるが、国内所在証券の取扱はどうなるのか。 33
- 26問 国内所在証券に加算金を附さない理由如何。 34
- 27問 本公債の在内分と在外分は同一銘柄の公債の二つの部分として同一のステータスにあるにも拘らず、本公債の在外分にのみ加算金を附し、在内分にこれを附さないことは、法のもとの平等を規定した憲法第14条との関係から問題はないか。 35
- 28問 支払中断があつた在外証券についてのみ加算金を附すこととしたのは、加算金を履行遅滞に基く損害賠償と考えているからであると思われるが、損害賠償額を名目額の11倍相当額と算定した根拠如何。 36
- 29問 スtein調停案においては、元本及び利子の割増の理由の一つとして、円及びフランの価値下落をあげている。割増は、この貨幣価値下落を補償する性質のものであるとの見地に立てば、在内証券についても割増が行われるのが当然ではないか。 37

- 30問 今回の割増支払が、本件公債の所持人に限り、且つその保有証券の金額に比例して行われることを見れば、政府がこれら証券自体に割増を行るべき価値を認めていることは明らかである。このように今回の割増が証券自体の価値に基くものであれば、在外証券についてのみ割増を行い、在内証券について割増を認めないととは、在内証券所持人の権利を侵害するものであり、このような差別的取扱を規定した法律は憲法に違反するものではないか。..... 38
- 31問 今回の措置は平和条約18条の規定に基くものであると云うが、その措置が平和条約18条の適用がある連合国人のみではなく、旧枢軸国人及び中立国人にも及んでいる理由如何。.... 40
- 32問 日本人が所有している国外所在証券についても他の在外証券と同じく支払中断があつたのであるからこれにも加算金を附するのが当然ではないか。..... 41
- 33問 英米貨債の処理に当つても、本公債の処理の場合のように割増が行われたのか。..... 42
- 34問 英米貨債については、本公債におけるように在外証券及び在内証券につき区別した取扱がなされていない理由如何。..... 43
- (第5条関係)
- 35問 調停案にない公債の一括買入が加わった理由如何。..... 44

36問 在外仏貨公債の一括買入はどういう
法的根拠に基いて行われるのか。 45

37問 買入価格9,496 フランにきまつた
のはどういうわけか。 46

38問 本公債の処理特に一括買入を認める
ことについて英米貨債との関係はど
うか。 47

第4 今後の手続

39問 この法律の成立後の手順はどうなる
のか。 49

第5 予算関係

40問 今回の措置を実施するための所要資
金はいくらか。 50

41問 所要資金は約21億円のことであるが、これについて新規の予算措置
を講ずる必要があるのか。 51

42問 所要資金は予算上いかなる財源をも
つて支出するのか。 52

第6 東京都債関係

43問 東京都債はどうなつているのか。 54

第7 英米貨債関係

44問 英米貨債の処理状況はどうなつてい
るのか。 59

45問 昭和27年9月ニューヨークにおいて締結された英米貨債処理協定の内
容はどうか。 62

第8 有効化法関係

- 46問 外貨債を借り換えた者の一部から、外貨債の借換について事実上の強制があり且つ借換価格が不当であつたから補償せよという要求があるが、どう取扱つているのか。 63
- 47問 英米貨債の有効化は、どのような証券を対象としているのか。また有効化の状況はどうか。 64
- 48問 旧外貨債処理法（昭和18年法律第60号）による外貨債の借換に際し、外貨債の所有者の承諾なしに借り換えられたいわゆる穴あけ外貨債の有効化の問題はどうなつているか。 69

第9 遺族国債関係

- 49問 遺族国庫債券の償還はどうなつているのか。 72
- 50問 本件仮貨債処理のため国債償還費が増嵩することによつて、遺族国債の償還に支障を來すようなことはないか。 74

第10 ドイツ、イタリーの外債処理

- 51問 ドイツの外貨債処理の大要如何。 76
- 52問 イタリーの外貨債処理の大要如何。 77

1 問 本公司債發行の経緯如何。

答 本公司債は明治43年(1910年)、当時の低利借換政策のもとに、5分利付軍事公債その他の5分利付内債^{償還}国債を整理する目的をもつて、国债整理基金特別会計法第5条の規定に基いてフランスにおいて発行された。その起債額は450百万フランである。

(注) 国債整理基金特別会計法第5条「政府ハ国债ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額を限度トシテ起債スルコトヲ得」

24 問 本公債の元金の償還期限は到来しているのか。

答 本公債の原契約による償還期限は昭和 45 年 5
月 15 日であり（60 年債）、従つてまだ償還
期限は到来していない。なお、在外仏蘭公債に
ついては、本法案第 3 条の規定によつて償還期
限は 15 年間延長される結果昭和 60 年 5 月 15
日となるわけである。

裏
面
白
紙

3 問 当初発行額は450百万フランであるとのことであるが現在額も同様か。

答 本公債は戦前に於いて、本邦内所在証券の買入消却により34百万フランの消却が行われた。更に戦後に於いて財産税の物納により33百万フランの消却が行われた結果現在未償還元本額は383百万フランとなつてゐる。

裏
面
白
紙

4 問 当初全額がフランスで発行されたとのことであるが
現在もそのままか。

答 四分利付仏債は当初総額 450 百万フランがパリ
に於て売り出されたが、原契約上その支払はパリ、
ロンドン及びプラツセルにおいて行われる外、日本
において 258 フランにつき 100 円の確定換算率
を以て行われる旨の附款がある。第一次大戦を契機
としてフランの為替相場の低落傾向が著しくなり、
本邦において円払を受けるのを有利としたため、証
券は逐次本邦内に流入し來り、その結果現在未償還
元本額 383 百万フランのうち約 275 百万フラン
(71.5%) の証券が本邦内に所在している。従
つてその残額の約 108 百万フランがフランスをは
じめ本邦外に所在しているわけである。

裏面白紙

5 問 本公司内訳券の分布状況はどうか。

答 本公司内訳券の所有者別内訳は次の通りである。

1	政府	(単位 ドル)	42,117
2	地方公共団体分		1,472
3	金融機関所有		190,080
4	其他法人所有		22,312
5	個人所有		19,201
	合計		275,162

(注) 1 ドルは約1.03円に相当する。

裏
面
白
紙

6問 本公債発行以来の利払の状況はどうか。

答 本公債発行以来原契約の条項に従つて滞りなく利払が実施されて来たが、昭和15年、今次大戦の勃発により海外送金の途が杜絶したため、本邦外に所在する公債の利払は中断されたまま終戦に至つた。平和回復後政府は、これら本邦外所在証券の所持人の代表と支払再開の条件について交渉を行い、その結果さる7月27日支払条件を取りきめた「四分利付仏貨公債に関する協定」の成立を見たが、この協定はまだ実施されていない。従つて本法案が成立し、その結果上記の協定が実施されることとなれば、在外仏貨公債の利払は17年ぶりに再開されることになるわけである。なお、本公債の国内所在分については、戦時中及び戦後を通じ258フランにつき100円という公債所定の確定換算率により円貨による利払が支障なく実施され今日に及んでいる。

7問 わが国の外債償については、戦争円外債償処理法により邦
債の償還が行われたとのことであるが、仏債公債について
ても同様に償還が実施されたか。

答 今次大戦の勃発以来外債の利払は原則として停止された
が、昭和18年戦争が長期化の模様を呈するに至つたので、
日本人債券所持人のために利払の途を開くことを主眼とし
て、旧外債償処理法（昭18年法律第60号）が施行され、
日本人所有の英債券及び米債券については原則として邦債
への償還が行われた。

しかしながら、仏債公債については、原契約に基き日本に
おいても所定の換算率により円債による支払を受ける途が
開かれていた等の理由から邦債への償還は行われなかつ
た。

2問 本公債処理交渉はどのようにして開始されたか。

答 本公債は、明治43年（1910年）仏国において発行されて以来原契約の条項に従つて滞りなくその支払が実施されて来たが、昭和15年（1940年）今次大戦の勃発により海外送金の途が絶したため、海外における支払は中断されたまま終戦に至つた。平和の回復に伴い政府は、桑港平和条約の調印後政府が戦前債務の支払再開の交渉を開始する義務を規定した同条約第18条⑩項の規定に従い、仏国、英國及び米国で発行された外債の元利払の再開のため交渉を行うこととし、昭和27年7月よりニューヨークにおいて外債処理会議を開催した。この会議においては、英貨債及び米貨債については同年9月26日友好的な妥結が成立したが、本公債については日仏双方の主張の間に大きな懸隔があつたため解決を見るに至らなかつた。

（注） 平和条約第18条⑩項

日本国は、日本國の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、これら

裏面白紙

の債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

96問 本公債の処理交渉において仏側はどのような主張をしたか。

答 政府は、昭和26年2月及び9月の再度に亘りフランスに代表を派遣して仏側と交渉を行つたが、これらの会議において仏側は、本件公債に金約款が存在するとの前提に立ち、本件公債発行当時即ち1910年の米仏為替相場により券面金額を割増して支払を行うべきである（名目額の約70倍。）と主張し（第1回昭和26年2月—4月）交渉）次いで譲歩案として少くとも本件公債と同時期の発行にかかる第三回四分利付英貨公債と同等の取扱を与えられるべきである（名目額の約39倍。）と主張した。（第2回（昭和26年9月—11月）交渉）

裏
面
白
紙

10 問 本公債の処理交渉において日本側はどのような主張をしたか。

答 我方は、本件公債には金約款なしとの前提から、当初名目額による支払を主張したが、その後の交渉において、先づ本件公債による未払利子のみにつき各支払期における英仏為替相場を適用して割増を行う（利子のみについて名目額の2.9倍となる）という処理案を提示し（第1回（昭和26年2月—4月）交渉）、次いで当面額を本件公債の利払が停止された1940年における英仏為替相場により割増して支払うという妥協案（名目額の約5.5倍となる。）を提案した。

（第2回（昭和26年9月—11月交渉）

裏
面
白
紙

(注) 分割付仏貨値各通算の比較

1 発行時の金価値を保証する案

(金約款を履行した場合)名目額の114倍

a 1910年における500フランは純金466717オンス。

b 純金466717オンスを現行フランで評価すると57,

172,83⁷⁷フラン

c 57,172.83÷500フラン=114倍

2 発行時の米仏為替相場を保証する案

(仮想基本的王法)名目額の70倍

a 1910年における500フランは100ドルに相当。

b 現行米仏為替相場(1ドル=350フラン)で100

ドルをフランに換算すると100ドル=350フラン

×100=35,000フラン

c 35,000フラン ÷ 500フラン = 70倍

3 発行時の英仏為替相場を保証する案

(仮想英協案)名目額の39倍

a 1910年における500フランは20ポンドに相当。

b 現行英仏為替相場(1ポンド=980フラン)で20

ポンドをフランに換算すると20ポンド=980フラン×20

= 19,600フラン

○ 19,600フラン ÷ 500フラン ÷ 39 倍

4 開戦直前の英仏為替相場を保証する米

(日本側妥協案)名目額の 5.5 倍

a 開戦直前の英仏為替相場(1ポンド—179フラン)

で、500フランをポンドに換算すれば

$$500\text{フラン} - \frac{500}{179}\text{ポンド} = 2,793\text{ポンド}$$

b 現行英仏為替相場(1ポンド—980フラン)で、

2,793ポンドをフランに換算すれば
2,793ポンド — 2,793 × 980 フラン — 27,300

○ 27,300フラン ÷ 500フラン ÷ 5.5 倍

5 元本及び今後支払期の到来する利子について名目額
による支払を行い、支払期が到来したもので未払利子と
なつている分は、利払時ににおける英仏為替相場を保証す
る案(日本側基本的主張)

4 分利付仏貨公債証券1枚につき、1940年11月
渡利札以降1954年11月渡利札迄の未払利札かつ
いているものとすれば、各利札の支払期日における英
仏為替相場による割増を行つた結果は、未払利札全体
について名目額の約 2.96 倍の債務増加となる。

11問 本公債処理交渉における政府の相手方であるフランス有価証券所持人全国協会はどんな団体か。

答 フランス有価証券所持人全国協会は、フランスにおいて発行され又は取引される有価証券のフランス人所持人の利益権益のためあらゆる措置を講ずることを目的とする団体である。同協会は定款の規定に基き、必要がある場合は、フランス政府の支援を要請し介入を求めることが出来る。

同協会は本公債のフランス人所持人を法律的に代表するものではなく、従つて元利仮測との間に協定を締結したことにより直ちに本公債所持人が拘束を受けるわけではない。しかしながら、日本政府が個々の所持人に対し、元利仮及び買入についての申出を行うに当つては、協会は所持人に對し、日本政府の申出に取上の考慮を払うことを勧奨し、買入提案を受諾することを勧告することを約している。

裏
面
白
紙

12問 何故調停に付したのか。

答 日仏間の再度に亘る処理交渉において、仏側は名目額の40倍、日本側は名目額の5.5倍が最大の譲歩であると主張して譲らず、両当事者の直接交渉によつては、解決不可能なことが明らかとなつたので、双方は公平な第三者の判断を求めることが唯一の解決方法であると考えるに至つた。その結果双方は、一昨年4月国際通貨基金専務理事アイバー・ルース氏に対し同氏自身で実際的且つ公平な方法で争点の解決を計ることができるように支払の条件を勧告するか、又はこの任にたまる専門家を指名して貰うことを依頼した。この依頼に対してアイバー・ルース氏より、自分自身は多忙で調停を引き受けることは出来ないとして、スエーデンのストックホルムス・エンスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏を調停者に指名して來たので日仏双方は同氏に対し調停案の回示を依頼した。

(註) 調停依頼に関する協定の主要規定

第1条—専門家の指名—

両当事者は国際通貨基金のアイバー・ルース氏に専

裏
面
白
紙

し実際的且つ公平な形で問題の解決が計られ得る
と考えられる処理案に関する勧告を自ら与えること、又はそれができない場合にはこのようを使命
をもつ十分資格のある専門家を同氏に指名して貰
うことを依頼する。

第4条－専門家の勧告－

- （一）両当事者は、エキスパートに対し、仮貨債の元利払の再開方式を実際的且衡平な形で定め得ると彼が考える諸条件、即ち
 - I) 元本及び利子の金額
 - II) 元本及び利子の償期日と支払通貨
について勧告を行うことを依頼するものとする。
- （二）エキスパートの勧告は
 - I) 日本人所有者の手にある債券
 - II) 日本に所在する債券
に与えらるべき取扱には及ばない。但し、要すれば、前二項に該当する証券であつても日本の居住者ではない所持人の手にある債券の取扱には及び得ることがあり得るものとする。

B

裏
面
白
紙

第7条—専門家の勧告に対する同意—

- ▲)両当事者は、法律的見地からは専門家の勧告に従う義務はないけれども、この勧告は両当事者により正当を考慮が払われるべきものとする。
- ▶)併し乍ら、日本政府は、専門家の勧告については、必ず英米カウンシルに対し勧告の内容を諮り、両カウンシルからニューヨーク協定に規定された公平待遇の条項に依り、ニューヨーク協定の改訂を要求することはしない旨の保証を得た後でなければ考慮しないものとする。
専門家の勧告が日本政府により受諾可能なものと判断された場合でも、日本政府は必要な場合には、国会の承認を得たのちでなければ、これに同意し得ない。
-)アソシアションは、その顧問達に諮つた後でなければ専門家の勧告を考慮しないものとする。

裏
面
白
紙

13 問 調停案の内容はどうか。

答 調停案は金約款なしとの法律的前提出立ち、大要次の

3 点より成る支払方法を提議したものである。

(1)元本及び利子の名目額の12倍による支払

(2)元本償還終期の15年延長

(3)過去10年間に支払期日の到来した利子は10年繰

延払、それ以前に支払期日の到来した利子(約

6年半分)は現金扱。

裏面白紙

14 問 調停案に対して日仏双方はどのような態度をとつたか。

答 調停案回示後政府は昨年5月の閣議において、この調停案を受け入れ、この案によつて元利支払を再開するため、フランス外債所持人団体と所要の協定締結の手続を進めることを決定した。

これに対し仏側は昨年11月に至つてステイン調停案に基き、日本側と協定締結のための交渉に入る旨意がある旨の意向を表明したので、政府はこれに応じ交渉が開始された。

裏
面
白
紙

16 問 調停案提出後協定が成立するまでの経緯如何。

答 調停案提出後開かれた交渉において、政府はステイン
調停案通りの支払方法即ち、
レ)元本及び利子の名目額の12倍による支払
(ロ)元本償還終期の15年延長
レ)往回利子の一割の10年繰延払を主張した。
これに対し、仏側は債券所持人の不満を緩和するため
ステイン調停案通りの支払方法と並行して、日本政府
がステイン調停案による12倍の倍率を適用した価格
(500フラン券1枚につき9,960フラン)で一
括買入を行うこと必要であると主張した。
政府は永年にわたる四分利仏債償向還を解決して日仏
友好関係を促進するという見地から、仏側のこの買入
提案を受け入れることとし、その場合の買入価格を幾
何とするか等について日仏双方の間でその後折衝を重
ねた結果、支払期到来済利札を含む500フラン券1
枚につき日本政府申出価格9,496フランで買入を
行うことにつき双方の意見の一致を見たので、本年7
月27日日仏双方の間にステイン案による元利払い及

び上記の價格による公債の一括買入を規定した「四分利付仏債公債に関する協定」が成立した。

(注)(1) 9,960 フランの計算根拠

		フラン
元本	500 フラン × 12	— 6000 フラン
未払利子	10 フラン × 35 年 × 12	<u>— 3960</u>
計		フラン 9960

(2) 本件公債の現価

市場金利を 4.0 % と前掲とした場合の返元価格	9,561 フラン
4.2 %	9,346
4.5 %	9,040
5.0 %	8,571

(3) 9,496 フランは、年利 4 分 2 厘による返元価格には相当する。

裏
面
白
紙

16回 協定(調停案)における12倍割増の根拠如何。

答 協定の12倍割増払はステイン調停案に基くものであるが、その調停案には割増倍率に関する直接の計算根拠は示されていない。ただステイン氏は、本件公債には金約款はないが長期に亘る支払中断並びにフランス・フラン及び円価値下落による不利益を債券所持人に帰するのは妥当ではないとし、仏側の主張40倍とわが万の主張5.5倍とを勘案して実際的、且つ夷平の見地から元本及び1940年11月15日以後の利子につき12倍の再評議を建議したものである。

(注) 1 協定の12倍割増払は調停案に基くものであるが、その調停案においては割増倍率に関する直接の計算根拠は示されていない。ただステイン氏は、本件公債には金約款は存在せずまた仏側の主張のような英貨公債との連関も認められないとの法律的見解をとり、仏側の主張を排している。また他面、日本側の1940年における英仏為替相場による割増の妥否案(名目額の約5.5倍)についても、ステイン氏は債券所持人が当時日本で258

フランにつき 100 円という確定換算率により円による支払を受け、これをボンドに換算するという操作をしたものとすれば、名目額の約 2.2 倍により支払を受けられた筈であるから、5.5 倍の考え方をとるならば 2.2 倍という考え方か一応妥当なこととなるが、その後円は下落して公債契約の確定換算率は債券所持人にとつて償還を持たなくなつたのであるから、円の減価の程度がフランのそれよりも小さかつた時代の為替相場に基いて処理方法を定めるのは正当ではないとして、名目額の 2.2 倍により支払うという考え方もこれを採りえないとしている。

しかしながら、支払中断並びにフランス・フラン及び円償還の下落による不利益を債券所持人に帰するのはこれまた妥当ではないとして、実際的且つ公平の観点からスティン氏は元本及び 1940 年 11 月 15 日後以降の利子につき 1.2 倍の再評価を提議したものである。

(注) 2 スティン氏の述べている名目額の 2.2 倍の計算根拠

(注) 当時の 1 フランを確定換算率により円に換算

すると

$$(フラン) \\ 1 \times \frac{1.00 円}{258 フラン} = 0.40 (円)$$

40銭を当時の為替相場(1円=10フラン)に
よりフランに換算すると

$$0.40 (円) \times 10 = 4 (フラン)$$

4フランにつき当時の英仏為替相場を保証すると

$$(フラン) \\ 4 \times \frac{980}{179} = 22 (フラン)$$

17 問 本公司の処理について法律を要する理由如何。

答 本公司の処理は、新規の債務負担を伴うので法律が必要である。

(注) 審法第85条

(国費の支出及び国の債務負担)

國費を支出し、又は國が債務を負担するには、
国会の議決に基くことを必要とする。

裏
面
白
紙

18 問 本公司倒産に伴う新規の債務負担には予算のみで十分
ではないか。特に法律を要する理由如何。

答 当該年度限りの債務負担であれば予算のみで十分であ
り、特に法律を要しないが、本件の場合においては長
期に亘り債務を負担することとなるので法律が必要で
ある。

裏
面
白
紙

19問 英米賃債の処理につき法律を要しなかつた理由如何。

答 英米賃債の処理は新たな債務負担を伴わないので法律
を必要としない。

裏面白紙

20問 本件公債の元金の償還期限を何故 15年間延長するのか。

答 償還期限を 15 年間延長したのはステイン調停案に基づくものである。なお、ステイン氏が償還期限の 15 年間延長を提議したのは、通貨選択約款附英債の処理に準じたものと思われる。

裏
面
白
紙

21問 償還期限の15年間延長が法律によつて規定されてゐる理由如何。

答 一般に公債の償還期限の延長は、法律を要しないが本件の場合、延長期間にかかる利子について第4条の規定の適用を受け新規の債務負担を伴うこととなるので特に法律を以つて規定した。

裏
面
白
紙

22問 英米負債の処理において元本の償還期限を10年又は
15年延長したことについて法律を要しなかつた理由
如何

答 一般に国債の条件変更はそれが政府にとって不利となる
ない限り法律を要しない。
英米負債の償還期限の延長は、政府の債務負担増加を
来さず且つ不利な条件変更ではないので、法律を必要
としない。

裏
面
白
紙

23問 協定において一部経過利札の10年間繰延払が規定されているが、このことが法律に規定されていない理由はどうか。

答 経過利札の繰延払は新規の債務負担を伴うものではなく、また国にとって不利な債務条件の変更ではないから法律を要しない。

裏面白紙

24問 協定においては、名目額の12倍により支払う旨が規定されているが、法案においては名目額の11倍に相当する金額を交付することとなつてゐる。この関係はどうか。

答 政府は、長期にわたる国際的紛争を解決するため、元金及び利子の名目額の12倍による支払という調停案の結論を受け入れ、これに基いて仏側と協定を締結したものである。しかしながら政府としては、在内外を問わず本公債の元利払は名目額によつて行われるのであるが、在外証券については、債券所持人の責に帰すべからざる長期の支払中断があり、これを契機として国際的紛争が起つてゐるので、この紛争を解決するため名目額の11倍に相当する金額を交付するものであるとの見解をとつており、この点を明確に法文に表現することとしたものである。

裏面白紙

25問 法案に規定はないようであるが、国内所在証券の取扱はどうなるのか。

答 本件公債本邦内所在分については、日本政府は、戦時中戦後を通じ公債所定の258フランにつき100円の確定換算率による円払を行つて来ており、債券所持人も異議なくこの支払を受けて来てゐる。従つてこれらの証券については従来通りの支払を続けて行くことに何等変りはない。

裏面白紙

26 問 国内所在証券に加算金を附さない理由如何。

答 今回の仏貨債交渉は開戦以来長期に亘り支払の中止されていた仏貨債につき平和条約第18条1項に基いて開始されたものであるが、その支払条件について日仏双方の意見が一致しなかつたため、公平な第三者の意見を求める事となり、その結果回示された調停案に基き処理を図ろうとするものである。そして政府は、日仏双方の意見が対立しこれ以上支払中断が継続しては、日本外貨債の国際的信用を害し、外交的に好ましくない影響があることを考慮し調停案に基く割増払を行うことを承認したものである。

しかるに本件公債在内証券については以上述べたような割増の理由が考へられないのみならず、支払遅滞かなかつた他の内債との横倒もあるのでこれについては割増を行わないこととしたものである。

裏
面
白
紙

27問 本公司の在内分と在外分は同一疏附の公債の二つの部分として同一のステータスにあるにも拘らず本公司の在外分にのみ加算金を附し、在内分にこれを附さないことは 法のもとの平等を規定した憲法第14条との関係から問題はないか。

答 本件公債の在外分及び在内分は、同一疏附の公債の一部という点では、同様なステータスにあるか、そのうち前者については戦争に起因する支払中断という事実があり、その支払再開についての交渉が平和条約上の義務であり、その交渉に関して国際的紛議が生じたものであり、このような点がなかつた後者との間には、ステータスの差違があるのであつて、今回の処理は、このような差違を考慮して、在外証券につき、戦争という債権者の責に帰することのできない事由による支払の中止に基いて生じた国際的紛議を、名目額の1.1倍に相当する加算金を附することにより解決しようとするものである。
しかるに本件公債の在内分については、以上のような支払中断はなく、また、外交的配慮の必要もないで、加算金を附する必要はない。

裏面白紙

28問 支払中断があつた在外証券についてのみ加算金を附すこととしたのは、加算金を履行遅滞に基く損害賠償と考えているからであると思われるが、損害賠償額を名目額の1.1倍相当額と算定した根拠如何。

答 今回の割増は、履行遅滞に基く私法的損害賠償の性質のみのものではない。戦争による支払の中止という事由により発生した国際的な紛議を解決するため取られた国際的配慮よりの措置であり、その措置を探るに当たり、調停案の1.2倍という倍率を基準として名目額の1.1倍の加算金を附すこととしたのです。従つて右の加算金を履行遅滞に基く損害賠償という観念で計数的に割り切れないのは当然である。

29問 スtein調停案においては、元本及び利子の割増の理由の一つとして、円及びフランの価値下落をあげている。割増は、この貨幣価値下落を補償する性質のものであるとの見地に立てば、在内証券についても割増が行われるのが当然ではないか。

答 調停案は割増の根拠として貨幣価値の下落に対する補償を擧げているが、これはstein氏が12倍割増という結論を導き出すための議論の過程において述べられているに過ぎない。政府としてはこのようなstein氏の議論の過程を考慮することなく、専ら実際的且つ国際的な見地から長期に亘る紛争を解決し、外貨債の信用を維持する方法として調停案の結論を受け入れることにしたものである。従つて調停案が割増の結論を導き出す過程において貨幣価値下落に対する補償の観念を探つているとしても、この事実から、在内証券についても貨幣価値の下落を考慮に容れて割増を行うべきであるという結論にはならぬ。支払遅滞の事実が毫もなかつた在内証券については、同様をステータスの他の国債との衡平をむしろ考慮しなければならないのである。

裏
面
白
紙

30 問 今回の割増支払が、本件公債の所持人に限り、且つその保有証券の金額に比例して行われることを見れば、政府がこれら証券自体に割増を行うべき傾向を認めていることは明らかである。このように今回の割増が証券自体の価値に基くものであれば、在外証券についてのみ割増を行い、在内証券について割増を認めないととは、在内証券所持人の権利を侵害するものであり、このような差別的取扱を規定した法律は憲法に違反するものではないか。

答 今回の措置はあくまで外交的配慮に基き日本国外に所在したため戦争により、長期間に亘る支払遅滞を生じた外債の國際的信用の回復及び保守のため、これらの在外証券につきプレミアムをつけたもので、証券自体の価値に基くものではない。一方在内証券については政府は原契約通りの支払を続けて行くのであるから、今回の措置はなんら在内証券の所持人の権利を侵害するものではなく、憲法違反の問題を生じない。また、この辺りが生じなかつた在内証券について何らかの価値保証をするならば、その他の巨額にのぼる同様

な公債との公平な取扱を害することとなり、問題を惹
き起すと考えられる。

31 間 今回の措置は平和条約 18 条の規定に基くものであると云うが、その措置が平和条約 18 条の適用がある連合国人のみではなく、旧枢軸国人及び中立国人にも及んでいる理由如何。

答 本公債はフランスでその全額が発行されたので、フランス人以外の外国人が所持している例は非常に少いものと思われるが、かりにこうした例があつたとしても、今回の措置が本邦外債の対外信用の維持という観点から行われるものであるから、これらの外国人に対しても適用するのが適当である。

裏
面
白
紙

32 問 日本人が所有している国外所在証券についても他の在外証券と同じく支払中断があつたのであるからこれにも加算金を附するのが当然ではないか。

答 今回の措置は長期にわたる本公債の支払中断を契機として生じた国際紛争を解決するため特に外交的配慮から、在外仏貨公債所持人に対し名目額の1.1倍に相当する加算金を附すこととしたものである。日本人債券所持人についてはこのような外交的配慮をする必要はないもので、加算金を附さないわけである。

裏面白紙

33 問 英米債の処理に当つても、本公司の処理の場合のように割増が行われたのか。

答 英米債の元利払は名目額によつて行われており、在外仏公債のように加算金を附するという措置は取られていない。

(注) 但し、債券所持人の選択によりドル又はスイス・フラン払により支払うという約款が附せられて
いる英債については、債券所持人が選択権を行使した場合
に支払わるべき、ドル又はスイス・フランの金
額を現行為替相場によりポンドに再換算した金
額を支払うこととされたが、これによつて契約
上の債務額が増大したわけではない。

裏面白紙

34問 英米債権については、本公司におけるように在外証券
及び在内証券につき区別した取扱がなされていない理由如何。

答 英米債権在内証券中外債権処理法によつて邦債への
借換が行われなかつたものについては、在外証券と同じく、支払が行われているが、これはただ契約に基いて支払が行われているのみで、在外証券、在内証券いずれについても何ら割増が行われているわけではない。
仏債公債の場合も、在内証券、在外証券を問はず、契約上の文句を以て止りるのであるがただ、在外証券については、国際的紛議を解決するため特に外交的配慮を払うこととしこれに加算金を附することとしたにすぎないのである。

裏面白紙

35 問 脱停案にない公債の一括買入が加わつた理由如何。

答 脱停案回示後清かれた交渉において政府はステイン脱停案通りの支払方法を主張したのに対し、仏側は債券所持人の不満を緩和するためステイン脱停案による12倍の倍率を適用した価格（500 フラン券1枚につき9,960 フラン）で一括買入を行うことが必要であると主張した。

政府は、永年にわたる本公債問題を解決して日仏友好関係を促進するという見地から、仏側のこの買入提案を受け入れることとし、その場合の買入価格を幾何とするか等について日仏双方の間でその後折衝を重ねた結果、支払期到来済利札を含め500 フラン券1枚につき日本政府甲出価格9,496 フランで買入を行うことにつき双方の意見の一致を見たものである。

裏面白紙

36問 在外仮貸公債の一括買入はどういう法的根拠に基いて行われるのか。

答 在外仮貸公債の買入は国債証券買入銷却法第1条の規定に基いて行われる。ただ、同法の規定そのままでは買入価格は額面金額を超えてはならないこととなつてゐるので、本公債の元利金に名目額の1.1倍に相当する加算金を附すこととなつてゐるのに伴い、本法案第5条後段において、本公債の買入の場合もその額面金額は、¹の1.1倍に相当する金額を加算した金額となつたものとみなす旨を規定したものである。

(注) 国債証券買入銷却法第1条「政府ハ毎年度国債
費予算定額以内ニ於テ国債証券ヲ買入レ之レカ銷
却ヲ為スコトヲ得

前項買入ノ価格ハ該証券面金額ニ超過スル
コトヲ得ス」

裏
面
白
紙

37問 買入価格9,496 フランにきつたのはどういうわ
りか。

答 スtein調停案による元利払と並行して一括買入方式
を採用する場合その買入価格を幾何とするかについて
は、仏側は当初stein調停案を元金及び未払利子の
全部に適用した價格(500 フラン券一枚につき9,
960 フラン)を主張したのに對し、日本側は、8,571
フラン(市中金利を5分とした場合の現価)を主張し、
致しにわたり折衝を重ねた結果、9,496 フランの
価格で合意を見たものである。(9,496 フランは
年利4分2厘による遠元価格には相当する。)

裏面白紙

38 問 本公債の処理特に一括買入を認めることについて、英米貨債との関係はどうか。

答 英米貨債の処理は昭和27年9月政府と英米の債券所持人団体との間に締結されたニューヨーク外債処理協定に基いて行われた。

政府は、本公債に関する協定成立後、英米の債券所持人団体に対し一括買取を含めた本件公債の処理について、上記のニューヨーク外債処理協定の公平待遇の關係から異議をいかどうかを照会したところ、両団体から異議をい旨の保証を得た。従つて本公債の処理は現在円満に行われている英米貨債の元利払につき何等影響を及ぼすものではない。

(注) ニューヨーク協定公平待遇条項

ニューヨーク協定(英貨債)第12条

政府が、今後において、ボンド貨債以外のいづれかの公社債の所持人と締結する協定において、当該公社債の所持人に対して、利子、元本償還又はその他について、本申出によりボンド貨債所持人に与える取扱より有利な取扱を与えると

裏
面
白
紙

きは、政府は、ボンド貨債所持人に対しても、
その有利を取扱を及ぼすものとする。
ニューヨーク協定（米貨債）第13条も上記の
文章中「ボンド貨債」が「ドル貨債」と左つて
いる以外は同文。

裏面白紙

39問 この法律の成立後の手續はどうなるのか。

答 この法律が成立すれば、その公布後2箇月後にフランス側との協定が発効することとなり、それと同時に政府は、個々の在外仮質公債の所持人に対して協定に規定された元利払及び公債買入条件を示して申出（オファー）を行い、この申出を受諾した債券所持人に対してその選擇に応じ、元利も又は公債の買入が行われることになる。

裏面白紙

40問 今回の措置を実施するための所要資金はいくらか。

答 昭和32年2月15日に在外証券全額(約108百万フラン)を買い入れるものとすれば、約21億円が必要となる。このうち元金償還資金は1,335百万円(1,296百万フラン)利払資金791百万円(768百万フラン)である。

参考

四分利付仏債の買入所要資金額

(1) 買入価格 (500フランにつき)	9,556 フラン
内元本分	6,000 フラン
利子分	3,556 フラン
(2) 証券枚数	215,990 枚
(3) 買入所要資金額	2,064,000,440 フラン (2126,920,463円)
内元 本 分	1,295,940,000 フラン (1334,818,200円)
利 子 分	768,060,440 フラン (791,102,253円)

注1 本計数は、昭和32年2月15日実施の場合の買入価格により計算したものである。

2 フランの円換算率は、1フランにつき1円03銭によつた。

41回 所要資金は約21億円とのことであるか、これについて
新規の予算指標を講ずる必要があるか。

答 国庫整理基金特別会計の既定框額内でまかなえるので
新規の予算指標を講ずる必要はない。

裏面白紙

42問 所要資金は予算上いかなる財源をもつて支出するのか。

答 所要額約 21 億円は、次の通り 31 年度国債整理基金特別会計予算内部の一部流用によりまかねる見込である。即ち、元本買入に必要な 1,335 百万円については、昭和 31 年度の国債償還計画において当初予定していた英貨債買入消却額 2,350 百万円の一部が外為会計が資金運用として行つている英貨債買入によつて不要となるので、この資金を充てる予定である。また、利子支払に必要な 791 百万円については、昭和 31 年度の仏貨債利子予算 101 百万円及び従来日銀に交付済の仏貨債利子資金のうち不要資金として返戻される額 26 百万円を使用するほか、不足分 664 百万円については英貨債の買入計画改訂に伴い不要となる繰延利子買入資金の一部を充て得る見込である。

(附表参照)

裏
面
白
紙

附表

四分利付仏債利札買入財源

- (1) 昭和31年度仏債利子
予算額 101,678,482円
- (2) 日本銀行交付済利払資金
のうち不要資金として返
戻される額 25,832,257円
- (3) 英貨債権延利札買入資金
より流用額 671,323,584円
- (1) 英貨債権延利札買入予
算額 936,344ポンド (948,880,875円)
- (2) 31年度支出額
275,784ポンド (277,577,291円)
- (3) 差引流用可能額
660,550ポンド (671,323,584円)
- (1) + (2) + (3) の計 798,834,323円

裏面白紙

48問 東京都債はどうなつてゐるか。

答 東京都債についても債務者たる東京都とフランスの債券所持人との間にその支払条件について紛争が生じたため東京都は昭和23年以降三回にわたつて代表をパリに派遣してフランスの債権所持員の代表と交渉を行つた。

この三回の交渉において、

仏側は名目額の約3.4倍による支払（和協協定—原契約の約2倍—の結果をオリオール・フラン 現行フランの約17倍—で再評価する）を主張したのに対し、東京都は名目額の約3.4倍—和協協定を前提とし、昭和15年9月渡利札までは昭和10年9月の仏白為替相場により、昭和15年9月以降の利子については各支払期日における仏白為替相場によりそれぞれ割増を行うによる支払を主張し、双方の主張は対立したまま歩みよりを見せるに至らなかつた。そこで日仏双方は、これ以上当事者間で直接交渉を続けても、交渉の妥結は困難であると判断し、調停又は仲裁の方法によつて円満を解決を図ることに意見の一致をみたので、現在そ

裏面白紙

の具体的手続について話合が進められている。

註(1) 東京都仮貨債主要条件

- 1 発行総額 4百万標に相当する1億88万フラン
- 2 利率 年5分
- 3 発行目的 電車及び電燈事業資金の調達
- 4 発行年度 1912年(明治45年)
- 5 満期日 1952年(昭和27年)9月1日
- 6 債還方法 大正5年以降1%の累積減債基金設定
の上、抽籤償還又は買入償還を行う。
- 7 元利支払地 パリ(フランス)、ブリュッセル(ベルギー)
及びアントワープ(ベルギー)
(ベルギーにおいては、支払日のパリ
宛為替相場により、ベルギー、フラン
を以て支払う。)
- 8 現在高 元本 74百万フラン
利子 102百万フラン

裏面白紙

(註) 2 東京都仏貨債年表

年 月 日	事 項	備 考	要
1911年(明治45)2月22日	公債の発行		
1920年(大正9)	公債所持人より訴訟提起	債券所持人より「公債の元利金は、ボンドに相当するフランを以て支払うべきである」との訴訟が仏國において次いで日本において提起された。東京市は、「名目債を以て支払えれば足る」として、原告の主張に応訴した。	
1928年(昭和3)9月	東京市元利支払資金の 支金停止	上記の訴訟の結果在仏支払資金が、債券所持人団体により仮差押えされるなどのことがあつたので、東京市はやむを得ず1928年9月分以降の元利支払資金の支金を停止した。	
1931年(昭和6)1月14日	仏國破壊院判決	債券所持人側勝訴	
1934年(昭和9)12月24日	わが國の大審院判決	東京市側勝訴	
1938年(昭和13)1月17日	和臨赤定仮調印	仏國側債券所持人団体代表フエルナン・ピラ氏と東京市代表榆橋廣慶氏との間に和臨赤定(原契約の約2倍)の仮調印が行なわれた。	
1939年(昭和14)2月4日	政府援助に幽する5次 官浦調	和協の結果生ずる東京市の負担増加に対する政府援助に幽する外務・内務・大蔵3次官名の通牒が發せられた。	
1939年(昭和14)12月20日	和赤定最終調印	仏國側債券所持人代表フエルナン・ピラ氏と東京市を代表する特命全権公使官崎勝太郎氏との間に和協議定等の調印が行なわれた。	
1940年(昭和15)9月	似乙車のフランヌー一部 占領	仏國は租車の占領地域と非占領地域とに分割され、全年9月に予定されていた和の実施は不可能となつた。	
1952年(昭和27)9月	ニューヨーク赤定成立	本邦英米貿易処理に関するニューヨーク協定成立	
1952年(昭和27)8月	東京都債に幽する第1 次パリ交渉	前田代表派遣	
1953年(昭和28)1月			
1954年(昭和29)7—10月	東京都債に幽する第2 次パリ交渉	前田代表及財務局長派遣	
1955年(昭和30)9—10月	東京都債に幽する第3 次パリ交渉		

(註) 83 和協協定の概要

証券1枚(額面500フラン)又は支払期到来済利札40枚(利札券面は12.5フランであるから、40枚で合計500フランとなる)につき割増公債400フラン券1枚と割増端敷金7フラン75を無償交付する。(この結果東京都の負担は約100百万フラン増加し、当初名目額の約2倍となる。)

裏
面
白
紙

44 同 英米貨債の処理状況はどうなつてゐるか。

答 英米貨債の元利支払は、昭和27年9月26日ニューヨークにおいて日本国政府と英米両外債権所持人団体理事会との間に締結された「日本の戦前外債処理協定」に基き、同年12月22日に再開され、支払は支障なく行われている。(現存の英米貨債の要綱は別表1参照)上記協定に基く日本政府の申出を受諾したものは、本年7月末現在で英貨債、94.8%米貨債は96.6%である。

本年6月末までに償還した元本額は、英貨債107億円、米貨債45億円、計152億円であり、同月末の未償還元本額は、英貨債654億円、米貨債220億円、計874億円である。(今後の年度別償還見込額は、別表2参照)

また利子は、同期間に英貨債334億円、米貨債115億円、計449億円を支払つてゐる。

裏面白紙

支本貨價率圖

別表 1.

名 稱	發行年	外債額	賃貸額	昭31.6月末現在額	利率	利期日	該公司限兩房代運入	元利金	支上場所	備
支本貨價率圖										
第一回 四分利付支本貨公債	明治32年	10,000,000	10,080,000	6,885,300	1.940.382	4	6.50	昭38.12.31	ロンドン店	ロンドン
第二回 四分利付	" 43年	11,000,000	11,088,000	7,177,930	7.235.152	4	12.15	" 60.6.1	"	"
三分利付	" 40年	23,000,000	23,184,000	(22,634,719)	(22,815,797)	5	3.12	" 37.3.12	"	"
五分半利付	" 昭30.5年	12,500,000	12,600,000	(8,136,927)	(8,292,022)	5.5	7.1	" 55.5.1	"	"
大分利付	大正13年	25,000,000	25,200,000	8,580,350	8.648.993	6	7.10	" 44.7.10	"	"
南西洲製造五金利付支本貨公債	" 12年	4,000,000	4,032,000	1,826,020	1.840.628	5	7.15	" 33.7.15	"	"
東京市五金利付支本貨公債	昭30.5年	5,175,000	5,216,400	1,038,660	1.046.969	5	7.1	" 42.9.1	"	"
東京市五金半利付	大正15年	6,000,000	6,048,000	3,492,500	3,520,440	5.5	6.30	" 46.12.31	"	"
東京市五金利付	昭31.2年	716,500	722,232	499,380	503,395	5	7.5	" 39.7.5	"	"
東京電燈大分利付支本貨公債	昭31.3年	4,500,000	4,536,000	(4,008,000)	(4,043,270)	6	6.15	" 43.6.15	支本	"
大限至六年利付支本貨公債	昭35年	3,722,771	3,752,753	1,811,146	1,822,596	6	6.30	" 44.6.30	支本	"
計		1,02,264,271	103,042,345	53,111,526%	(65,319,624)					
支本貨價率圖										
六分半利付支本貨公債	大正13年	150,000,000	154,000,000	14,355,300	5,167,908	6.5	7.1	昭39.2.1	横浜会社	支本
五分半利付	昭30.5年	21,000,000	25,560,000	9,106,000	3,278,160	5.5	7.1	" 50.5.1	"	"
東京市大分利付	大正15年	19,740,000	7,106,400	2,675,000	963,000	6	7.1	" 46.12.1	"	"
東京市五分半利付	昭30.2年	20,640,000	7,430,400	2,283,000	821,580	5.5	7.1	" 46.10.1	"	"
台灣電力五金半利付支本貨	" 3年	22,800,000	8,208,000	3,487,000	1,226,520	5.5	7.1	" 36.7.1	"	"
東洋精機大分利付	大正12年	15,700,000	7,164,000	6,759,500	2,433,420	6	7.15	" 35.3.15	支本	"
東洋精機五金半利付	昭30.3年	19,700,000	7,164,000	3,539,500	1,274,220	5.5	7.1	" 43.11.1	"	"
富士電機大分利付	" 2年	7,650,000	2,754,000	9,06,000	326,160	6.5	7.1	" 37.12.1	支本	"
東京電燈大分利付	" 3年	70,000,000	25,200,000	17,225,000	6,201,000	6	12.15	" 38.6.15	支本	"
日本電力大分利付	" 3年	7,000,000	3,240,000	8,28,000	298,000	6.5	7.1	" 38.1.1	支本	"
計		410,630,080	147,826,580	11,084,300	21,990,348					

(注) 昭31年6月末債額・うち()内の数字はニユーヨーク外債組理帳定による通貨選次約款表項と上と割増し大額を示す。

別表 B
米貨價年度別價值額

年 度	英貨價 (千ドル)	米貨價 (千ドル)	英貨價(千円)		合計(千円)
			米貨價(千円)	米貨價(千円)	
昭和31	2,253	2,513	2,271,024	904,680	3,175,704
32	6,029	2,563	6,074,232	922,680	6,999,912
33	8,415	5,393	5,458,320	1,941,480	7,399,800
34	5,969	8,247	6,016,752	2,968,920	8,985,672
35	6,955	8,308	7,010,640	2,990,880	10,001,520
36	7,194	8,372	7,251,552	3,013,920	10,265,472
37	1,527	3,794	1,539,216	4,965,840	6,505,056
38	8,494	769	8,561,952	276,840	8,838,792
39	8,193	1,466	2,210,544	527,760	2,738,304
40	1,787	1,115	1,801,296	401,400	2,202,696
41	1,885	919	1,900,080	330,840	2,230,920
42	1,987	964	2,002,896	347,040	2,349,936
43	4,411	3,076	4,446,288	1,107,360	5,553,648
44	1,044	943	1,052,352	539,480	1,391,832
45	1,103	995	1,111,824	358,200	1,470,024
46	167	1,050	168,336	378,000	546,336
47	5	359	5,040	129,240	134,280
48	5	242	5,040	87,120	92,160
49	5	256	5,040	92,160	97,200
50	5	270	5,040	97,200	102,240
51	5	178	5,040	6,120	11,160
52	5	5,040			5,040
53	5	5,040			5,040
54	5	5,040			5,040
55	5	5,040			5,040
56	5	5,040			5,040
57	6	6,048			6,048
58	6	6,048			6,048
59	6	6,048			6,048
60	7,187	7,244,496		7,244,496	
61	6	6,048			6,048
62	6	6,048			6,048
63	6	6,048			6,048
64	6	6,048			6,048
65	6	6,048			6,048
66	13	13,104			13,104
計	65,708	61,631	66,237,688	22,137,160	88,423,848

注 1 本計算は、昭和31年3月末資産を基準として計算したものである。

2 邦貿換算率は2.1=1,008円 \$1=360円によつた。

3 債還額は各年度における減債基金及び償期利済の合計額である。但し、当社
31年度から38年度までは償還額平準化のための英米置賃買入消却額を含む。

45 問 昭和27年9月ニューヨークにおいて締結された英米
貨債処理協定の内容はどうか。

答 同協定の対象と/orたものは、英債券12銘柄、米債
債14銘柄であるが、その大要は次の通りである。

- (1)外債地方債及び外債社債について政府が債務を承認
したことを債券所持人が確認すること。
- (2)元本の償還期限を10年延長すること。(但し、英
債のうち原契約にあるドル債又はスイス、フラン
債との差額約款により割増かをするものについては
15年延長。)
- (3)未払利子のうち昭和17年12月22日から昭和27
年9月26日までに支払期日の到来した利子は10
年過延べて支払うこと。

裏面白紙

46問 外貨債を借り換えた者の一部から、外貨債の借換について
事実上の^か誤解があり且つ借換価格が不当であつた
から補償せよという要求があるが、どう取扱つている
のか。

答 この補償を要求している者は太平洋戦争直戦海外から
引き揚げてきた者で、引き揚げに際し、外貨債を持ち
帰り昭和18年外貨債処理法の施行により邦貨債に借
り換えた者（主として広島、山口両県在住者）である。
この種の外貨債は、米貨債27,951,800ドル英貨債
1,029,700ポンド計約111億円である。
この補償要求は次の理由により認めることはできない。
即ち当該外貨債は所有者の承諾を得て借り換えた
ものであり、借換邦貨債の価値が下落したから補償せ
よと云つても法律上問題とはならない。
また借換価格は、戦前5年間（昭和12年から16年
まで）の海外における外貨債の市場価格を借換当時の
為替相場により換算した邦貨額の平均をとつたもので
あり妥当なものであつた。
なお、当時としては借換措置は本人の承諾を得たもの
であり、それを得る強制があつたものとは考えられ
ない。

47 問 英米貨債の有効化は、どうな証券を対象としているのか。また有効化の状況はどうか。

答 昭和18年に施行された旧外貨債処理法（昭和20年廃止）により、本邦人、友好国人及び大蔵大臣の指定する者の所有する外貨債を所有者の承諾を得て邦貨債に借換の措置をとつた。この借換は、原則として外貨債証券と引換に行つたが、証券の提出のできない者に対しては大蔵大臣の発給した外貨債証券所有証明書によつて借換を行つた。（附表1参照）

この借換済外貨債のうち、「旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律」（昭和26年法律第289号）により有効化の対象となるものは、所有証明書借換分で外貨債証券が穴あけ等の無効措置をとられずに残存する証券であつて、借換について（イ）所有者又は質権者の承諾を得なかつたもの、（ロ）外国の敵産管理に附されたもの及び（レ）善意取得者の所有するものである。

有効化の対象額は米貨債8,769,300ドル、英貨債656,380ポンドであるが、このうち本年10

月末までに有効化されたものは米貨債 6,338,900
ドル英債 314,390 ボンドである。（附表2参
照）

このほか、連合国人所有外貨債を日本の敵産管理法令
等に基き邦貨債に借り換えたものについて、平和条
約第15条(4)項の規定により政府は返還の義務を負い、
「連合國財産の返還等に関する政令」（昭和26年政
令第6号）により268,000 ドルを返還したもの
がある。（附表3参照）

旧外貨管理法による借換済外貨貸借

附表 1

	米 貨 借 (\$)	英 貸 借 (£)	合 計 (千 円)
			\$=360円 £=1000
1 現物借換			
(1) 一般 (本人借換)	148,112,900	10,048,165	63,451,714
(2) 特別輸入	29,270,100	1,035,470	11,580,990
(a) 本人借換	27,951,800	1,029,470	11,100,354
(b) 代行借換	1,318,300	6,000	4,80,636
小計	177,390,000	11,083,635	75,032,704
2 所有証明書借換			
(1) 消却分 (本人借換)	5,835,400	1,536,1490	17,585,126
(2) 海外現存分	8,769,300	656,380	3,818,579
(a) 本人借換	7,112,100	544,310	3,109,020
(b) 代行借換	1,657,200	112,070	709,559
小計	14,604,700	16,017,870	21,403,705
合計	19,199,4700	27,101,505	96,436,409

(注)

- (1) 上表の代行借換とは、旧外貨貸処理法第2条第2項の規定による借換及び承認管理人による清査をいう。
- (2) 2所有証明書借換の中、(1)消却分とは、太平洋戦争開戦前被火をさけるため、海外（主としてロンドン）で証券の消却されたものをいう。

有効化法第3条による有効化済額

昭和31年10月末現在

附表2

区分	米貨價	英貨價	備考
有効化法第3条第1項 第1号該当	828,200	100,510	所有者の承諾のなかつた もの。
第2号該当	7,000	300	貿易者の承諾のなかつた もの。
第3号該当	5,475,700	196,620	外國の政權管理當局に變 收されたもの。
第4号該当	28,000	16,960	特許取扱者の所有せるも の。
合計	6,338,900	314,390	

連合国財産の返還等に因する政令によつて返還
された外貨賃額

附表 3

区分	金額	備考
二世	160,000 ドル	大戦争時及び返還請求時 米国債を有していた者である。
日本人支配人 米国人	108,000 ドル	米國法によつて設立された法人で ある。
計	268,000 ドル	

48問 旧外債処理法（昭和18年法律第60号）による外
債の借換に際し、外債の所有者の承諾なしに借り
換えられたいわゆる穴あけ外債の有効化の問題はど
うなつていいか。

答 のわゆる穴あけ外債（米債券1,328,300ドル英債
券6,000 ポンド計481百万円）については主とし
てハワイ又は米本土在住の日本人から有効化の要求が
あるが、これは次の理由により有効化することはでき
ない。

第一に当該外債は旧外債処理法第2条第2項(注)
の規定により所有者の承諾があつたものと見做されて
借り換えられたものであるから、国内法上借換につい
てかしづけない。

第二に旧外債処理法第2条第2項の規定は、当時次
のような背景があつたことを考えれば不当なものでは
ない。

即ち、太平洋戦争開戦前、海外居住日本人から資本
を回避するため証券を本邦に移転する希望が多くな
つたので、政府はそれまで証券の輸入を絶対的に禁止

していたのを改め特別に輸入を許可することとした。この輸入に際して「輸入せる外貨債証券の処置に關しては總て当局の指示に従うべし」との附帯条項を付しているので、(附表参照)これはいわば証券の処置について政府に白紙委任状を出しているものと考えられる。従つて、旧外貨債処理法第2条第2項の規定は不当なものとは考えられない。

注 外貨債返地法

第24条 外貨債ノ発行者（外貨債ノ元利支払義務ヲ承継シタル者アルトキハ当該承継者トス以下同シ）ハ原契約ニ拘ラス命令ヲ以テ定ムル者ノ所有スル外貨債ニ代ヘテ邦債ヲ以テ表示スル國債、地方債又ハ社債（以下邦債ト称ス）ヲ發行シ当該外貨債ト借換フヘシ
前項ノ借換ニ付テハ当該外貨債ノ所有者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ当該所有者命令ヲ以テ定ムル本邦人ニシテ其ノ意思ヲ確ムルコト能ハサルモノナルトキハ借換ヲ承諾シタルモノト見做ス

裏面白紙

証券輸入特別許可証

昭拾 特第 号

昭和十 年 月 日付別紙申請の件許可す

但し、本許可証に基づき輸入せる外貨証券の処置に關しては總て當局の指示に従うべし

一、本許可証に基づき輸入せる外貨証券は之を横浜正金銀行本支店に特別保護頂けと為すべし

昭和十 年 月 日

大蔵大臣

49問 漢族国债債券の償還はどうなつてゐるか。

答 元利払は次の通り行われてゐる。

昭和27年度以降現在までに、1,873,396件92,957,140千円を交付したが、このうち年賦償還として支払つた元金は34,279,057千円、利子の支払額は20,367,251千円支払額合計は54,646,308千円である。

この年度別内訳は次のとおりである。

昭和27年度	年賦金	利子	計
	千円	千円	千円
	—	3,924,708	3,924,708
28	9,270,943	3,572,066	12,843,009
29	7,911,882	4,868,167	12,780,049
30	8,403,592	4,298,319	12,701,911
31 (10月 末まで)	8,692,640	3,703,991	12,396,631
計	34,279,057	20,367,251	54,646,308

なお元利払のほか次の通り買上を行つて來ている。

即ち漢族国债の買上は、昭和27年度以降生活保護法適用者を対象とし、昭和29年度以降は、上記の者及びこれに準ずる生活困窮者を対象として実施してきた。

裏
面
白
紙

現在までの買上済額は、約75億円で、年度別買上実績は次のとおりである。

昭和27年度	800千円
28	3,760,708
29	2,288,050
30	1,399,458
31 (10月末まで)	88,782
計	7,537,798

裏
面
白
紙

50問 本件仮貨債処理のため国債償還費を支拂うことによつて、遺族国債の償還に支障を來すようたことけないか。

答 本年度当初の国債償還計画は、財源としては、財政法第6条による一般会計からの繰入（前々年度剰余金の2分の1）157億円、国債整理基金特別会計法第2条による産業投査特別会計等の特別会計からの繰入（前年度首国債未償還額の万分の116の3分の1以上）48億円及び前年度繰越額49億円計255億円を予定し、これをもつて、漁業権証券54億円、特別減税国債47億円等の満期国債の償還に105億円、遺族国債年賦金に103億円、その他若干の買入消却等を見込んで内国債の償還に計210億円を予定した。他方外貨債の買入消却としては、被債基金によるもの22億円、一般の買入消却23億円計45億円を見込んでいた。今回の仮貨債処理のための償還費には、このうち外債の買入消却費23億円のうちから流用のうえ充当しようとするものであるから、遺族国債その他の償還計画には何ら支障を來さない。

昭和 31 年度国債償還計画

(単位 百万円)

区 分	金額
1 財 源	
イ 財政法第 6 条による繰入	15,710
ロ 国債整理基金特別会計法 第 2 条による繰入	4,870
ハ 前年度繰越額	4,940
財 源 計	25,520
2 債 戻	
イ 内 国 債	21,008
(1) 満 期 国 債	10,494
漁業券証券	5,392
特別渡移国債	4,725
一般国債	379
(2) 遺族国債年賦金	10,348
(3) 農地証券	18
(4) その他買入消却	148
ロ 外 貨 債	4,512
(1) 短 債 基 金	2,162
(2) 買 入 消 却	2,350
債 戻 計	25,520
3 差 引 資 金 残	0

(計) 内国債償還期限到来額 37,859,369 千円 (昭 30.
9.30 現在)

上記中債務

日本銀行所有分 22,199,268 (新替国債号(昭 31.10.15) 653,166
市中金融機関所 5,166,189 , 二号(昭 32.3.1) 4,443,201
有分 計 27,365,456 (新替国債号(昭 31.12.15) 69,821

裏面白紙

51 問 ドイツの外債償還の大要如何。

答 ドイツ外債の概要是、昭和28年2月27日ドイツ政府と連合国との間にロンドンにおいて成立を見たドイツ外債処理協定に基いて行われたがその主要点は次の5点である。

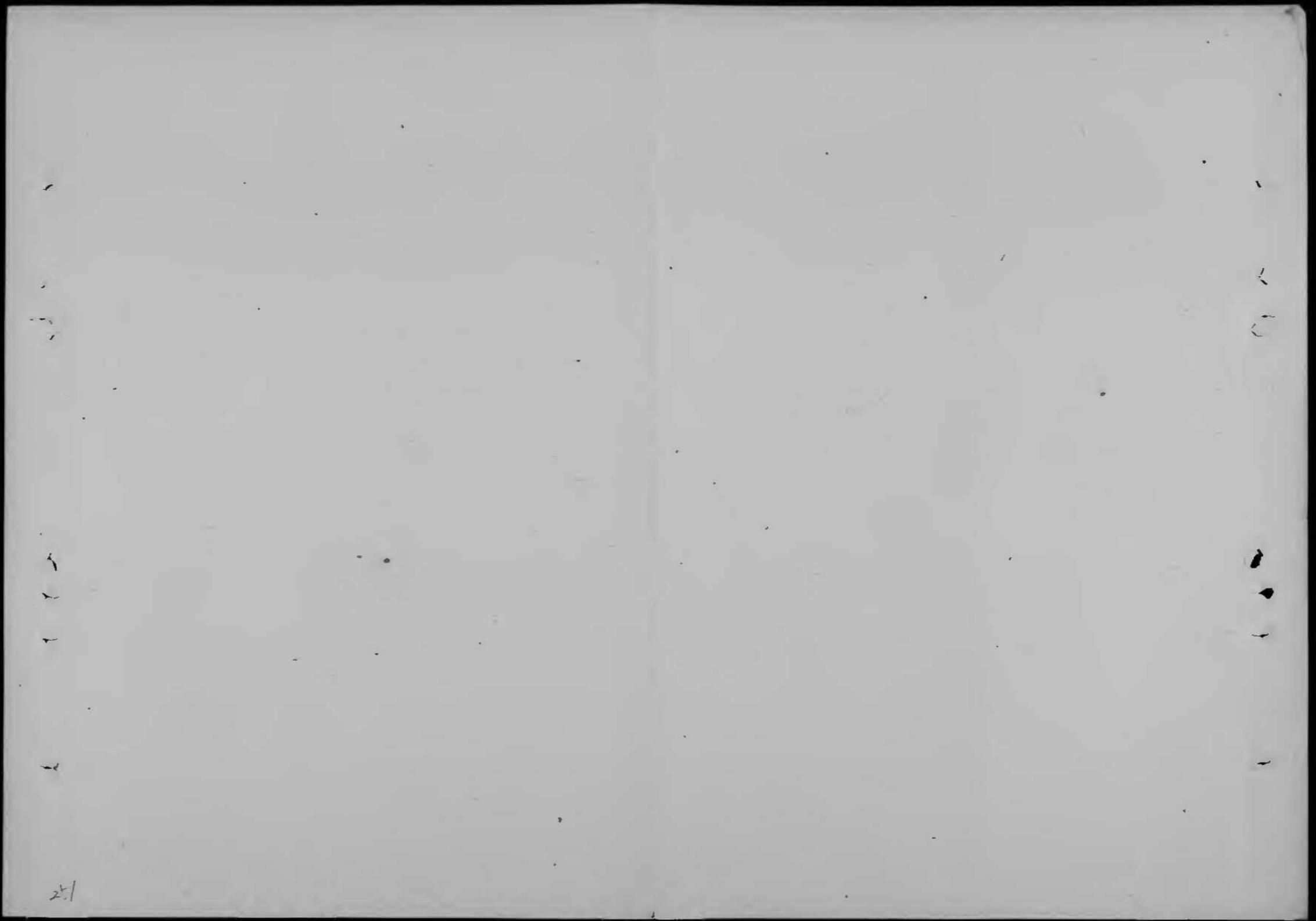
- (1)元本は減額しない。
- (2)延滞利子は一部を切捨て、残額を低利に借換える。
(例えはドーズ公債の場合原契約においては7分利附のところを5分利で計算し直し、その総額に対し年3分利附20ヶ年満期公債を交付する。)
- (3)将来の利率を原契約の利率より切下げる。
- (4)償還終期を10年乃至25年間繰延べる。
- (5)原契約によつて金約款が附されている外債はドル約款附のものとして取扱う。

裏面白紙

52問 イタリーの外債処理の大要如何。

答 イタリーの外債処理は、1947年2月10日パリにおいて連合国とイタリーとの間に締結された講和条約に基いて行われた。その大要は次の通りである。

- (1)元本及び1947年1月1日までの未払利子についてはその合計額を額面とする新公債を交付し、その償還終期を30年とする。
- (2)新債の利率は、1947、48及び49年の3ヶ年間は年1分、1950及び51年の2ヶ年間は年2分、1952年以降は年5分とする。（原契約によれば年5分乃至8分）
- (3) 新債の償還は1951年までは据置、1952年から56年迄は年1分、1957年以降は年2分の減債奉金により半年毎に抽せん又は買入償還を行う。



四分利付仏貨債在内証券の取扱について

(昭31.7.17)
理、外

延
秋

- 1 四分利付仏貨債の処理については、現在日仏間で処理協定締結のための交渉を行っているが、既に仏側に提示しその原則的同意を得た日本側協定原案においては、ステイン案による元利払及び政府による公債の買入は、協定発効の日において日本人に属せず且つ日本国内に所在しない証券についてのみ行われる旨を規定している。今回の仏貨債の処理は、英米貨債の場合とことなり、名目元本額の増加を伴うので、その実施のためには立法をするが、その立法に当つては、在内証券の取扱について、割増を行うか否かの態度を決定することが必要となる。
- 2 この点に関しては、政府は当初から主として本件交渉が桑港平和条約第18条10項に基いて開始された経緯及び財政負担の見地から割増は在外証券にのみ限定して行うべきであるとの方針で進んで來たが、協定成立後処理法律の立案に當つてもこの方針を維持することが適當であると考えられる。この場合在内証券につき割増を行うべきでないとの理論的根拠としては、次の諸点を擧げることが可能である。

裏面白紙

(1) 割増の理論的根拠

今回の仏貨債交渉は開戦以来長期に亘り支払の中止されていた仏貨債につき平和条約第18条1項に基いて開始されたものであるが、その支払条件について日仏双方の意見が一致しなかつたため、公平な第三者の意見を求めるところとなり、その結果回示された調停案に基き処理を図ろうとするものである。そして政府は、日仏双方の意見が対立してこれ以上支払中断が継続しては、日本外貨債の国際的信用を害し、外交的にも好ましくない影響があることを考慮して調停案に基く割増払を行うことを承認したものである。

しかるに在内証券については戦時中及び戦後を通じて確定換算率による円払が引続いて実施されており、またこれら在内証券については外交的配慮を必要としないものであるから、割増を行う必要はない。

(2) 憲法の財産権保証規定との関係

本件公債在外証券にのみ割増が行われ、在内証券について割増が行われないことは、在内証券につき本来与えらるべき権利を制限するものではなく、在外証券に対し外交的配慮から賠償的贈与を行うものであり、

在内証券については原契約に従つた順行が行われるものであるから、この措置は何等憲法上財産権の侵害を構成するものではない。

かりに一步をゆずつて在内証券に対する差別取扱がこれら証券の所持人に対する実質的な権利の制限であるとしても、憲法上の財産権不可侵の原則は絶対的るものではない。即ち、憲法においては財産権の内容に公共の福祉に適合するよう法律で定めることになつてゐるが、これは公共の福祉のためにには既存の財産権に対しても制限を加えることを許す趣旨の規定と解せられる。従つて特別の立法又は為替管理法上の制限を以て本件公債の在外分及び在内分につき異つた取扱をすることは、それが公共の福祉に適合する限り財産権の侵害とはならないと解せられる。

(3) 債権者平等原則との関係

同一銘柄の有価証券については同一の取扱が与えらるべきであるとの主張は絶対的なものではない。例えば典型的な株主平等原則の如きも商法に各種の例外が認められており、(決して株主の権利とは認められるべきものではなく單なる衡平な法理念の発現であるに過ぎず)

ない。更に本邦英米債券についても同一銘柄に属する証券でありながら日本政府の申出を受諾した証券と未受諾の証券とは明らかに異つた取扱を受けているのである。(また社債について抽せん償還が行われる場合、(抽せん当せん)証券と未当せん証券との間には実質的に異つた取扱が与えられるのも社債持者平等原則に対する修正の一つの現れであろう。)

(4) 国民間の実質的負担均衡論

本件公債に関する問題は戦争による支払中断にその端を発しているものであるから、その処理に当つては戦時中及び戦後において政府が執つた各種の関連せる施策との関係につき考慮を払う必要がある。

(i) 英米債借換との協調の問題

外債のうち英米債については昭和18年外債処理法により (a)本邦において支払を受けられる銘柄は英債中数銘柄に止まるので、本邦人に対し本邦内における支払を可能とし、(b)激性通貨に対する国民の関心を切斷すること等を目的として邦債への借換が行われたが、本件仮貸公債については、(a)本邦において支払を受けるための通貨選択約款が

あり、(b)当時フランスにはヴィシー協力政権が存在しており、わが国はフランスを友好国として取扱つていた関係もあり、邦貨債への借換は行われなかつた。その結果外貨債処理法による借換に応じた英米貨債所持人は、当時ににおいてはその所持に係る外貨債の価値(市場価格)に相当する邦貨債を取得はしたが、その後の円価値の下落により著しい財産的損害を蒙つてゐる。これに対し、たまたま仏貨債については邦貨債への借換が行われなかつたため、その所持人が今日に至つて特別の措置により予期しなかつた割増払を受けられることとなるのは、形式論は兎も角として本来公平に取扱われるべき政府公債所持人間に殊更に実質的不平等を生ぜしめるものであり妥当ではない。

(c) 戦后における戦争被害公平負担の立場

本件公債を政府に対する請求権という側面よりみれば、政府に対する請求権の中には敗戦の結果戦時補償特別措置法等により打切りの対象となつたものがあるのに拘らず、本件公債は国债の一として打切り等の対象とならず、しかも今まで長年の間、問題なく確定換算率による円払が行われて來たものが、たまたま連合国と

の間の公債元利払再開交渉が行われたことによりその
結果に便乗して、一般国民の負担において割増払まで
受けることとなることは、上記のような戦後における
各種の戦争損害公平負担の観念とは相容れず、一般國
民感情からいつても適當とは思われない。

裏面白紙

3 以上のように在外証券にのみ割増を行い、在内証券には割増を付すべきではないという立論に対しては、次のような反論が可能である。

(1) 割増の理論的根拠に関する難点

仏貨債の処理に関する立法に当り、在内証券を在外証券から区別して、これに対しては割増を行わないとの立場を探るときは、何故在外証券について割増が行わられるかという理由を示すことが必要となる。この理由としては一応、

(1) 在外証券に対する割増は履行遅滞に基く損害賠償であるとするか

(2) 支払通貨の仙値下落に対する補償であるとするか

(3) 外交的配置に基く一種の賠償的贈与であるとするか

の三つの立場が可能であるが、このいずれにも次の如き難点がある。

(1) 在外証券に対する割増は履行遅滞に基く損害賠償であると説明しても、その損害賠償についての計数的根拠を示すことは不可能である。特に日本民法においては、利息債務の延滞については当該延滞利息

を元本に組み入れるをもつて足り、それ以外に損害賠償の義務を生じないとの立場を探つている。この民法の立場によれば、本件公債の利子の支払延滞に基く賠償額は、延滞利札 33 枚券面総額 330 フランに対し、わずか 150 フラン程度となるにすぎない。

(四) ステイン調停案においては、元本及び利子割増の理由の一つとして、円及びフランの価値下落をあげている。割増は、この貨幣価値下落を補償する性質のものであるとの見地に立てば、在外証券につき、1.2 倍の割増が行われることの説明は容易となるが、反覆 在内証券について何故割増が行われないかの説明が困難となり、その結果下記 2 の財産権侵害の問題が生ずる懸念がある。

(五) 在外証券に対する割増を外交的配慮に基く賠償的贈与であると観念すれば、在外証券についてのみ割増が行われ、在内証券については割増が行われないことを説明する上に便利である。しかしながら、国家間の賠償は、相手国又はその国民の損害又は損失の存在を前提とするものであり、本件の場合かかる

損害又は損失が何であるかを反問される場合には、結局その説明の根拠は証券自体に求めざるを得ず、その結果在外証券についてのみ特別扱いをする理論的根拠は薄弱となる。

(2) 憲法の財産権保証規定との関係

上記の割増根拠の説明の仕方とも関連するが、在外証券に対する割増は証券自体に基くものであるとの説明（例えば「金円」条項の存在又は支払通貨の画価下落の補償）を探れば、在外証券についてのみ割増を行い、在内証券について割増を認めないことは、在内証券所持人より財産権の侵害であるとして訴訟を提起される惧れがある。

この場合、在内証券に対し差別的な取扱を行うことは、それが公共の福祉のためであるならば、憲法第29条第2項により、財産権の侵害を構成しないという議論もありうるが、これに対しては、憲法第29条第3項の規定により、法律により財産権を制限するためには原則としてそれによつて権利者が蒙つた損害の賠償を行うことを要するとの反論をまねくものと思われる。

また、この場合在外証券に対する割増は、外交的配

處に基く一種の賠償的贈与であると説明すれば、在内
證券に対する差別的取扱は財産権の侵害にはならない
と一応説明出来るが、前述のようにこの説明をつきつ
めて行くと結局証券自体に基く価値の保証であること
を認めざるを得なくなるので、財産権侵害の問題が依
然として残るものと思われる。

なお、割増の根拠を、証券自体に基くものと説明す
るとしても、また一応一種の賠償的贈与であると説明
するとしても、いずれにせよ海外における支払再開後
も在内証券につき確定換算率による円払（券面額の約
4割）のみを実施し、契約上保証されている支払通貨
の選択を拒否することは、原契約に違反し、財産権を
侵害するものであるとの議論を惹起される惧れがある。

（3）立法政策上の妥当性の問題

（1）債権者平等原則との関係

商法第300条は「社債権者ニ償還スペキ金額ガ額
面額ヲ超 ュベキコトヲ定メタルトキハ、其ノ超過額ハ各
社債ニ付同率ナルコトヲ要ス」と規定している。こ
れは立法の沿革としては射程心を防ぐために設けら
れたものであるが、一面この規定は私法における債

主義者平等原則の一つの表現としての意味を持つものである。（田中耕太郎著会社法講論572頁）

この規定が直接国債に適用されるかどうかについては議論の余地があるとしても、社債と類似の性格を持つ国債について、少くともこの規定の精神が類推適用さるべきことは当然である。

かりに国債の割増償還の場合上記の商法の規定が類推適用されないとしても、法律上同一のステータスにあるものは、同一の取扱を与えらるべきであるというのは、法律秩序の根柢にある思想であり、この原則を破る立法を行うに当つては、相当納得の行く理由づけが必要であらう。特に、公債の場合にはその発行は、一定額の債権を均等の債権に分割して同一条件の多数の証券に化体せしめたものであるから、平等的取扱の要求は特に強いものと云わざるを得ない。

(iv) 有価証券理論との関係

無記名証券は流通性を確保する見地から、その権利行使に当つては、権利は法律上証券に不可分的に結合されている結果当該証券の存在のみが問題となる。

され、その所持人の属性及び証券取得の経緯等は問題にされないのが現状である。

本件公債について、在外証券及び在内証券につきその所有者とか所在とかに着目して区別した取扱を与えることは、上記の有価証券に関する通念に反し、偶然的な原因に基いて本質的な有価証券上の権利の変更を行うものであるとの非難を受ける惧れがある。

(イ) 外国為替管理法による制限との関係

本件公債の在外証券及び在内証券につき差別立法を行うとしても、その実効を期するためには、為替管理法により証券移動の制限を行うことが前提となるが、海外における本件公債の支払再開後もかかる証券移動の制限を継続することは、為替管理法第1条に規定する国際収支の均衡、外貨資金の最も有効な利用等の目的を逸脱し、債券所持人の実質的権利を侵害するものではないかとの議論を起し、訴訟が提起される惧れがある。

なお、1.2倍にした金額につき、確定換算率により円払を受けたいとの要求（券面の約5倍の割増となる）があつた場合には為替管理法は全く拒否の理

由にはならない。

(4) 国民間の実質的負担均衡論

本件公債在内証券に割増を行うときは本邦英米貨債の所持人中外貨債処理法による借換に応じたものとの均衡を甚しく失すことになるとの議論もありうるが、英米貨債の借換については、所持人の承諾が要件とされていたものであり、しかもその当時としては、適正な対価の支払を受けたものであるから、本件の場合とは関連がないと云い得るであらう。また、外貨債処理法による借換に応じなかつた者も例外的に存在しており、これらの者にはニューヨーク協定による英米貨債の処理が及んでいる。従つて、実質的均衡論を強調するとい、この關係から、むしろ本件公債の在内証券について割増を適用すべしという結論が出て来る惧れがある。

また、平和条約に基く在外財産の喪失とか、戦時債権請求権の打切等との抵消を考慮して在内証券については割増を行うべきではないとする議論は一応可能であるが、財産の態様が異なることにより利益を受け或は損害を被ることがあるのは、当然であり、国民間の負

- ・ 担の公平を図るためにむしろ在外財産の補償等を行うことにより積極的な対策を講すべきであるとの議論を誘発する傾向がある。

(5) 金円条項の存在との関係

本件公債の在外証券についてのみ割増を行い在内証券については、割増を行わないこととした場合、在内証券の所持人から、訴訟が提起されることも予想される。その場合、憲法違反を理由とする訴訟は所持人側としては、本件の性質上その立論が必ずしも容易ではないので、公債契約中の金円条項を楯にとり、金価値による支払或は少くとも在外証券のみの支払を要求して來ることが考えられる。調停案においては、「金円」とは「金何円也」という表現と類似の表現であるという日本側の主張が通つた形となつてゐるが、公債券面の訳文にはこの部分は明らかに「金貨」となつており、予想される訴訟において、所持人側からこの事実を当事者の意思解釈の材料として持ち出されると相当困難な問題を生ずる虞れがある。

4 在内証券を差別扱にするのに伴う措置

- (1) 本件公債在内証券については、これを在外証券から

切り離し割増を行わないこととするが、これについて
は上記のように訴訟が提起される等困難な問題が生ずる
懼れがあるので、出来れば処理法案の成立に先立ち、
在内証券について買入償却を行うことが適當である。

この場合金融機関等本件公債の所持人に対し適宜の方
法により売却の勧奨を行うことが必要と思われる。

(ア) 買入の場合は元本の償還の場合とは異なり、確定換
算率による必要はないものと解釈されるので、買入価
格は券面額を基準として決定するものとする。

(註1) この場合券面額通りの支払を行うものとすれ
ば、所要資金の総額は約2億8千萬円となる。

(註2) 確定換算率の不適用については、をか法制局
及び会計検査院に対し確認を要するものと思われ
る。

(イ) 現在の為替管理法による輸出制限及び移転制限の
措置は当分の間そのまま継続するものとする。



四分利付仏貨債在内証券の取扱について

(昭31.7.9)
理、外

一、従来の経緯

- 1 四分利付仏貨債は当初総額450百万フランがパリに於て売り出されたが、原契約上その支払はパリ、ロンドン及びプラツセルにおいて行われる外、日本において258フランにつき100円の確定換算率を以て行われる旨の附款がある。日仏両国の金本位離脱後フランの減価が円のそれに比して著しく、本邦において円払を受けるのを有利としたため、証券は逐次本邦内に流入し來り、その結果現在未償還元本額383百万フランのうち約275百万フラン(71.5%)の証券が本邦内に所在するものと推定される。
- 2 本件公債の無記名証券としての性質上、債権者平等原則(註)との関係からこの在内証券を在外証券と区別して取扱うことは問題があることは当初より予想されたが、本件交渉が平和条約18条1項に基いて開始された経緯及び財政負担の見地から、従来割増は在外証券にのみ限定して行うべきであるとの方針で進んで來た。

裏
面
白
紙

(註) 例えは商法第300条には「社債権者ニ償還
スペキ金額ガ額面額ヲ超ユベキコトヲ定メタル
トキハ、其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコト
ヲ要ス。」と規定されている。

- 3 従つて上記の方針から、stein氏に調停を依頼するに当つては、調停を求めるに於ける日仏間の協定において「調停は日本人所有者の手にある証券及び日本に所在する証券の取扱には及ばない。但し、要すれば、これらの証券であつても日本の居住者ではない所持人に属する証券の取扱には及ぶことがあり得るものとする」とが協定された。
- 4 その結果調停案においては、在内証券の取扱につき、「本案は日本人に属せず、又日本に所在しない証券に適用される。日本に居住しない債券所持人に属する証券又は日本の居住者でない所持人に属し、日本に所在する証券に平等に適用されるかどうかの問題は、今後の協定によるものとする」と規定された。
- 5 従つて、日本側においてこの調停案のラインで用意し、既に仏側に呈示してある処理協定原案においては、「本協定による支払及び公債の買入は、協定発効の日において日本人に属せず又は日本國に所在しない証券又は利札」についてのみ行われることが規定されている。

二、問題点

1 在外証券についてのみ割増を行う理論的根拠として
は次の立論が考えられるが、それには、それぞれ附記
したような問題がある。

(1) 履行遅滞に基く損害賠償論

在外証券に対する割増は債権者の責に帰すべから
ざる長期に亘る支払の中止に対する損害賠償の性質
を持つものであるから、支払の中止がなかつた国内
所在証券（非居住者所有分も含む）に対しては割増
を行う必要はないとする。

（本論の難点）

- (a) 過去の利子については説明がつかず、元本（及
び今後の利子）の割増について説明が困難である。
- (b) 過去の利子に対する損害賠償額を元本化するも
のであると説明しても、その計数的根拠を示すこ
とは事実上不可能である。
- (c) 英米債券についても支払の中止があつたが、割
増は行つていない。
- (d) 終戦後は、外国人といえども通貨選択約款を利
用して日本において支払を受けられたのであるか

ら、この期間に関しては履行遅滞があつたとは云えない。

(e) スtein調停案においては、金約款の存在は否定されているが、元本及び利子割増の理由として、公債の支払中断という事由の外に、円及びフランの価値下落をあげている。割増は、この貨幣価値下落を補償する性質のものであるとの見地に立てば、在内証券について差別扱をすることは困難である。

(2) 平和条約第18条1項論

今回の仏貨債交渉は平和条約第18条1項に基いて行われたものであるから、その結果である処理協定が日本人債券所持人に適用されないのは当然であるとする。

(本論の難点)

- (a) 日本人債券所持人に対し割増を適用しないことの積極的な論拠とはならない。
- (b) 平和条約の適用のない中立国及び旧枢軸国人債券所持人に何故割増が行われるかを説明出来ない。
- (c) 英米債の処理も平和条約第18条に基くもの

であるが、その処理は外貨債処理法による償換に
麻じなかつた一部の日本人に及んでいる点の説明
が困難である。

2 在外証券についてのみ割増を行うこととする場合そ
の法律上の規定の方法としては次の三つが考えられる。

- (1) 在内証券は今回の処理法案の適用外である旨を明
白に規定する。
- (2) 在内証券の取扱には触れず、今回の処理法案は在
外証券に適用される旨を規定する。
- (3) 処理法案は、日本政府の申出を受諾した債券所持
人についてのみ適用される旨を規定し、在内証券に
ついては、実質的に受諾を認めないものとする。

三 在内証券の取扱に関する結論

本件に関し法制局等とも打合せた結果は次の通りである。

- 1 四分利付仏貨債在外証券についてのみスティン調停案による割増倍率を適用するものとすることは特別の立法を以てすれば実行可能である。但し、在内証券について割増を全く行わないことについては債権者平等原則の関係から問題がある。
- 2 四分利付仏貨債の処理に関する特別法において在外証券について割増を行う理論的根拠は次の通りである。
今回の仏貨債交渉は開戦以来長期に亘り支払の中止されていた仏貨債につき平和条約第18条1項に基いて開始されたものであるが、その支払条件について日仏双方の意見が一致しなかつたため、公平を第三者の意見を求めることとなり、その結果回示された調停案に基き処理を図ろうとするものである。そして政府は、日仏双方の意見が対立しこれ以上支払中断が継続しては、日本外貨債の国際的信用を害し、外交的にも好ましくない影響があることを考慮し調停案に基く割増支払を行うことを承認したものである。

- 3 仏貨債処理協定に基く法律案の作成に当つては、在内証券については以上に述べたような割増の理由が先づ考えられないで、さし当たりこれについての立法措置は行わない。
- 4 以上のような措置により、在内証券につき特に区別した取扱を行うとしても、海外における支払再開後も在内証券につき、確定換算率による円払（券面額の約▲割）のみを実施し、契約上保証されている支払通貨の選択を拒否することは、原契約に違反し、財産権を侵害するものであるとの反論を惹き起す惧れがあるので、日本銀行が利札をとりまとめてパリ等に取立に出すことを認める措置をとり、少くとも券面額による支払の受領を保証する必要があると考えられる。
- 5 在内証券の差別的取扱についてはなお形式的平等論の立場から問題があるので処理法律の成立後において訴訟等の生ずる余地をなくするために、在内証券についてはなるべく早期に買入償却を行うことが適当である。

四 クレディ・バリジャン（旧日仏銀行）所有証券の取扱

- 1、上記の在内証券の取扱については、処理協定の成立後処理法律の立案に当りなお慎重に検討することとするが、さし当り、処理協定の内容に直接関連する問題として、現在仏側が持ち出しているクレディ・バリジャン（旧日仏銀行）所有の在内証券の取扱を決定する必要がある。
- 2、即ち旧日仏銀行は、その日本所在支店の営業開始のための担保として、昭和7年以降供託局に額面総額50万フランの4分利付仏貨債を供託していたが、昭和25年日仏銀行の日本所在支店の事実上の業務閉鎖に伴い、これらの公債証券は日仏銀行に返還され、現在印度支那銀行東京支店に保管されている。
仏側は、もし政府が協定発効前においてこれら証券の仏国送還を認めるならば、国内所在証券には全般的に割増を行わないとしている日本側協定原案を受け入れるが、これが認められない場合は、日本側協定原案を修正して、国内所在証券中外国人所有分については割増を行うようにすることを主張している。

3、政府の立場としては、在内証券一般に対する影響もあるので、本件のために協定草案を修正することは困難である。しかしながら協定成立前に特に本件証券の仏国送還を認めるときは、この事実が、他の在内証券特に外国人所有分の所持人に及んで、同様の要求を誘発する惧れがある。

従つて、本件に関する仏側の要求はさし当たりこれを認めないと協定交渉において仏側が本件にどれほどのウエイトを置いているか、その出方を見ることとし、もし政府が仏側の要求をあくまで拒否するときは、協定そのものの成立が困難であるという事態に立至つた場合において、協定発効前において特例的に仏国送還を認める等の便法を講ずることが可能かどうかを改めて検討するものとする。

裏
面
白
紙



四分利付仏貨債在内証券につき、在外証券と同一の取扱をなさない理由

(主計局法規課)

- 1 今回の調停案は、日本人に属せず又日本に所在しない証券にのみ適用される。従つて日本政府は在内証券につき、在外証券と同一に取扱うべき義務はない。
- 2 債権者平等の原則との関係から、在内外証券を区別して取扱うことは問題があるとの議論があるが、債権者平等の原則は元来債務者の財産が総ての義務を弁済するに足りない場合において特に或る債権者のみが優先的弁済を受けえないという原則をいうものである。(資料1)従つて、商法第300条の規定は、射幸心の刺戟を防止するためであると説明されている。(鈴木)従つて、単に債権者平等の原則又は商法300条をもつて在内、在外証券の取扱を同一にすべしとの論拠とすることはできない。
- 註 商法第300条を、射幸心を刺戟しないようにする考慮とともに、社債権者平等の原則の発現と認めることができるとの説もあるが(田中)、勿論、立法による例外を認めえないというものでない。(勧業債券)
- 3 在外四分利付仏貨債につき割増金を付するには、国の債

裏面白紙

務負担の観点からも立法を要するが、かくの如き割増を行ふ理論的根拠は次のとおりである。

即ち、今回の仏貨債交渉は、開戦以来長期に亘り支払の中断されていた仏貨債につき平和条約18条10項に基き、対外債務の支払促進のため開始された。然るて、その支払条件につき日仏双方の意見が一致しないため、公平な第三者の意見を求めることとなり、その結果回示された調停案に基き処理を図ろうとするものである。そして政府は、日仏双方の意見が対立してこれ以上支払中断が継続しては、日本外貨債の国際的信用を害し、外交的にも好ましくない影響があることを考慮し、調停案に基く割増払を行うことを承認したものである。

然るに、在内証券については、かくの如き割増の理由は全くない。にもかかわらず、在内証券につき在外証券と同一の扱いを求めるることは、單なる形式的平等論にすぎないのみならず、次の如く悪平等を来たし、不適当である。

昔 従来在内証券については、確定換算率により平穏無事に利払が行われて來ている。

又、在内証券所持者の帳簿価格は、大体取得価格又は確定換算率による額面以下であると推定される。これを実質的理由なく、突如として割増を付すこと然も全国民の負担において仮貨債所持人に理由なき利益を与えることは、国民負担の衝撃の観点からも許さるべきでない。

4 次に在内証券、在外証券の区別が存する所以は、外国為替管理法による証券の輸出が許可されないためである。この許可は、かかる場合なさるべきであるから、かくの如き根拠によつては在内証券と在外証券とを区別して取扱う論拠に乏しい。仮に12倍の割増は行わないとしても、少くとも、契約上通貨選択約款を認めているから、在内証券について輸出を認め、確定換算率によらざる支払（現行レートによる支払）を受けしむべしという論がある。

これは、いずれも次の如き理由により、適当でない。

(1) 外国為替管理法第32条又は第45条の規定による許可は、いずれも許可の要件その他について何等の規定がないから裁量処分であると解する。従つて、この許可を与えるや否やは、全く、行政機關の何が最も公益に適するかの具体的独立の判断によつて措置される。

(従つて行政訴訟の対象とならない。)

本件証券の輸出を形式的にせよ許可し、その結果割増金を付することは、何等公益上理由がないのみならず、反つて国民負担均衡の理念に反するものであるので、本件許可はなすべきでない。

(d) 外国為替管理法第1条の規定は、いわゆる方針規定にすぎない。その表現も極めて広く、外国為替及び貿易等の取引における公益目的具現（その主たる目的は、国際収支の改善にあるとしても）を説いてゐるに止るものと解せられる。

单纯形式的に他の公益目的はともあれ国際収支改善に無関係であるが故に本件輸出を許可すべしと説くのは、法の窮屈の精神を無視するに等しい。

仮にかくの如き形式論によるとしても、本件輸出の許可が、同法第1条に無関係であるとはいひ難い。

即ち

(e) 本件輸出を許可することは、我が國為替管理の規制外に証券を置くことになり、我が国外貨負担を増加せしめる原因となる。

(d) 輸出を認めた後その償還金、利払金たる外貨を集

裏面白紙

中せしめれば、実質的外貨負担なしというが法律的にはそれを確保しうる途はない。例えば支払地における為替管理によつて集中できない。（封鎖ボンド、フランスの為替管理）又仮に集中されても在内証券中非居住者円預金の増加を來し、外貨負担増加と同一の結果を生ずる。

(4) 通貨選択約款の問題については、本仏貨債が1910年自由為替時代に発行されたものである。その後国際経済は、自由為替から為替管理へと移行し、為替管理を行つていない国は非常に少い。この間の事情の変更に応じて通貨選択約款も各国為替管理の枠内においてのみその地位を認めらるべきである。従つて、我が国が本件証券の輸出を許可し、その償還を例えばフランスで行つたとしても、その代金の日本への送金がフランスの為替管理で認められないと同じように、その集中が必ずしも確保されないこと。又は、その輸出により、日本の実質的外貨負担が増加すること等のため、本件の通貨選択約款が我が国の為替管理により修正されることは又已むをえないというべきである。

資料1

債権平等の原則（法律学語典）

「債務者財産が総テノ義務ヲ弁済スルニ足ラザル場合ニ於テハ其価額ハ債権ノ目的、原因、体様ノ如何ト日附ノ前後トニ拘ハラズ其債権額ノ割合ニ応ジテ之ヲ各債権者ニ分与ス」（旧民法債権担保編一条）。金銭債権は素より、すべて債務不履行の場合結局金銭を以てする損害賠償の債権に変質すべき債権は、債務者の総財産を共同担保とし、其の発生原因・金額・発生の前後等に關係なく、すべて平等に取扱はるべく、特に或債権者のみが優先的弁済を受け得ざるを原則とする。是れ即ち債権平等の原則であつて、例えば債務者破産の場合に破産債権者が按分比例的に公平なる配当を受くるを原則とするのは此の原則の適用に外ならない。

債権平等の原則に対する例外は物的担保制度である。法律は原則として債権平等の原則を採用すると同時に、一面或種の債権を保護する為め特に債務者の総財産又は特定財産に付て優先的弁済を受け得べき例外を認め（先取特権）、他面債権者債務者の特約に依つて特に或債権者のみが特定

裏
面
白
紙

財産に付て優先的弁済を受け得るやうにすることを許して
いる（質権、抵当権）。しかしかくの如き特約は特定財産
に付てのみ許されるのであつて、或債権者のみが債務者の
総財産に付て優先的弁済を受け得べしとするが如き特約は
無効である。

34
(末席敏太郎)

裏面白紙

資料2

- (1) 商法第300条（割増償還の制限）社債権者ニ償還すべき金額が券面額ヲ超ユベキコトヲ定メタルトキハ其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコトヲ要ス
- (2) 鈴木教授 社債償還の際償還額が券面額を超える場合（割増償還）には、超過額は各社債につき同率なることを要する（300条）これは対倅心の剥戦を防止するための趣旨と解する。——鈴木著会社法204頁
- (3) 田中耕太郎博士 社債は券面額を以て償還するを通常とするが券面額以上または券面額以下で償還することを約しても支障がない。ただ社債権者に償還すべき金額が券面額を超えることを定めた場合（割増金付社債）においては、その償還金額は各社債について同等でなければならぬ（商300条）。これは対倅心を剥戦しないようにする考慮にてたものであるが同時に社債権者平等の原則の発現とも認めることができる。なほかつては日本勸業銀行発行の社債（いわゆる勸業債券）について抽籤による割増金付与の例外が認められていた。——田中著改訂会社法概論下巻465頁
- (4) 日本勸業銀行法（明治29年法律第82号）第36条

裏
面
白
紙

日本勸業銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金並其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及朝鮮殖産銀行ノ発行シタル債券ノ償還高ニ応シ毎年2回以上抽籤ヲ以テ勸業債券ヲ償還スヘシ

日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ償還スル場合ニ於テハ割増金ヲ附与スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

裏
面
白
紙

資料 5		(百万フラン)
① 在国外証券		1 0 8
在國內証券		2 7 5
仮貸債計		3 8 3
② 在国内証券内訳		
(1) 登録債		2 4 2
a) 居住者		2 4 2
(1) 金融機関		1 8 8
(2) 政府機関及び地方公共 団体		4 3
(預金部、簡保		4 2)
(3) その他		1 1
b) 非居住者		なし
(2) 無記名証券		2 9
a) 居住者		2 4
b) 非居住者		5
(3) 滅失分		4

裏
面
白
紙

裏面白紙

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

四分冊付仮貸公債処理協定文書（昭30.7.2本）

……が代表するフランス領地所持人会議（以下「協会」という。）と……が代表する日本政府（以下「政府」という。）とは、本邦平和条約第18条の規定の根拠に依つて日本國の債務の海外債務の支拂再譲に關し交渉を行つたので。

当事者は、日仏兩國間に存在する支拂再譲を更に確実化するため、四分冊付仮貸公債（以下「公債」という。）に関する紛争を速かに解決することを必要と考えるので。

よつて当事者は公債の元利支払算引の条件に關しこの過渡協定を締結することを決定した。

政府は公債所持人に對しこの協定に基く申出を行ふうとし、協会は、公債の所持人に対し、当該申出を受けるべきことを擇んで勧告する。

第一条 債権譲渡の延長

公債の本契約に規定する償還期限は、正確に15年間を長し、1985年8月15日となるものとする。ただし、政府は、公債の償還期の規定に従つて、その金額又は一部を所持者に於てにおいて償還する権利を留保するものと了承する。

第二条 原債権譲渡の延長期間における利子

前条の規定による延长期間ににおける公債の利子は、本契約に

原本不明瞭

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

定めるものと同じ種別によるものとし。その送達期間中の各年において半年期に、複数回に定められたと同一の支払期日に支払を行うものとする。遅延を行うことあるべき場合はとの改版に従い、急遽に応じて、送達期間に割合する新規式を公報に付するものとする。

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1949年1月15日から1945年5月15日までに支払期日に到来する利札については、法定開始の日にかけて支払うものとする。

1945年11月15日から1955年2月15日までに支払期日に到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、それぞれ新支払期日にかけて支払うものとする。但し、新支払期日に遅滞が発生した場合に、その危険の日までに到来する当該新支払期日から利札については、新支払期の日にかけて支払うものとする。

1955年 月 日(法定開始の日)から法定開始の日までに支払期日の到来する利札については、法定開始の日において支払うものとする。

法定開始の日以後に支払期日の到来する利札については、新規式の支払期日に支払うものとする。

原本不明瞭

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

1965年3月16日前に公債の全部又は一部につき純上償還が行われた場合においては、第2項の規定により支払期日が延長された利札で新支払期日がまだ到来しないものは、当該純上償還の期日ににおいて同時に支払うものとする。

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年12月18日から1965年3月18日までに支払期日の到来する利札の支払は、公債の償還の長期にわたる支払中断等の事情を考慮して、証券又は利札の券面に記載された金額にこれらの金額の1.1倍に相当する金額をそれぞれ加算した金額により行われるものとする。ただし、本協定の締結後公債の支払過貨に生ずべき価値の変動は、今後において一概考慮しないものとする。

前項の場合証券又は利札の券面記載金額に加算して支払われる金額については原契約の証券及び利札の支払に関する規定を準用する。

1940年3月18日までに支払期日の到来した利札については、券面額により支払うものとする。

第五条 原契約の精神

公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により修正され、又は追加された条項又は断句を除くほか、維持されるものと了解する。ただし、被保証銀行は、東京銀行が承認しているので、ロンドンにおける公債の支払は、東京銀行ロンドン支店で行われるものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

第六条 本協定の適用

本協定は、その発効の日において日本人に属せず又は日本國に所在しない証券又は利札であつて、本協定の適用を受けるための当該証券又は利札の提示によつて、本協定の全面的受諾が確認されるものに對して適用される。その提示が証券の消失又は紛失等により実施できないと判明したときは、上記の確認の手續は適宜修正されるものとする。

本協定は、その受諾のために提示されなかつた証券又は利札の所持人が現に有する権利に影響を及ぼさないものとする。

第七条 寄附

政府の行う申出には、各債券所持人に始めて支払う金額2000法につき 法を控除し、その金額を寄附として協会に引渡し、その経費に充てる旨の規定を含むものとする。債券所持人が、その有する証券又は利札の送付書にしたる署名は、右に因して必要な承認となるものとする。

第八条 経費

本協定の実施に関する一切の経費（第七条に規定する寄附を除く。）は、政府の負担とする。

第九条 申出の期日

政府は、債券所持人に対し、上記の申出を協定発効後直ちに行うことを約する。当該申出の様式及び債券所持人に対して申

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

出を告知する方法については、政府は、そのつど議会にはかる
ものとする。

第十条 損定の発効

本損定は、公債の支払を再開するのに必要な日本國の法律の
公布の日から二月を経過した日に発効するものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

四分利付仏債公債処理協定覚書（昭30.7.14）

……が代表するフランス債券所持人全国協会（以下「協会」という。）と……が代表する日本国政府（以下「政府」という。）とは、柔港平和条約第18条の規定の趣旨に従つて日本国の戦前の対外債務の支払再開に関し交渉を行つたので、

両当事者は、日仏両国間に存在する友好関係を更に維持し促進するため、四分利付仏債公債（以下「公債」という。）に関する紛争を速かに解決することを必要と考えるので、

よつて両当事者は公債の元利支払再開の条件に関しこの処理協定を締結することを決定した。

政府は公債所持人に對しこの協定に基く申出を行おうとし、協会は、公債の所持人に對し、当該申出を受諾すべきことを進んで勧告する。

第一条 債還終期の延長

公債の原契約に規定する債還終期は、正確に15年間延長し、1988年5月15日となるものとする。ただし、政府は、公債の原契約の規定に従つて、その全部又は一部を新債還終期前ににおいて債還する権利を留保するものと了解する。

第二条 原債還終期の延長期間における利子

前条の規定による延長期間における公債の利子は、原契約に

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

定めるものと同じ利率によるものとし、その延長期間中の各年において半年毎に、原契約に定められたと同一の支払期日に支払を行うものとする。将来行うことあるべき協会との取扱に従い、必要に応じて、延長期間に対応する新利札を公債に附するものとする。

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1940年11月15日から1945年5月15日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

1945年11月15日から1955年5月15日までに支払期日の到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、それぞれ新支払期日において支払うものとする。但し、新支払期日に協定が発効しない場合は、その発効の日までに到来する当該新支払期日にかかる利札については、当該発効の日において支払うものとする。

1955年 月 日（協定調印の日）から協定発効の日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

協定発効の日以後に支払期日の到来する利札については、券面記載の支払期日に支払うものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

1965年5月15日前に公債の全部又は一部につき繰上償還が行われた場合においては、第2項の規定により支払期日が延長された利札で新支払期日がまだ到来しないものは、当該繰上償還の期日において同時に支払うものとする。

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年11月15日から1965年5月15日までに支払期日の到来する利札の支払は、公債の利払の長期にわたる支払中断等の事情を考慮して、証券又は利札の券面に記載された金額にこれらの金額の1.1倍に相当する金額をそれぞれ加算した金額により行われるものとする。ただし、本協定の締結後公債の支払通貨に生ずべき価値の変動は、今後において一切考慮しないものとする。

前項の場合証券又は利札の券面記載金額に加算して支払われる金額については原契約の証券及び利札の支払に関する規定を準用する。

1940年5月15日までに支払期日の到来した利札については、券面額により支払うものとする。

第五条 原契約の選擇

公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により修正され、又は追加された条項又は語句を除くほか、選擇されるものと了解する。ただし、横浜正金銀行は、東京銀行が承認しているので、ロンドンにおける公債の支払は、東京銀行ロンドン支店で行われるものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

第六条 本協定の適用

本協定は、その発効の日において日本人に属せず又は日本国に所在しない証券又は利札であつて、本協定の適用を受けるための当該証券又は利札の提示によつて、本協定の全面的受諾が確証されるものに対して適用される。その提示が証券の滅失又は紛失等により実施できないと判明したときは、上記の確証の手続は適宜修正されるものとする。

本協定は、その受諾のために提示されなかつた証券又は利札の所持人が現に有する権利に影響を及ぼさないものとする。

第七条 寄附

政府の行う申出には、各債権所持人に始めて支払う金額 1000 法につき 法を控除し、その金額を寄附として協会に引渡し、その経費に充てる旨の規定を含むものとする。債券所持人が、その有する証券又は利札の送付書に記した署名は、右に関する必要な承認となるものとする。

第八条 経費

本協定の実施に関する一切の経費（第七条に規定する寄附を除く。）は、政府の負担とする。

第九条 申出の期日

政府は、債券所持人に対し、上記の申出を協定発効後直ちに行うことと約する。当該申出の様式及び債券所持人に対して申

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

出を告知する方法については、政府は、そのつど協会にはかる
ものとする。

第十条 協定の発効

本協定は、公債の支払を再開するのに必要な日本国の法律の
公布の日から二月を経過した日に発効するものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

四分利付仏貨公債処理協定覚書（第二次案）

.....が代表するフランス債券所持人全協会（以下「協会」という。）を一方の当事者とし、.....が代表する日本国政府（以下「政府」という。）を地方の当事者とする交渉の結果として、政府は、四分利付仏貨公債（以下「公債」という。）の所持人に対し、下記の申出を行おうとしており、協会は、公債の所持人に対し、当該申出を受諾すべきことを進んで勧告する。

第一条 債還終期の延長

公債の原契約に規定する債還終期は、正確に15年間延長し、1985年5月15日となるものとする。ただし、政府は、公債の原契約の規定に従つて、その全部又は一部を新債還終期前ににおいて償還する権利を確保するものと了解する。

第二条 原債還終期後の延長期間における利子

原契約による延長期間における公債の利子は、原契約に定めるものと同じ利率によるものとし、その延長期間中の各年において半年毎に、原契約に定められたと同一の支払期日に支払を行うものとする。将来行うことあるべき協会との取扱に従い、必要に応じて、延長期間に対応する新利札を公債に附するものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

299

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1940年11月15日から1945年5月15日までに支
払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払
うものとする。

1945年11月15日から1955年5月15日までに支
払期日の到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、
新支払期日において支払うものとする。但し、新支払期日まで
に協定が発効しない場合は、その発効日までに到来する当該新
支払期日にかかる利札については、協定発効の日において支払
うものとする。

1955年 月 日(協定調印の日)から協定発効の日
までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日にお
いて支払うものとする。

協定発効の日以後に支払期日の到来する利札については、券
面記載の支払期日にX 支払うものとする。

1965年5月15日前に公債の全部又は一部につき海上債
券が行われた場合においては、第2項により支払期日^の延長さ
れた利札で~~ある~~その延長された支払期日がまだ到来しないも
のは当該海上債券の期日において同時に支払うものとする。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

ノル

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年11月15日から1985年5月
15日までに支払期日の到来する利札の支払は、公債の利払の
長期にわたる支払中断並びにその間ににおけるフラン及び円の画
元本及び利札の支払の长期における
支払中断並びにその間ににおける
元利
面の下落等の事情を考慮して証券又は利札の券面に記載された
金額に12倍を乗じて得た金額に相当する金額によるものとす
る。ただし、本協定の締結後公債の支払通貨に生ずべき価値の
変動は、以後において一切考慮しないものとする。

1940年5月15日までに支払期日の到来した利札につい
ては、券面額により支払うものとする。

第五条 原契約の維持

公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により修正され、
又は追加された条項又は語句を除くほか維持されるものと了解
する。ただし横浜正金銀行は、東京銀行が承継しているので、
ロンドンにおける公債の支払は、東京銀行ロンドン支店^{事務所}で
行われるものとする。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE

THE JAPANESE GOVERNMENT

(1940年11月1日以降利子の支給をやめさせていたる
ものに限る。)

351

◎ 第六条 本協定の適用

本協定は、日本人に限らず、かつ日本に所在する証券であつて、本協定の適用を受けるための證券又は利札の提示によつて、本協定の全部或は全面的受諾が確定されたもの以外の證券又は利札の提示によるものとし、上記の手続が証券の所有者に與へる所外に在り、適用を受けるものとする。上記の手續が証券の滅失又は紛失等により実施出来ないと判明したときは、適用されるものとする。本協定は、その受諾のために提示されなかつた証券又は利札の所持人が現に有する権利に影響を及ぼさないものとする。

第七条 寄附

政府の行う申出には、各債権所持人に始めて支払う金額1,000法につき法を控除し、その金額を寄附として協会に引渡し、その経費に充てる旨の規定を含むものとする。債券所持人が、その有する証券又は利札の送付書になした署名は、右に關して必要な承認となるものとする。

第八条 経費

本協定の実施に関する一切の経費（第七条に規定する寄附を除く。）は、政府の負担とする。

第九条 申出の期日

政府は、債券所持人に対し、上記の申出を協定発効後直ちに行うことと約する。当該申出の様式及び債券所持人に対して申

裏面白紙

Yukio Saito
2/2
1940.11.1
Confidential
per use

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

出を告知する方法については、政府は、そのつど協会にはかる
ものとする。

第十条 搭定の発効

本協定は、公債の支払を再開するのに必要な日本国の法律の
公布の日から二月を経過した日に発効するものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

四分利付仮貸公債処理協定覚書(第一次案)

.....が代表するフランス債券所持人全国協会(以下「協会」という。)を一方の当事者とし、.....が代表する日本国政府(以下「政府」という。)を他方の当事者とする交渉の結果として、政府は、四分利付仮貸公債(以下「公債」という。)の所持人に対し、^{下記の}左に規定する申出を行おうとしており、協会は、公債の所持人に対し、当該申出を受諾すべきことを進んで勧告する。

第一条 債還期の延長

公債の償還期は、正確に15年間延長するものとする。但し、政府は、公債の原契約の規定に従つて、その全部又は一部を新償還期前に於いて償還する権利を担保するものと了解する。

第二条 原償還期後の延長期間における利子

前条に規定する新償還期後の延長期間における公債の利子は、原契約に定めるものと同じ利率によるものとし、その延長期間中の毎年に於いて半年毎に、原契約に定められたと同一の支払期日に支払を行うものとする。将来行うことあるべき理事会との取扱事に従い、必要に応じて、延長期間に対応する新利札を公債に附するものとする。

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1940年11月1日以後1945年5月1日までに支

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

支払期日の到来する利札については、協定発効の日にその支払期日が到来するものとする。

1945年11月15日以後1955年5月15日までに支払期日の到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、新支払期日において支払うものとする。但し、新支払期日までに協定が発効しない場合は、協定発効の日において支払うものとする。

1955年 月 日(協定調印の日)以後協定発効の日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

協定発効の日以後に支払期日の到来する利札については、券面記載の支払期日に、支払うものとする。

利子の支払期日より延長期間の経過以前に公債の全部又は一部
1965年5月15日前に
につき株主譲渡が行われた場合においては、支払期日より
された利札であつて支払が行われていなほいものは元本の償還期日
において同時に支払を終るものとする。

1940年5月15日迄に支払期日の到来した利札について
は、券面額のフラン、アラルにより支払を終うものとする。

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年11月15日以後新償還期日まで
に支払期日の到来する利札の支払は、公債の長期に亘る中
断及びその間ににおけるフラン及び円価値下落の影響を考慮して、特に

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

又は
証券及び利札券面に記載された金額に12倍を乗じて得た金額
に相当する金額とする。

第五条 原契約の維持考慮しないものとする。
修正され
公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により、特に変更
され若しくは削除され、又はかかる改正を抵触する条文、条項
又は語句を除く外、維持されるとものと了解する。但し、横浜正
金銀行は、東京銀行が承認しているので、ロンドンに於ける公
債の支払は、東京銀行ロンドン支店窓口において行われるもの
とする。

① 口内所在 差別化ため交渉は未だ (証券標準論)
1955年5月31日 本口外にあつたもの

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

第六条 本協定の適用

本協定は、日本人に属せず且つ日本に所在しない証券であつて、本協定の適用を受けるためかかる証券の提示によつて、
本協定の条項の全面的受諾が確証された証券又は利札以外に対
しては、適用されないものとする。右の手続が、何らかの点に
おいて実施不可能と判明したとき、又は新債券の発行が必要で
あるときは、この手續は適宜修正されるものとする。

本協定は受諾のために提示されたかつた債券又は利札の所持人の現在有する権利に影響を及ぼさないものとする。

第七条 寄附

政府の行う申出には、各債券所持人に始めて支払う金額1,000
法につき 法を控除し、その金額を寄附として協会に引
渡し、その経費に充てる旨の規定を含むものとする。債券所持
人が、その有する債券の送付書になした署名は、右に関して必
要な承認となるものとする。

第八条 経費

本協定に關する一切の経費（第七条に規定する寄附控除を除く）
は、政府の負担とする。

第九条 申出の期日

政府は、債券所持人に対し、右の申出を協定発効後直ちに行
うことを約する。当該申出の様式、及び依頼元はその前に上多

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

債券所持人に対して申出を告知する方法については、政府は、
その相應協会に譲るものとする。

第十条 協定の発効
本協定は、公債支払再賄に必要な日本法律の公布の日より二
月後（二月後）に発効するものとする。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



四分利付仏貨債在内証券の取扱について

(昭 31.9.25)
理 外

1 従来の経緯

(1) 四分利付仏貨債は当初総額450百万フランがパリに於て売り出されたが、原契約上その支払はパリ、ロンドン及びプラツセルにおいて行われる外、日本において258フランにつき100円の確定換算率を以て行われる旨の附款がある。日仏両国の金本位離脱後フランの減価が円のそれに比して著しく、本邦において円払を受けるのを有利としたため、証券は逐次本邦内に流入し來り、その結果現在未償還元本額383百万フランのうち約275百万フラン(71.5%)の証券が本邦内に所在するものと推定される。

(2) これらのが内証券の取扱については、仏貨債処理交渉の当初より、在外証券の処理とは切り離し、在外証券について割増が行われることとをつても、割増は在外証券についてのみ限定して行い、在内証券については原契約による支払を続けて行く方針で進んで来た。その結果、さる7月27日に本邦に在る日本人銀行の手により、日仏間に成立を見た四分利付仏貨債に関する協定においては、「本協定による支払及び公債の買入は、協定発効の日において日本人に属せず又は日本国に所在しない証券又

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

109

は利札」についてのみ行われることが規定された。

2 本件公債在内証券につき割増を行わない理由

要され
本件公債の処理は各目額の増大を伴うので法律を要するが、

その法律の立案に当つては、従来の方針に基き、今回の割増措置は在外証券についてのみ行われる旨を明確に規定するものとする。

在外証券についてのみ割増が行われ在内証券についてはこれが行われない理論的根拠は次の通りである。

「今回の仏貨債交渉は開戦以来長期に亘り支払の中止されていた仏貨債につき平和条約第18条1項に基いて開始されたものであるが、その支払条件について日仏双方の意見が一致しなかつたため、公平を第三者の意見を求める事となり、その結果回示された調停案に基き処理を図ろうとするものである。そして政府は、日仏双方の意見が対立しこれ以上支払中断が継続しては、日本外債の国際的信用を害し、外交的にも好ましくない影響があることを考慮し調停案に基く割増支払を行うことを承認したものである。

しかしるに本件公債在内証券については以上述べたよう
を割増の理由が考えられない。これについては割増を行わないこととしたものである。」
○他の外債、内債との比較
○在内証券は、最も有利な扱いを受けた。

裏面白紙

3 問題点

本件公債の在外証券についてのみ割増が行われる理論的根拠は上記②の通りであるが、これに対する主として形式的平等論の立場から次のような批判が出て来るとも考えられる。しかしながらこれらの批判に対しても、それぞれ附記するようは反駁が可能である。

(1) (批判)

法律上同一のステータスにあるものは、同一の取扱を与えるべきであるといふのは、法律秩序の根柢にある思想であり、この原則を破る立法を行うに当つては、相当納得の行く理由づけが必要であろう。特に、公債の場合にはその発行は、一定額の債権を均等の債権に分割して同一条件の多数の証券に化体せしめたものであるから、平等的取扱の要求は特に強いものと云わざるを得ない。

また、無記名証券は流通性を確保する見地から、その権利は法律上証券に不可分的に結合されている結果権利行使に当つては当該証券の存在のみが問題とされ、その所持人の個性及び証券取得の経緯等は問題にされないのが建前でありその所有者とか所在とかに着目して区別した取扱をすべきではない。

(1) (反駁)

本件公債の在外分及び在内分は、同一銘柄の公債の一部

外債引当金

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE

THE JAPANESE GOVERNMENT

と/orは
いう意味からば、同様をステータスにあるが、
今回の処理は、戦争という債権者の責に帰すべき事
由による支払の中断に基いて生じた国際的紛糾を、ステイ
ン調停案を基礎として~~内訳~~割増払を行うということに
より解決しようとするものである。しかるに本件公債在内
~~内訳~~については、以上のような支払中断はなくまた~~内訳~~
~~内訳~~は外交的配慮の必要もないのに割増を行う必要はな
い。

(2) (批判)

在外証券に対する割増は履行遅滞に基く損害賠償である
と説明しても、その損害賠償についての計数的根柢を示す
ことは不可能である。特に日本民法においては、利息債務
の延滞については当該延滞利息を元本に組み入れるをもつ
て足り、それ以外に損害賠償の義務を生じないとの立場を
採っている。この民法の立場によれば、本件公債の利子の
支払延滞に基く賠償額は、延滞利札 33枚券面総額 330
フランに対し、わずか 450 フラン程度となるにすぎず、
1.2 倍^{に至る止}の割増は到底説明^{ていせ}出来ない。

またステイン調停案においては、元本及び利子割増の理
由の一つとして、円及びフランの価値下落をあげている。
割増は、この貨幣価値下落を補償する性質のものであると
の見地に立てば、在内証券についても割増が行われるのが
当然である。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(2) (反論)

今回の割増は、履行遅滞に基く私法的損害賠償の性質をもつものではない。戦争による支払の中止という事由により発生した国際的な紛糾を解決するため^{ハサウエー}取られた外交上の措置であり、その外交的措置を據るに当り、調停案の1.2倍^(1.2倍の計算)という倍率を基準として採用したにすぎない。従つて全く^{ハサウエー}の倍率を履行遅滞に基く損害賠償という観念で計算的に説明出来ないのは当然である。

また調停案は割増の根拠として貨幣価値の下落に対する補償を挙げているが、これはステイン氏が1.2倍割増という結論を導き出すための議論の過程において述べられてゐるに過ぎない。政府としてはこのようなステイン氏の議論の過程を考慮することなく、実際的立場^{立場的立場}見地から長期に亘る紛争を解決する方法として調停案の1.2倍割増を^{ハサウエー}結論を受け入れることにしたものである。従つて調停案が割増の結論を導き出す過程において貨幣価値下落に対する補償の観念を探つてゐるとしても、この事実から、在内証券についても貨幣価値の下落を考慮に容れて割増を行うべきであるという結論にはならない。

(3) (批判)

今回の割増支払が、外国人と日本に対しても不公平なのは

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

なに、本件公債の所持人に限り且つその保有証券の金額に比例して行われることを見れば、政府がこれら証券 자체に割増を行うべき価値を認めていることは明らかである。このように今回の割増が証券 자체の価値に基くもの

~~本件は内債と外債との間で割増を行なうことは適切でない。~~
であれば、在外証券についてのみ割増を行い、在内証券について割増を認めないことは、在内証券所持人の権利を侵害するものであり、このような差別的取扱を規定した法律は憲法に違反するものである。

(四) (反駁)

今回の割増はあくまで外交的配慮に基き、本邦外債の国際信用維持の見地から行なわれるもので、証券自体の価値に基くものではない。証券の存在は外交的配慮に基づく割増の給付を行うに当つて便宜的に採用された技術的措置に過ぎない。一方在内証券については政府は原契約通りの支払を続けて行くのであるから、今回の措置はなんらこれら在内証券の所持人の権利を侵害するものではない。~~本件は内債と外債との間で割増を行なうことは適切でない。~~

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



四分利付仏貨債の在内証券の取扱について

(昭31.10.6)

1 従来の経緯

(1) 四分利付仏貨債は当初総額450百萬フランがパリに於て売り出されたが、原契約には、その支払がパリ、ロンドン及びプラツヤルにおいて行われる外、日本において258フランにつき100円の確定換算率を以て行われる旨の附款がある。日仏両国の金本位離脱後フランの減価が円のそれに比して著しく、本邦において円払を受けるのを有利としたため、証券は逐次本邦内に流入し來り、その結果現在未償還元本額383百万フランのうち約275百万フラン(71.5%)の証券が本邦内に所在するものと推定される。

(2) これらのは在内証券の取扱については、仏貨債処理交渉の当初より、在外証券の処理とは切り離し、在外証券について割増が行われることとなつても、割増は在外証券についてのみ限定して行い、在内証券については原契約による支払を続けて行く方針で進んで來た。その結果、さる7月27日日本政府と仏国債券所持人団体との間に成立を見た四分利付仏貨債に関する協定においては、「本協定による支払及び公債の買入は、協定発効の日において日本人に属せず又は日本國に所在しない証券又は利札」についてのみ行われることが規定された。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

2 本件公債在内証券につき割増を行わない理由

本件公債の処理は、要支払額の増大を伴うので、法律が必要となるが、その法律の立案に当つては、従来の方針に基き、今回の割増措置は在外証券についてのみ行われる旨を明確に規定するものとする。

在外証券についてのみ割増が行われ、在内証券についてはこれが行われない理論的根拠は次の通りである。

「 今回の仏貨債交渉は開戦以来長期に亘り支払の中止されていた仏貨債につき平和条約第18条1項に基いて開始されたものであるが、その支払条件について日仏双方の意見が一致しなかつたため、公平な第三者の意見を求めるところとなり、その結果回示された調停案に基き処理を図ろうとするものである。そして政府は、日仏双方の意見が対立しこれ以上支払中止が継続しては、日本外貨債の国際的信用を害し、外交的にも好ましくない影響があることを考慮し調停案に基く割増払を行うことを承認したものである。」

しかるに本件公債在内証券については以上述べたような割増の理由が考えられないのみならず、支払遅滞がなかつた他の内国債との権衡もあるのでこれについては割増を行わないこととしたものである。」

裏面白紙

96

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

3 問題点

本件公債の在外証券についてのみ割増が行われる理論的根拠は上記②の通りであるが、これに対しては、主として形式的平等論の立場から次のような批判が出て来ることも考えられる。しかしながらこれらの批判に対しても、それぞれ附記するような反駁が可能である。

(1) (批判)

法律上同一のステータスにあるものは、同一の取扱を与えるべきであるというのは、法律秩序の根柢にある思想であり、この原則を破る立法を行うに当つては、相当納得の行く理由づけが必要であろう。特に、公債の場合にはその発行は、一定額の債権を均等の債権に分割して同一条件の多数の証券に化体せしめたものであるから、平等的取扱の要求は特に強いものと云わざるを得ない。

また、無記名証券は流通性を確保する見地から、その権利は法律上証券に不可分的に結合されている結果権利行使に当つては当該証券の存在のみが問題とされ、その所持人の個性及び証券取得の経緯等は問題にされないのが健前でありその所有者とか所在とかに着目して区別した取扱をなすべきではない。

(1) (反駁)

本件公債の在外分及び在内分は、同一銘柄の公債の一部

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

という点では、同様なステータスにあるが、そのうち前者については戦争に起因する支払中断という事実があり、その支払再開についての交渉が平和条約上の義務であり、その交渉に関して国際的紛糾が生じたものであり、このような点がなかつた後者との間には、ステータスの差違はないとは云えず、今回の処理は、このような差違を考慮して、在外証券につき、戦争という債権者の責に帰することでのきない事由による支払の中止に基いて生じた国際的紛糾を、ステイン開停案を基礎として割増払を行うことにより解決しようとするものである。しかるに本件公債の在内分については、以上のような支払中断はなく、また、外交的配慮の必要もないので、割増を行う必要はない。

(2) (批判)

在外証券に対する割増は履行遅滞に基く損害賠償であると説明しても、その損害賠償についての計数的根拠を示すことは不可能である。特に日本民法においては、利息債務の延滞については当該延滞利息を元本に組み入れるをもつて足り、それ以外に損害賠償の義務を生じないとの立場を採つている。この民法の立場によれば、本件公債の利子の支払延滞に基く賠償額は、延滞利札 33 枚券面総額 330 フランに対し、わずか 450 フラン程度となるにすぎず、1.2 倍になるような割増は、到底説明できない。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

またステイン時代においては、日本とい判子の手の
自由の一つとして、円及びフランの価値下落をあげている。
割増は、この貨幣価値下落を補償する性質のものであると
の見地に立てば、在内証券についても割増が行われるのが
当然である。

(4) (反駁)

今回の割増は、履行遅滞に基く私法的損害賠償の性質の
みのものではない。戦争による支払の中止という事によ
り発生した際的な紛議を解決するため取られた外交上の
一環であり、その~~外交~~措置を探るに当り、調停案の1.5
倍という倍率を基準として採用したにすぎない。従つて石
の割増を履行遅滞に基く損害賠償という観念で計画的に説
明できないのは当然である。

また調停案は割増の根拠として貨幣価値の下落に対する
補償を挙げているが、これはステイン氏が1.5倍割増とい
う根拠を導き出すための議論の過程において述べられてい
るに過ぎない。政府としてはこのようなステイン氏の議論
の過程を考慮することなく、専ら実際的且つ国際的な見地
から長期に亘る紛争を解決する方針として調停案の結論を
受け入れることにしたものである。従つて調停案が割増の
結論を導き出す過程において貨幣価値下落に対する補償の
観念を取つているとしても、この事実から、在内証券につ

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

いても貨幣価値の下落を考慮にされて割増を行うべきであるという新論にはならない。支払遅滞の事実が既もなかつた在内証券については、同様なステータスのの国债との均衡をむしろ考慮しなければならないのである。

(3) (批判)

今回の割増支払が、本件公債の所持人にまり、且つその保有証券の額に比例して行われることを見れば、政府がこれら証券自体に割増を行すべき価値を認めていることは明らかである。このように今回の割増が証券自体の価値に基くものであれば、在外証券についてのみ割増を行い、在内証券について割増を認めないことは、在内証券所持人の権利を侵害するものであり、このような差別的取扱を規定した法律は憲法に違反するものである。

(3) (反駁)

今回の措置はあくまで外交的配慮に基き日本国外に所在したため戦争により、長期に亘る支払遅滞を生じた外債の国際的信用の回復及び保持のため、これらの在外証券につきプレミアムをつけたもので、証券自体の価値に基くものではない。一方在内証券については政府は原契約通りの支払を続けて行くのであるから、今回の措置はなんらこれら在内証券の所持人の権利を侵害するものではなく、憲法違反の問題を生じない。また支払遅滞が生じなかつた在内

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

証券について「らかの面倒見証をするならば、その他の巨額にのぼる同様な公債との公平な取扱を啓することとなり、
~~審議~~上問題を惹き起すと考えられる。

裏面白紙

商法第340条と第300条との関連について我
妻教授の見解

(31.11.21)

- 1 商法第300条の規定は、社債の発行に際して一部の者に割増金附の償還を約することにより射幸心を刺戟することを防止するために設けられた規定と解すべきであろう。従つて、第300条の条文の趣旨よりすれば、社債発行の場合に限つて同条の規定が適用されるものであり、本件公債のように償還に際して始めて特定の者に不均一償還を行うことを制限するものではないと解すべきである。（発行後償還期限が来るまでの中途において特定の者に割増償還を認める場合、すなわち、発行に際しては不均一償還は定められていないが、発行後において不均一償還が定められた証券が流通することになる場合には、第300条の脱法行為になるかもしれないが、償還に際して始めて不均一償還を行うことを定めるのは第300条の違反になるとはいえないと思う。）
- 2 かりに第300条が社債発行の場合だけを規定したものでないとしても、文理上たとえば第340条第1項冒頭に「第300条ニ規定スル場合ノ外」というような文言が挿入されていなければ、第300条が第340条の特別規定ではないと一がいにいふことはできない。

3 法律論を離れた実態論として、本件公債が募集された当時（明治43年）の商法においては、社債権者の団体性は認められていなかつた。従つて団体性の認められなかつた当時の公債権者に対して不均一な償還をするとしてもこれらの債権者の公債応募時における期待権を裏切つたことにはならないから、債権者平等の原則を楯にとつて云々することは適当でない。（本項は鈴木竹雄教授の見解でもある。）

四分利付仏貨債の在内証券の取扱について

我　泰　榮

323

一、同一の債務者が多数の債権者を有する場合に、その一部の者と特別の契約をして、他の債権者に比して特に有利を弁済をすることは、——詐害行為取消の問題を生ずることがあるのは別として、そのこと自体としては、——もとより何等の妨げをいところである。もつとも、困ないしは会社などが右のようなことをするには、正当な理由が存在しなければならない。しかし、本件のように、平和条約に基き、わが國の國際的信用を考慮して、しかも公正な第三者の裁定案に従つて行われたような場合には、間としては正に正当な理由に基き妥当にその職務を遂行したものといつて妨げをい。

二、もつとも、本件において多数の債権者といるのは、無記名債券として発行された公債の所有者である。その点で、普通の場合の債権者とは趣を異にする。従つて、本件の取扱が合法的かどうか

は、専ら、公債ないし社債と無記名証券との特異性が、債務の弁済に關する右の根本理論を否定するかどうかの点に燃着する。しかし、論議をいえば、公債及び無記名証券の特異性といえども、これを否定するほどの意義を有するものではないと考えられる。けだし、――

(2) 公債や社債のように一定額の債務を均等の債務に分割し同一条件の多数の証券に化体させる場合には、その債務者間にある程度の団体性を認めねばならないものであることは、一部の商法学者の力説してきた点であり、ことに、わが商法が昭和十三年の改正で社債権者集会という制度を認める等、社債権者の集権的取扱に関する幾つかの規定を設けて以来、この考え方は、商法学者の通説となつてゐる。そして、これは、正当な見解であることを認めねばならない。

しかし、社債権者の団体性、そして、それに基く平等取扱の原則なるものは、主として、無力を個々の社債権者の保護を目的とするものであつて、株主の団体性とそれに基く平等の原則

のようすに事の本質に基くものではない。従つて、その平等取扱の原則も、後者ほど強力なものではない。このこともまた、多数の商法学者の認めるところである（田中誠二「会社法」四三四頁、及び同所引用の松本寅治「株式会社法改正の要点」参照）。

現に、不均一な償還について、わが商法第三四〇条第一項は、「金社ガ或社債権者ニ対シテ為シタル弁済、和解其ノ他ノ行為ガ著シタ不公正ナルトキヘ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ訴ヲ以テ其ノ行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得」と定め、同第三四一条で社債権者集会の決議でも同様の訴を提起することができると旨を定めているに過ぎない。すなわち、著しく不公平でない場合、いかえれば、債務者（社債発行会社）にとつて合理的な理由のある場合には、不均一な償還をすることを明認している。そして、このことは、とりもなおさず、社債といえどもなお消費貸借を基礎とする債務の負担行為であり、従つて、債務者の事業の運営その他の特殊な事情の下においては、なお個別的取扱をする必要と合理性の存することを示すものといわねば

ならない。

以上の社債に関する理論は、國の公債についても全く同一である。要するに、公債といえども、本質的には、多数の債権者からの信託であるという基本的性質を喪失するものではない。従つて、本件の如く「日本人に属せずまたは日本國に所在しない証券」に限つて、特殊の償還をすることがわが國の利益のために至当と考えられる特殊事情が存する場合に不均一な償還をすることは、何等支障のないことである。公債権者の団体性なし平等性は、これを否定するほどの意義を有するものではな

(2) 姓名証券の権利行使に當つては、所持人の個性及び証券取得の經緯を問題とすべきではない、という理論も一応正当である。しかし、この理論もまた、形式的絶対的なものではない。支払を停止せざるを得なかつたものと否と、平和條約上の義務遂行に關係あるものと否と、等の客觀的な、かつ合理的な標準によつてグループを分けて取扱を區別することは、少くとも、

記名社券の本質に反するとはいえないものと考える。

ことに、本件記名社券は公債であることを庄重すべきである。公債は、明確に述べたように、消費貿易に最も債務負担行為をその基盤とするものであり、その債権は、消費貿易に最も債務の弁済たる債権を保有するものである。然らば、公債について不均一的適應の認められる範囲においては、——たといそれが記名社券の形式をとるものであつても——なお不均一な責任を認め得るといわねばならない。そうでなければ、——わが国の状況は多くの場合記名社券の形式によつているのだから——社債に関する明確の理窟は、大半その意味を失うことになるであろう。

もつとも、記名社債の発行についての、いわゆる明確説によるときは、多少専門になるようになわれるかもしだれ。しかし、この説の当否はしばらくおいても、本件公債の発行の事情を元れば、——わが国で作成した社券を充質したのではないから——日本銀行開拓局「四分利付仮貸公債附録資料」所載「四分

裏面白紙

判行仮賞公債契約書証文」第五条以下参照)——用資本償と切離して有価物たる社券の発行が行われたものとなることはできない。のみならず、限りに右の兩造說を正しいとしても、それは、矩行の右の趣旨であつて、實質の右に不均一的な實質を認めるほどの意味のあるものではない。なぜなら、兩造說をもつて眞理の極旨をも貫くとすれば、眞理という概念そのものを否定し、發行者は、いわゆる眞理明において「無い矣す」相成てもつといわねばならないことになる。しかし、兩造說といえども、そこまでのことをいうつもりはあるまい。さらにまた、限りに偏廻すなむち質い夷してあると説明するとしても、特許の學情の下に一定のグルーブからの質夷を常に有利に行うことを肯定すべしという理解は生じない。要するに、無記名公債社券は、文字通り公債の無記名化に過ぎない。無記名公債社券についてかかる理解をとるにしても、兩板に述べた公債の不均一的質の是認される範圍を否定しないし否認するものではない。

三、

以上述べたように、政府の本件についての取扱が是認されるか

裏面白紙

どうかは、専ら、その論述がわが國の外交政策ないし臨時的情用
保持の立場において妥当かどうかという立場によつて決定される
べきものである。その立場から差詰される以上、公私ないしは無
記名社券の増額からこれを肯定すべき論理は至らない。もしそれ、
ステイン氏の確定案の理由とされた諸事項の如きに至つては、固
然の実質的要件注を判断する材料とはなり得ても、そのことだけ
で不均一取扱を肯定するだけの力を持つものでないことは、論す
るまでもあるまい。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

仮貸借在外証券の取扱について(メモ)

(昭31.6.30)
理、外

1 在外証券には割増を適用しないことの根拠

- (1) 業行逓滞に基く損害賠償論 一 在外証券に対する割増は債権者の實に沿すべからざる長期に亘る支払の中斷に対する損害賠償の性質を持つものであるから、支払の中斷がなかつた国内所在証券(非居住者所有分も含む)に対しては割増を行う必要はない。

問題点

- (a) 過去の利子については説明がつかず、元本(及び今後の利子)の割増について説明が困難である。
- (b) 過去の利子に対する損害賠償額を元本化するものであると説明しても、その計数的根拠を示すことは事实上不可能である。
- (c) 英米貨債についても支払の中斷があつたが、割増は行っていない。
- (d) 終戦後は、外国人といえど通貨選択約款を利用して日本において支払を受けられたのであるから、この期間に関しては業行逓滞があつたとは云えない。

裏面白紙

(2) 平和条約第18条の項論

今回の仮貸借交渉は平和条約第18条の項に基いて行われたものであるから、その結果である処理協定が日本人債券所持人に適用されないのは当然である。

問 項 点

- (a) 日本人債券所持人に対し割増を適用しないこととの精査的な論據とはならない。
- (b) 平和条約の適用のない中立国及び旧枢軸国人債券所持人に何故割増が行われるかを説明出来ない。
- (c) 英米貨借の処理も平和条約第18条に基くものであるが、その処理は日本人に及んでいる点の説明が困難である。

(3) 本件公債の国内所在分は在外証券とは別個の内国債になつたものだとする議論

本件公債の国内所在分については戦時中及び戦後を通じ確定換算率による円払が行われ、国内の債券所持人も異議なくこれを受け取つて来たものであるから、本件公債の国内所在分は既に在外証券とは別個の内国債に転化している。

問 項 点 在内証券の所持人は、支払を受ける唯一の方法として確定換算率による円払を受けていたのであり、この事実によつて債務の本質が変化したと説明することとは無難である。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

2 在内証券に制限を適用しない規定の方法

- (1) 在内証券は今回の処理法案の適用外である旨を明白に規定する。
- (2) 在内証券の取扱には触れず、今回の処理法案は在外証券に適用される旨を規定する。
- (3) 処理法案は、日本政府の申出を受諾した債券所持人についてのみ適用される旨を規定し、在内証券については、実質的に受諾を認めないものとする。

裏面白紙

大蔵省 1943年

3月16日
2月16日
2月16日

在内証券の取扱いについて (仙賀吉)

- 1 憲法第29条の問題
- 2 商法第300条の債権者平等原則との関係
- 3 平和条約第18条により区別することの可能性
- 4 爲替管理法による差別待遇の可能性
- 5 国債に関する法律を改正して登録除外を拒否すること

は可能なりや

- 6 登録債のみの線上償還は可能か (仙賀吉) (4月17日)
- 7 過去に類つて原本を賄まことの法律上の問題点

仙賀吉

(2月)

2月

(通金課本)

(西村)

2月24日までに日本政府より提出。 5月15日(1943年)

ステイン (スニーラン) 調停案について (仙賀吉)

米国モール取扱委員会 (仙賀吉) 大陸銀行

モール (ラスベガス)

極秘

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

英外債第32号

在ロンドン 西原 直廉

昭和30年8月26日

大蔵省理財局長 河野 通一 殿

四分利付仏貨債処理に関する件

昭和30年7月18日付をもつて外債課長より送付を受けました四分利付仏貨公債処理協定案について、在仏澤田書記官とも相談の結果、当方の意見を次のとおりまとめましたので御報告申し上げます。

1 前文第二節に「日仏両間に存在する友好關係を更に維持し促進するため……」の字句があるが、

(1) 仏側が東京市債の同時交渉乃至同時解決を主張している際このような字句を挿入するときは、右の仏側の主張に一層の根拠を与えるようなおそれがあること。

(2) (1)の点は別としても仏側が内心本案に不本意であることにかんがみ、このような字句は逆効果を与えることが予想されること。

等の理由から本字句を削除して、ニューヨーク協定の場合のように、全く事務的に取り扱うか、或はむしろ事實をそのまま述べて「ステイン氏に譲停を依頼して、その譲停案に従つて」というような表現にするのがよいのではないかと思われる。なお、この点は、後述の(2)のような見地から見ても

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

審ましいのではあるまいか。

- 2 前文末尾の「協会は、公債の所持人に対し当該申出を受諾すべきことを進んで勧告する。」という字句は、アソシアシオンとしては異論のあるところで、今次交渉における一つの重要な點になるものと思われるが、最初に我方から提案する案としては、本案どおりでよいものと思われる。
- 3 第三条第一項乃至第三項に支払再開後の最初に支払うべき諸利札の支払期日を本協定発効の日と規定し、第九条にはオハナーの期日を協定発効後直ちにと規定し、その間に日をおいていないが、ニューヨーク協定では十一月三十日と十二月二十二日とその間に余裕を置いている。
この点は勿論すでに御検討すこととも思われるが、専務的にこれで差支えないかどうかという点について当方心得までにニューヨーク協定と取扱をえた理由等について承知したい。
- 4 第四条第一項前段において十一倍の割増をつけることに対し、履行遅滞に基く損害賠償の觀念をとつておられるが、(1) 国内債券所持人よりの抗辭を封する手段として果してこの協定賃書の中にこのようなことを講うことが絶対に必要かどうか。国内対策としては勿論ある方が有利なことは認められるも、地方割増金に対してこのような法律觀念を導

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

入すると一九二八年以來元利払を停止している東京市債に
対しては、その履行遅滞の期間に応じて更に多額の割増金
を必要とするような考を導き易く、従つてこのような法律
観念を取り入れることは、できる限り避けた方が賢明では
ないか。

(2) 割増の理由を何等かの形でここに明示する必要があるな
らば、むしろ前記¹と相まってここにもステイン氏譯停案
に従つて卒直に且つ、事務的に原因乃至動機を示した方
が無害ではないかと思われる。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

5 第四条第一項後段の将来の通貨価値変動は一切考慮しないとの規定は、将来の紛争回避上極めて結構な規定であるが、今回の協定案としてこれだけの保証で果して十分かどうか疑問である。すなわち一方で十一倍割増を規定するとともに、他方原契約の金円に由来する一切の紛争は、これをもつて打切とする旨明示する必要があり、これがむしろ今回の協定の眼目ではないかと考えられる。

ステイン氏調停案に従つて紛争を解決する以上このことは云わないでも当然のように考えられるが、然し将来の通貨価値変動を考慮しないという規定だけでは、原契約にある金円まではカバーしておらず、結局本協定覚書案としては、このことについての明示がないことになる。

その場合第五条で原契約中の金円の字句が維持されたことになり（本協定でどこにも金円に触れないとすれば、第五条の本協定で修正された条項といううちに含まれないから結局生きていることになる。）本協定を受諾した者でも依然として金円なる字句を根拠として再び金約款論を持ち出し得ることになる。殊に十一倍割増に履行遅滞説をとるとなおのこと、割増は履行遅滞の救済に過ぎず、それとは別個に原約款の金円の支払を要求することができるという議論にもなる。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

我方としては金約款はないと確信しているのだから、そのような配慮の必要もないという説もあるかも知れないが、金約款があると強硬に主張していた所持人側の出方を考え、念を入れておくにこしたことはないと思われる所以特に御考慮ありたい。

なお、その場合の書方であるが、金約款がないということを一貫して堅持している我方としては、一寸書きにくいところもあるが、第四条中に「本協定の締結後原契約、券面若しくは発行目論見書中の *yen or* なる字句を理由として、又は公債の支払通貨に生ずべき価値の変動を理由として、一切の元本又は利札の券面に記載された金額の割増を行うことを考慮しない。」とでも書くか、或は第五条中にでも「公債の原契約の条項中には金約款は含まれていないことを確認する。」とでも書いてはどうかと考えられる。

なお、第五条に関連してもう一度この問題に触れることとする。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

6(1) 第六条においては、日本人所有証券及び日本国所在証券の双方への適用をともに排除しており、これはステイン氏調停案レジュメ6項において、日本人非居住者所有の在外債券及び非居住者所有の在内債券の双方への適用、不適用の問題は将来の協議にまつことに至っている点を、本覚書の形によつてアソシアシオンと合意のうえ解決しようとする意図であると思われるが、この点アソシアシオンの態度如何特にそのうちでも外国人非居住者所有の在内債券については、適用の主張があるのではないかとも予想される。
(理論的に)しかし我方としては、債券の転流出防止の見地から、できれば本案が望ましいので原案としては本案で行くことが適当と考えられるが、若し、アソシアシオンの適用の主張があつた場合、何處まで譲る余地があるか予め考究しておく必要がある。

(2) 本条では「その発効の日において・・・・日本国に所在しない証券又は利札」と規定している。従つて発効時の在外債券がベリー、ロンドン又はプラツセルでエンフエースされてから(理窟上は東京のエンフエースもあり得るかも知れないが)例えば日本人が買って日本に寄つて来た場合には、ステイン氏調停案レジュメ5項及び本協定覚書第

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

五条によつて本協定による割増額を258対100の相場で円払することになり、(今の相場ではこんな馬鹿な証券移動はないであろうが)。更に若し将来円対フランの為替相場が動いた場合にも、この確定換算率が適用されることになるが、これで差支えないかどうか御検討ありたい。

このことを指摘する理由は、スティン氏調停案レジュメ6項には本案の発効時に当るような時期的な限定期定がないところから、レジュメ5項及び6項を読み合せて、何とか将来の日本人債券又は在内債券にも不適用とする余地はあり得ないかと考えるからである。(少くとも当方提案の原案としては、)

7(1) 第五条は原契約の条項種待の一般原則であるが、原契約を細かに見ると、例えば第三条第四項の「日本帝國必要ノ時期ニ於テ又ハ添クトモ利札支払期十五日以前ニ利札支払ノ為ニ要スル支払基金トシテ九百万法ヲロツチルド商会ニ送付スペシ」というような規定も多少工合が悪く、その他にもこのような規定があるかも知れない。この点は或は本案のように「本協定の他の条文により修正され又は追加された条項又は語句を除くほか」と全く規定しないで、ニューヨーク協定式に修正追加のほかに「又はかかる改正と抵触する条項」を加えて広く規定しておけば、解決されること

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

かも知れない。

(2) 然しながら他方この原契約の条項紹特の一般原則には、前述5のようを問題或は6(2)のようを問題を附隨的に惹起するきらいがあり、これを避けるためには抜本的に原契約中公債発行時にのみ適用された条項並つて現在はその使命を果し死文となつた条項を除いたその他の条項、即ち今後も屬き得る条項全部をこの協定覚書で書き直すように、必要な規定はこの際全部新しくこの協定覚書にとり入れることとして、原契約准特の違背を改めることはできないかどうか。

若しそのようなことが可能なら、前述5のようを金約款の可能性を設す規定を書く必要もなく、又日本払は従来から円払をしていた証券にのみ今後もそのまま続けるような書方も出来るという利点もあると云える。

しかし勿論このようを行方にも、新しく書くことによつてデリケートな問題を引き起すような点もあるかも知れず、ニューヨーク協定式規定の脊髄との利害得失を御検討いただきたい。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

8 ニューヨーク協定には財務代理人の規定があるが、本協定
覚書案には、第五条後段に東銀のロンドン支払の承認のほか
特に規定がないが、これはいかなる含みによるものか。

実際の運用との関係をどう説明するか、アソシアシオンへの
応酬要領等当方含みまでに御教示ありたい。

9 なお本公債の利払は、十二倍後といえども非常な小額となる
ことが予想されるので、実際の事務を考えた場合、零細な
小口は一括一時払にする等の措置が考えられれば便利である
とも考えられる。

追つて同日付をもつて送付されました処理協定発効後の元利
支払の具体的方法についての理财局案につきましては、同案にて
何ら差支えないものと考えますので、別に付け加えるべき意
見は御座いません。併せて御報告申し上げます。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



四分利付仏貨公債処理協定覚書（昭50.9.8）

……が代表するフランス債券所持人全国協会（以下「協会」という。）と……が代表する日本国政府（以下「政府」という。）とは、桑港平和条約第18条の規定の趣旨に従つて、四分利付仏貨公債（以下「公債」という。）の元利支払再開に関し交渉を行い、その交渉の過程において、ストツケホルムス・エンスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏に対し、調停を依頼し、その結果固示された調停案の趣旨に従つてこの処理協定を締結することを決定した。

政府は、公債所持人に対するこの協定に基く申出を行おうとし、協会は、公債の所持人に対し当該申出を受諾すべきことを進んで勧告する。

第一条 債還終期の延長

公債の原契約に規定する債還終期は、正確に15年間延長し、1985年5月15日となるものとする。ただし、政府は、公債の原契約の規定に従つて、その全部又は一部を新債還終期間において償還する権利を留保するものと了解する。

第二条 原債還終期の延長期間における利子

前条の規定による延長期間における公債の利子は、原契約に定めるものと同じ利率によるものとし、その延長期間中の各年において半年毎に、原契約に定められた同一の支払期日に支

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

払を行うものとする。将来行うことあるべき協会との取扱に従い、必要に応じて、延長期間に対応する新利札を公債に附するものとする。

第三条 利子の支払期日の延長及び支払方法

1940年11月15日から1945年5月15日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

1945年11月15日から1955年5月15日までに支払期日の到来する利札の支払期日は、正確に10年間延長し、それぞれ新支払期日ににおいて支払うものとする。^{ただし}新支払期日に協定が発効しない場合は、その発効の日までに到来する当該新支払期日にかかる利札については、当該発効の日において支払うものとする。

1955年 月 日（協定調印の日）から協定発効の日までに支払期日の到来する利札については、協定発効の日において支払うものとする。

協定発効の日以後に支払期日の到来する利札については、券面記載の支払期日に支払うものとする。

1965年5月15日前に公債の全部又は一部につき換上債還が行われた場合においては、第2項の規定により支払期日が延長された利札で新支払期日がまだ到来しないものは、当該換上

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

償還の期日において同時に支払うものとする。

第四条 支払金額

公債の元本及び1940年11月15日から1985年5月
15日までに支払期日の到来する利札の支払は、~~(公債の利札の
長期にわたる支払中断等の事情を考慮して、)~~証券又は利札の券
面に記載された金額にこれらの金額の12倍を乗じて得た金額
に相当する金額によるものとする。
信義

1940年5月15日までに支払期日の到来した利札につい
ては、券面額に上り支払うものとする。

本協定の締結後ににおいては、原契約、券面若しくは発行目論
見書中の「金圓」なる字句の存在を理由として、又は公債の支
払通貨に生すべき価値の変動を理由として、証券又は利札の券
面に記載された金額の割増を行うことは一切しないものとする。

第五条 原契約の維持

公債の原契約の条項は、本協定の他の条文により修正され、
又は追加された条項又は語句を除くほか、維持されるものと了
解する。ただし、公債契約書第三条第四項中「支払基金トシテ
九百万法」とあるのを「支払基金」に改めるとともに、横浜正
金銀行は、東京銀行が承継しているので、ロンドンにおける公
債の支払は、東京銀行ロンドン支店で行われるものとする。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

第六条 本協定の適用

本協定は、協定発効の日において日本人に属せず又は日本國に所在しない証券又は利札であつて、本協定の適用を受けるための当該証券又は利札の提示によつて、本協定の全面的受諾が確証されるものに対して適用される。その提示が証券の滅失又は紛失等により実施できないと判明したときは、上記の確証の手続は適宜修正されるものとする。

本協定は、その受諾のために提示されなかつた証券又は利札の所持人が現に有する権利に影響を及ぼさないものとする。

第七条 寄附

政府の行う申出には、各債券所持人に初めて支払う金額¹、
〇〇〇法につき 法を控除し、その金額を寄附として協会
会に引渡し、その経費に充てる旨の規定を含むものとする。債
券所持人が、その有する証券又は利札の送付書になした署名は、
右に関して必要な承認となるものとする。

第八条 経費

本協定の実施に関する一切の経費（第七条に規定する寄附を
除く。）は、政府の負担とする。

第九条 申出の期日

政府は、債券所持人に対し、上記の申出を協定発効後直ちに
行うことを約する。当該申出の様式及び債券所持人に対して申

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

出を告知する方法については、政府は、そのつど協会にはかる
ものとする。

第十条 協定の発効

本協定は、公債の支払を再開するのに必要な日本国の法律の
公布の日から二月を経過した日に発効するものとする。

裏
面
白
紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

31

四分利付仏債の処理に伴う國法法定債務
の取扱について

(昭31.10.31 墓・國)

一 徒米の性質

明治42年帝國鐵道特別会計が新設され、鐵道事業經營のため徒米施行されていた公債は、この会計の負担とされたが、翌43年当時の低利借換政策のもとに五分利内國債が四分利付仏債450百万フランその他に借り換えられた際、四分利付仏債については借換内國債のうち当該特別会計負担分に相当する72百万フランがその負担とされた。これは、その後國有鐵道事業特別会計の設置にあたつても國鐵に承継されたが、日本國有鐵道法の施行にあたり、同法施行法第9条の規定により旧特別会計の公債及び借入金は一般会計に帰属する方面、國鐵は政府に対して相当金額の債務（以下「法定債務」という。）を負うこととなつたので、本件仏債はすべて一般会計の負担となり現在に至つている。

なお、四分利債現在額は、累次の買入消却によつて383百万フランに減少しており、うち國鐵負担分は、昭和7年若干の買入消却によつて53百万フランに減少した外現在まで異動がない。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

2 国鉄の法定債務のうち本件仮賃債について政府に差し入れられた債務証券は別紙のとおりであつて、一応賃額は20百万円(53百万フラン相当額としてユーフランロ.3874による換算額)と表示され、償還期限、利率及び利払期は原債務の条件どおりとなつてゐるが、償還期限については、国鉄の都合により期限前償還ができることとされてゐる。

なお、元利金は、四分仮債の元利払に要する円貿換算額とし増減あるものとする旨の但書が附されており、現在まで利払迄は、一応 ユーフランロ.3874の換算額をもつて昭和27年度までは一日一般会計に繰り入れられたが、昭和28年度以降は、国債整理基金の資金繰入特別法によつて、直接国債整理基金特別会計の投入とすることになつてゐる。

3 日本国税天道法第9条第4項及び第5項の規定によれば、法定債務の償還期限、利率及び利子支払期日は、一般会計に帰属した原債務の条件によるものとし、政府が原債務の借換をした場合は、政府はその償還期限、利率、利払期日及び施行価格に基いて、法定債務の償還期限、利率及び利払期日を変更することができるものとされている。今回の仮賃債処理により、在外証券について割増払等の措置がとられることになるに伴い、国鉄法定債務についても割増を行うべきか、その償還条件をいかに変更すべきかが問題となる。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

二 問題点

1 元利金の割増払について

今回の仏貨債処理による元利金割増払措置に伴い、法定債務の金額を割増すべきであるかどうかについては、

(1) 債務証書面には、債務はフランの円貨換算相当額として表示され、四分仏貨債の元利払に要する円貨換算額に応じて債務の増減があるものとされていること。

(2) (1)とともに、国鉄法施行法第9条第4項及び第5項の規定は、旧特別会計の負担公債を実質上引き継ぎ国鉄に負担せしめる趣旨と解され、国債整理基金の資金繰入特例法第2条及び第3条もその表現とみられること。

(3) 在外証券割増払の理論的根拠とは別に、予算措置上の負担決定の問題として、今回の割増払による負担増を公債発行による受益者である国鉄にも公平に分担せしむべきであると考えられること。

の理由によつて、この際法定債務の元利金も在外証券の割増払に対応して変更することとし、仏貨債処理立法と同時に所要の立法措置を講ずる必要があるとも考えられる。

然しながら、法定債務及び今回の割増払措置の性格から言うならば、

(1) 「四分仏債ノ元金(利子)支払ニ要スル円貨換算額トシ、増減アルモノトスル」という債務証書の文言は、単

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

に換算率に基く増減のみを予定しているものであつて、外交的配慮に基く 1.1 倍加算相当額を国鉄に要求する根拠とはならないこと。

(2) 国鉄特別会計負担の公債は、国鉄法施行の日において一般会計が承継したものであつて、国鉄法施行法第 9 条の規定は、法定債務の償還条件を便宜原公債のそれによらしめたにすぎず、今回の割増払についてまで国鉄に負担せしめ得る趣旨とは解されないこと。

(3) 国鉄は、証書の文言によつて、仮貨債処理法施行前に法定債務を期限前償還することも可能であり、政府はこれを拒否することができないが、その場合在外証券の割増払の負担を国鉄に要求する根拠は極めて薄弱となること。

等からみて、在外証券の割増払に対応して法定債務の元利金額を変更するには、理論的に相当の困難があるうえ、現実問題としても、

(1) 受益者公平負担の観点から国鉄法定債務の割増を強行するときは、在内証券の割増払要求を誘発する虞が若干あること。

(2) 現在までの法定債務の償還状況は極めて悪いので、この際仮貨債相当額について増額することには国鉄として難色があること。

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

等の問題があるので、法定債務の元利金についてはこの際
変更しないこととするのが適当である。

2 債還期限の延長

在外証券の償還期限の延長措置については、國鉄法施行
法第59条の規定により、法定債務の償還期限もこれに併つ
て延長されるべきものと解される。従つて債務証書面の金
額を在外及び在内証券相当額別に表示し、前者について15
年期限延長することとするのが適当である。

3 利子の支払期の延長

今回の処理に基く利子の繰延払措置に応じ、昭和24年
6月から31年5月までの國鉄法定債務のうち在外証券相
当分の利払期日も10箇年繰延べることとするが、今後の
利払金の繰入にあたつては、現在までにユーフラン0.3887
円換算額によつて支払われて来た法定債務利子については、
今後の國鉄の所要利払額から差引計算するものとする。

4 フラン払分の換算方法

現債務証書によつても、元利金のフラン払開始に伴う換
算率の負担は、当然國鉄も分担すべきであるから、今後の
法定債務元利金の繰入にあたつては、従来どおり確定換算
率による円貨をもつてすることは適当でないので、その負
担方法をこの際確定しておく必要がある。

このためには、元利払時における仏貨債現在額に対する

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

363

国鉄負担額の割合によつて円及びフラン払相当額をそれぞれ按分する方法も考えられるが、これによる場合は将来の在外及び在内証券の償還状況によつて不公平が生ずることが予想され、また、経理上煩雑であるので、壇制的方法ではあるが、処理協定発効時における在外証券見込高を仏貨債現在額のうち国鉄負担分の占める割合によつて按分したものと國鉄負担在外証券とし、これによつて今後の元利払を行わせることとする外ないものと考えられる。

5 期限前償還について

以上のとおり、当面の法定債務の取扱方については、理論的にも経理上も複雑な問題が介在することとなるが、前述のとおり國鉄が今直ちに本件法定債務を期限前償還しようとなれば、予算上可能な限り政府としてこれを拒否する理由はないが、当面の解決方法としても、割増払を國鉄に負担せしめるべきでないとするならば、むしろこの際法定債務を現行条件によつて全額償還せしめることも一法である。

参考資料
支那銀行の現状、その利用義務、今後一本の外債の信向維持、本件の日程支拂いの問題

裏面白紙

経会第六〇号の五五

証

一金 武千六拾六萬參千毫百八拾七圓拾九錢四厘 也

(五三、三九三、二四八・五六三フラン相当額として一フランにつき三八錢七厘による換算額)

右金額は、日本国有鉄道法施行法第九条第一項の規定により、国有鉄道事業特別会計負担の四分利仮貸公債二〇六六三一八七円一九錢四厘(五三、三九三、二四八・五六三フラン相当額)が、一般会計に帰属したので、同条第二項の規定により、これに相当する金額の借入金として政府(一般会計)に対し債務を負担するものである。但しその借入金額については、一般会計に帰属した四分利仮貸公債の元金支払に要する円貨換算額とし、増減あるものとする。

償還期限は、昭和四十五年五月十五日とする。但し、日本国有鉄道の都合により期限前であつても償還することができるものとする。

利子は、昭和二十四年六月一日から償還の日まで年四分の割合をもつて計算し、毎年五月十五日及び十一月十五日に支払うものとする。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

大蔵大臣

日本国有鉄道總裁

但し借入金の利子については、一般会計に帰属した四分利仏貨公債の利子支払に要する円貨換算額とし、増減あるものとする。

昭和二十四年六月一日

裏面白紙

裏面白紙

大蔵省

日本国有鉄道施行法（抜粋）

昭和二十四年五月二十五日

法律 第一百五号

（日本国有鉄道が引き継ぐべきの範囲）

第八条 日本国が鉄道法施行の日において日本国有鉄道が政府から引き継ぐに當り、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の債務及び公債以外の負債とする。

（公債及び積入金の処理）

第九条 昭和二十四年五月三十一日において国有鉄道事業特別会計が負担する公債及び積入金は、日本国有鉄道法施行の日において一括して公債に轉属せしめる。

2 日本国が鉄道は、日本国有鉄道法施行の日において、前項に規定する公債及び積入金の金額に相当する額の債務を政府に対し負うものとする。

裏面白紙

大蔵省

当項に規定する債務については、日本国有鉄道は、政府に対し
その債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により日本国有鉄道が政府に貸し貸す債務の償還
期限、利率及び利子支払期日は、第一項の規定により一般会計に
帰属した公債及び借入金の償還期限、利率及び利子支払期日によ
るものとする。

政府は、第一項の規定により一般会計に帰属した公債及び借入
金の償還期日を延長した場合は、その償還期限、利率及び利子支
払期日並びに公債についてはその発行価格に基き、第二項の規定
により日本国有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び
利子支払期日を変更することができる。

大蔵省

○昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

(昭和二十八年七月三十一日号外)
(法律第百号)

(国債の元金償還のための繰入額の特例)

第一条 昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項「国債整理基金特別会計への繰入」の規定による国債の元金の償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額については、同条第二項「国債償還の最低限度」の規定は、適用しない。

(日本国有鉄道等の負う法定債務の償還金等の帰属会計の特例)

第二条 この法律施行後償還期限又は利払期日の到来する日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第百五号)第九条第二項「債務の負担」又は日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二

大蔵省

百五十一号) 第八条第二項「債務の負担」の規定により日本国有鉄道又は日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還金及び利子(以下「法定債務の償還金等」という。)で昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度において政府に支払われるものは、国債整理基金特別会計の歳入とする。

(一般会計からの資金のみなし繰入)

第三条 政府が昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度において日本国有鉄道及び日本電信電話公社から法定債務の償還金等の支払を受けたときは、その支払金額に相当する金額が、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附則(昭和三十一年三月二九日法律第三五号)

この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

○国有鉄道事務特別会計法

昭和二十二年三月三十一日

法律第二百四十九号

既止 法律第一〇五号

大藏省

第八条 左の国債は、この会計の負担とする。

- 一 従前の寺院鉄道会計の負担に属する公債又は借入金
- 二 が五次又は第六次の発行による公債、借入金、一時借入金又は融通証券
- 三 妖魔、軌道、自動車運送事業の買収又は補償のため発行した公債又は國の負担に歸した債務
- 四 に三号に規定する公債、借入金、一時借入金又は融通証券の償換のため起債した公債、借入金、一時借入金又は融通証券の償還に規定する公債、借入金、一時借入金又は融通証券の償還

大蔵省

裏面白紙

は、年以内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎公財年支拂を國庫整理不並特例合計に繰り入れなければならぬ。但し、第五条第二項の規定による借入金の借入又は第六条第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の償換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れは

裏面白紙

○ 普通鉄道統計法

明治四十二年三月二十日

法律 第六号

止 法律 第四〇号

第三条

左ニ掲タル國債ハ本公司ノ負担トス

一 営業上ノ營業ヲ經營スルニ必至ナル経費ヲ文弁スル為従采

行シタル公債

二 第二條第一項ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金

三 軌道、軌道又ハ自動車運輸事業ノ買収又ハ補償ノ為発行シタ

ル公債又ハ政府ノ負担ニ替シタル公債

四 本會社ノ負担ニ歸スル國債ノ整理又ハ償還ノ為起債シタル國

債

前項ニ掲タル實ノ償還並、利子、勘引料並發行及償還ニ關スル

大 藏 省

経費ノ支出ニ必要ナル金額ヘ毎年度之ヲ國庫監理長金特別会計ニ
ハルヘシ

裏面白紙

四分仏債の国鉄負担状況

1 現在額(単位 フラン)

	総額	在外分	在内分
一般会計	329,827,752	92,950,902	236,876,850
国 鉄	53,393,248	15,047,098	38,346,150
計	383,221,000	107,998,000	275,223,000

2 国鉄が割増分を負担しない場合(単位 円)

	1フラン0.387円換算	在内分 1フラン 0.387円 换算 在外分 1フラン $\frac{360}{350}$ 円
元本額	20,695,050	30,339,867 { 在内分 14,862,849 在外分 15,477,016
利子(1年分)	827,802	1,213,595 { 在内分 584,514 在外分 618,081

裏面白紙

3 國鉄が割増分を負担する場合（単位円）

在内分 1 フラン 0.387 円

（在外分額面額の 1.2 倍を $\frac{360}{350}$ 円 挿算）

元本額	200,587,030	在内分	14,862,849
		{ 在外分	185,724,181
利子（1年分）	15,459,572	在内分	594,514
		{ 在外分	14,865,058 (経常利子及び継延利子)

595

高現在公債貨付利分四

明治 45年 5月16日	摘要	昭和7年度末現在	摘要	昭和20年度末現在	摘要	昭和30年度末現在
発行額 450百万フラン 174,150,000円 (負担会計内訳)	13,113,688.50	161,036,311.50		154,892,106-		148,306,527.-
一般会計 円 128,816,433	昭和7年度までの毎年買入消却累計 5,424,585.50	123,392,047.50	昭和8年以降買入消却累計 6,144,205.50	806 134,228,918.	円 6,585,579-	806 127,643,339.
帝國鉄道会計 円 28,187,338.50	昭和7年度中買入消却 7,524,151.306	20,663,187. 194		194 20,663,187.	昭和24年6月1日 公社発足に伴い 一般会計に承継 同額の賞付金となる	194 20,663,187.
台灣總督府特別会計 円 17,146,228.50	昭和7年度中買入消却 1,55,151.694	16,981,076. 806	昭和20年度 特別会計廃止により 一般会計に承継	0		

(注) (1) 確定換算率 1フラン=38銭7厘

(2) 買入消却額 25,843,473円 (66,779,000フラン)

一般会計	18,154,170.-
内訳	7,524,151.306
帝國鉄道会計	1,55,151.694
台灣總督府特別会計	165,151,694

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

裏面白紙

監査第六〇号の

一金式一千九百三十九年九月九日付
（五二、三九、二、三九八、五六三フラン相当額として一フランにつき三ハーブルによる換算額）

右金額は、日本国有鉄道法施行法第十九条第一項の規定により、国有
鉄道事業特種会計負担の田令利仙公債二〇、六六三、一八七円九四セント
（五三・三九三、二四八・五六三フラン相当額）が、一般会計に帰属し
たので、同条第二項の規定により、これに相当する金額の借入金とし
て政府（一般会計）に対し債務を負担するものである。但しその借入
金額については、一般会計に帰属した田令利仙公債の元金支
払に要する内貨換算額とし、増減あるものとする。

償還期限は、昭和二十三年五月十五日とする。但し、日本国有鉄道
の都合により延長前であっても償還することができるものとする。
利子は、昭和二十四年六月一日から償還の日まで年四分の四
合をもつて計算し、毎年五月十五日及び十一月十五日に支払うもの
とする。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

6/12

大藏大臣

貸し借入金の利子については、一般会計に発行した 日本銀行券の利子支払に要する門賃換算表とし、増減あるものとする。

昭和二十九年六月一日

日本国有鉄道總裁

裏面白紙



四分利付仏貨公債発行規程の一部を改正する省令案

(昭三一、九四)

大蔵省令第 号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条の規定に基き、及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）並びに四分利付仏貨公債の処理に関する法律（昭和 年法律第 号）を実施するため、四分利付仏貨公債発行規程を改正する省令を次のように定める。

昭和 年 月 日

大蔵大臣

四分利付仏貨公債発行規程の一部を改正する省令

四分利付仏貨公債発行規程（明治四十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

四分利付仏貨公債の処理に関する法律（昭和 年法律第
号）（以下「法律」と称ス）ノ適用ヲ受クル本公債ノ利子ニツイテ
ハ前項ノ規定ニ拘ラス前項ニ規定スル利率ヲ適用シタル金額ニ十一
倍ニ相当セル金額ヲ加算セル金額ヲ以テ之ヲ仕払フ

第三条第一項中「明治百三年五月十五日」を「昭和四十五年五月
十五日」に、「明治五十三年五月十五日」を「大正九年五月十五日」
改める。

第三条第一項の次に次の二項を加える。

法律ノ適用ヲ受クル公債の元金ニツイテハ前項ノ規定ニ拘ラス昭和
六十年五月十五日ニ於テ額面金額ニソノ十一倍ニ相当セル金額ヲ加
算セル金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

法律ノ適用ヲ受クル本公債ノ利子ニシテ昭和二十一年十一月十五日
迄及昭三十一年十一月十五日ニ券面記載ノ仕払期日到来シ昭和

裏面白紙

年 月 日迄ニ仕払ハレザリシ利子ノ仕払期日ハ第二条第一項
ノ規定ニ拘ラス昭和 年 月 日トシ法律ノ適用フ受クル
本公債ノ利子ニシテ昭和二十二年五月十五日以後昭和三十一年五月
十五日迄ニ券面記載ノ仕払期日到来シ昭和 年 月 日迄ニ
仕払ハレサリシ利子ノ仕払期日ハ第二条第一項ノ規定ニ拘ラス当該
仕払期日ヲ十箇年繰延ヘタル日トス

四分利付仏貨公債発行規定の一部を改正する省令案

(昭三一、九四)

大蔵省令第 号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条の規定に基き、及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）並びに四分利付仏貨公債の処理に関する法律（昭和〇〇年法律第号）を実施するため、四分利付仏貨公債発行規程を改正する省令を次のように定める。

昭和 年 月 日

大蔵大臣

四分利付仏貨公債発行規程の一部を改正する省令

四分利付仏貨公債発行規程（明治四十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

四分利付仏貨公債の処理に関する法律（昭和年法律第
号）（以下「法律」と赤ス）ノ適用ヲ受クル本公債ノ利子ニツイテ
ヘ前項ノ規定ニ拘ラス前項ニ規定スル利率ヲ適用シタル金額ノ十二
倍ニ相当セル金額ヲ以テ之ヲ仕払フ

第三条第一項中「明治百三年五月十五日」を「昭和四十五年五月
十五日」に、「明治五十三年五月十五日」を「大正九年五月十五日」
改める。

第三条第一項の次に次の二項を加える。

法律ノ適用ヲ受クル公債の元金ニツテヘ前項ノ規定ニ拘ラス昭和六
十年五月十五日ニ於テ額面金額ノ十二倍ニ相当セル金額ヲ以テ之ヲ
償還ス

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

法律ノ適用ヲ受クル本公債ノ利子ニシテ昭和二十一年十一月十五日
迄及昭和三十一年十一月十五日ニ券面記載ノ仕払期日到来シ昭和

裏面白紙

年月日迄ニ仕払ヘレザリシ利子ノ仕払期日ヘ第二条第一項
ノ規定ニ拘ラズ昭和 年月日トシ法律ノ適用ヲ受クル
本公司債ノ利子ニシテ昭和二十二年五月十五日以後昭和三十一年五月
十五日迄ニ券面記載ノ仕払期日到来シ昭和 年月日迄ニ
仕払ヘレザリシ利子ノ仕払期日ヘ第二条第一項ノ規定ニ拘ラス当該
仕払期日ヲ十箇年繰延ベタル日トス

税
課

第三十八表　日本國の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一類 最悪国商税率表

輸入税典番号	名	税率
三二一のうち	野菜、藻類 <small>モロ</small> へ食用に適するものに限る。) 果実及びナット (のうちももだいなしへかん詰、いん詰又はつぼ詰のり のに限る。)	二割七分
三二〇のうち	果実及び糖水	二割七分
三二一のうち	一のうち果物へ砂糖を加えたもので、しょ糖へ天然に含 有するものを含む。) の重量が全重量の百分の十をこえ ないものに限るものとし、オレンジジュースを除く。) (その他のカクテル等へ砂糖を加えないもので、天然に 含有するしょ糖の重量が全重量の百分の十をこえない ものに限るものとし、オレンジジュースを除く。)	二割七分
三二四のうち	ソースヘトマトケチャップ及びトマトソースを除く。) 魚介類	一割八分
三二六	一のうちえびへ生鮮又は冷凍のものに限る。)	五分
三三九のうち	海藻へ別号に掲げるものに限る。)	三割五分
二二一	バー・ブン・ウイスキー及びライ・ウイスキー	四割
二二二	ただし、容器には内容量が当該酒目であることを表示 するレシテルかはり付けてあり、かつ、このレシテル が原産國の政府又は政府代行機關により證明されてい るものに限る。	一割七分
二二三	飲食物へ別号に掲げるものを除く。)	一一一
二二四	二　　この他のうち野菜スープ及び野菜ジュース(瓶詰容器 入りのものに限る。)	一一一

輸入税表番号	名	税率
五〇一のうち	植物性揮発油	一割
五一九のうち	二 その他の 二 その他の	二割
五一九のうち	炭化水素油へ別号に掲げるものを除く。)	一割
五一九のうち	= 三の他へ動植物性油脂、せつけん、アルコール等を含むものとし、その他を含む。)	一割
六六六のうち	2 その他からうち	一割
六六六のうち	フリース	一割八分
六六六のうち	アルキル・アリル炭化水素油の混合物	一割五分
六六六のうち	化粧せつけん、洗たくせつけん、薬用せつけんその他の洗 淨用せつけんへせつけん複合生成物とするものに限る。)	一割七分
六六六のうち	一のうち化粧せつけんへ薰香を付けたものに限る。) 合成樹脂、原料用のものに限るものとし 別号に掲げるも のと除く。)	一割
六八五のうち	一 薫香にニール系及び諸種ニール系のもの	一割
六八五のうち	二 ミカドのうちボリエケレン、ボリスケレン及びメケ レメタクリル樹脂	一割
化粧品	三 のうちローリー、クリームその他の油、脂又は蠟の製品 ヘ香油、オマート及びヒゲそり用のものとし、ひげそり用のものを除く。)	一割
化粧品	四 その他からうち化粧品へ液状又はペースト状のものに 限るものとし、ひげそり用のものを除く。) 紙枕 化学繊、医薬及じこれらとの調合品へ別号に掲げるも のと除く。)	一割
ナレンジリコール		

輸入税表番号	名	税率	
フロルテトラサイクリンその他の抗生素質及びこれらの 製剤	一割二分	一割五分	
フニカルミノアセト・ニ・ダ・キシリジット フニス、バイロキシリソラツカーフジ合成樹脂を含む塗料 ハ別号に掲げるものを除く。)	フニス	フニス	
合成樹脂塗料	二割	二割三分五厘	
繊維素塗料その他カラヅカーハ合成樹脂塗料及び絶縁塗 料を除く。)	人造織維織物	二割	
人造織維織物	一のうち合成織維織物又は合成織維と天然織維織維との 交織物ハ機幅が一ニセミリメートルをこえるものに限 るもかこし、パイル織物、タオル地、レース地、網地、 紋織布、砾織石、タイヤコード及びこれらに類するもの を除く。)	一のうち合成織維織物又は合成織維と天然織維織維との 交織物ハ機幅が一ニセミリメートルをこえるものに限 るもかこし、パイル織物、タオル地、レース地、網地、 紋織布、砾織石、タイヤコード及びこれらに類するもの を除く。)	一のうち合成織維織物又は合成織維と天然織維織維との 交織物ハ機幅が一ニセミリメートルをこえるものに限 るもかこし、パイル織物、タオル地、レース地、網地、 紋織布、砾織石、タイヤコード及びこれらに類するもの を除く。)
くつそのやのはき物	二割	二割	
二 その他のうち革製のくつその他のはき物ハゴム底又 はコンポジション底のもの及び帆布製革底のものを含 み、スリッパーその他の室内用はき物を除く。)	二割七分	二割七分	
二 その他のうち スケート、衣類の荷物及じその部分ハ一割男に掲げるものを 除く。	四割五分	一割一分	
二 その他のうち スケート、衣類の荷物及じその部分ハ一割男に掲げるものを 除く。	二割	二割	

輸入税表番号	名	税額
一四二九うち	年販賣以外ごとく使用していよいもので、三割 又日三ミリ支えたものに取るものとし、メリヤス 製の毛カニ等く。)	二割三分五厘
一四三三のうち	紙製及び紙瓶製の容器、紙袋等く。	一割三分
一四三三のうち	鉛物及ひニの製品、別号に掲げる毛カニ等く。	一割三分
一四三三のうち	その他のうち高溫耐火セメント、高溫耐火ボンデイ ンクミルタルその他の高溫耐火性建築材料	一割三分
一四三三のうち	カラス製品、別号に掲げるものを除く。)	一割三分
二その他	乙　この他にうち　ガラスれんが、ガラスタイルその 他の建築用ガラス材料へ鑄したものとはカレスしたも のに限る。）、型吹、アッシュ又は型相 ^{以上} の加工をし こい石い普通ガラス製のひん、プラスコその他の空 器及ひ栓、系庭用、ホテル用、旅館用及び料理店用 の食器その他の器物、身辺用細貨類、衛生用具若し くは水道用具又はこれらの附属品、家具及び備付品、 事務用具並ひに美術品及ひ薬集品以外のもの	一割三分
一四五九うち	鐵錫（別号に掲げる特殊錫を除く。）	一割五分
一四五九うち	六　錫ヘリートワイヤ、ハラゴンワイヤを含む。） 鋼線（金属をめつきしていよいものに限るものとし、 炭素の含有量が全重量の百分の〇・七以上で、鐵及ひ銅 の含有量か、それそれ全重量の四分の〇・〇三以下の項 を除く。）	一割五分
一五二九うち	絶縁漆線、海底電信線、海底電報線、ゴムを用いた繩裝復 良ひフレキシブルコートを除く。）	一割八分
一五二九うち	くより（別号に掲げるものと除く。）	一割五分
二その他	甲のうち鉄錫製の毛カニ自転車用のものと除く。）	一割五分

輸入税表番号	名	税率
一五六二のうち	機械用の及物（金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。）・工具・農具及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。）	一割八分
一六二二のうち	金銭鑄鋳機、計算機その他のこれらに類するもの及びこれらものの部分品	一割五分
一六三三のうち	压力計（真空計を含む。）	一割五分
一六三七のうち	蓄音機（ラジオ受信装置を有するものを含む。）	一割五分
一六三四のうち	蓄音機（レコードプレーヤーを含み、コインオペレート式のものに限る。）	一割五分
一六三九のうち	蓄音機（ラジオ受信装置を有するものを含む。）の部分品及び附属品（ラジオ受信装置用のものを除く。）	一割五分
一のうち 有線電話機	蓄音機（ラジオ受信装置を有するものを含む。）の部分品及び附属品（ラジオ受信装置用のものを除く。）	一割五分
二のうち 電信機、電話機及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。）	蓄音機用レコード	一割五分
三のうち 有線電話機	蓄音機（ラジオ受信装置を有するものを含む。）の部分品及び附属品（ラジオ受信装置用のものを除く。）	一割五分
四のうち	三 テレビジョン受像機及びそのシャーシ、ラウン管の映像面の最大径が五十三・五四センチメートル以上で五十八・四二センチメートル未満のものに限る。（）	一割五分
五のうち	2 その他のうち有線電話機及び有線電話機の部分品自動車（自動三輪車及び原動力車のついたシャシを含む。）その他のバス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路清扫車及び液体運搬車を含み、無段階式（カム）を除く。）のうち	一割五分
一六四二のうち		

輸入税表番号	品目	名	税率
一六四三のうち	ストラットルキマリヤー(シマシ)の下に荷物をひえ上げて運搬するものに限る。)		二割六分
一六五〇のうち	トラックへ輸送か二百五十四センチメートルをこえ、積載能力が十八トン以上のものに限るものとし、自動三輪車を除く。)		二割七分
一六五八のうち	自動車の部分岳へ自動車用トレーラーを含み、原動力機を除く。)		三割
一六六二のうち	= その他のうち電気装置及び照明器具		一割五分
一六七九のうち	ボイラーの部分岳及び附属岳(かん弱、波形炉筒及びストーカーを除く。)		一割五分
一六八〇のうち	内燃機関		一割五分
一六八二のうち	= その他(うち電気装置及び照明器具)		一割五分
一六八三のうち	一箇の重量が二百五十キログラムをこえるものの内燃機関の内燃機関を除く。)		一割五分
一六八四のうち	一箇の重量が二千五百キログラムをこえ、一万キログラムをこえないものの内燃機用の内燃機関を除く。)		一割五分
一六八五のうち	ミシン(ミシンの頭部を含む。)		一割三分
一六八六のうち	柔軟用ミシン(足踏式のものを除く。)		一割三分
一六八七のうち	単針直線縫工業用ミシン		一割三分
木工機械			一割三分
一六八八のうち	織機(別号に掲げるものを除く。)		一割三分
一六八九のうち	クリーム分離機へ直接か否五十ミリメートル未満のコニカルディスクを有するものに限る。)		一割三分
試験機			一割三分
車輌用機器へ旋削機械、炭素会計機械並びにディクタフイ			一割三分
ーンその他の録音機及び再生機を除く。)			(6)

名	一割五分						
バルブ製造機械							
空気調節装置、キヤニネット式のものを含み、出力が五馬力未満の電動機により駆動するものに限る。)							
可搬式電気機器へ家庭用のみに限るものとし、電気洗たく機及び扇風機を除く。)							
電気冷蔵庫ヘキマビネット式のものとし、容量か〇・一〇一六立方メートル以上この一左ハニ四立方メートルを二八五に限る。)							
機械の部品(別号に掲げるものを除く。)							
二 その他							
内燃機関用のピストン及びピストンリングヘ航空機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。)	一割五分						
内燃機関用気化器ヘ航空機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。)	一割五分						
内燃機関用鋼分母ヘピストン、ピストンリング、燃料噴射装置及びその部分、気化器並びに航空機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。)	一割五分						
点火栓ヘ自動車用及び自動自転車用のものを除く。)	一割五分						
合成樹脂ヘ塗化ビニール系及び醋酸ビニール系の第一次製合に限る。)	一割五分						
写真用フィルムヘ現像したものを含む。)	一割五分						
二 その他							
三 液壓油又は油							
甲の一 生力もののうち							
四 風用天然ガスフィルムヘ幅か三十五ミリメートルのものに限るものとし、天然色のものとし、除外する。							
五 航空用フィルムヘ幅か十六ミリメートル							
六 別の							
七 航空機器							

一七八三八のうち

卷之三

空気蓄積器(キヤクチキ)にネシト、或のものを含み、出力が五馬力未満の電動機により供給するもかに限る。)

たく機及び扇風機を除く。)

左方メートル以上で、一左ハニ四左方メートルを一左右
いものに限る。)

本居宣長全集

内燃機車用のヒストン及びヒストンリンク（機密機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。）

内燃機関分野へ。ストン、ヒーストシリング、

料噴射装置及びその部分、氮化器並びに航空機用、自動車用及び自動自転車用のものと除く。)

合成衛脂(炭化二ニール系及び醋酸ニール系の第一次製

写真用フィルム一現像したものを含む。」

甲の一生のものうち

メートルのものに限る。）

除く。)

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

This Schedule is authentic only in the English language.

PART I

Most-Favoured-Nation Tariff

NOTE: "n.o.p.f." used in this Schedule represents and means "not otherwise provided for".

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 301	Vegetables, sea weeds (edible), fruits and nuts: ex 1. Peaches and pears, canned, bottled or potted	27%	US
ex 320	Fruit juices and syrups: ex 1. Fruit juices, sugared, not over 10% by weight of cane sugar, naturally and artificially contained, excluding orange juice ex 2. Fruit juices, not sugared, not over 10% by weight of cane sugar, naturally contained, excluding orange juice	27% 22.5%	US
ex 321	Sauces, excluding tomato ketchup and tomato sauce	18%	US
ex 324	Fish, crustaceans, molluscs and the like: ex 1. Shrimps, prawns and lobsters, fresh, chilled or frozen	5%	US
336	Beer	35%	US
ex 339	Alcoholic liquors, n.o.p.f.: Bourbon whisky and rye whisky <u>Provided</u> that the container is labelled to indicate the commercial identification of the product, and that the label is approved by the Government or a Government instrumentality of the country of origin .	40%	US
ex 341	Foods and beverages, n.o.p.f.: ex 2. Vegetable soups and vegetable juices, in airtight containers	17%	US

裏面白紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 501	Volatile oils, vegetable: 2. Other: ex B. Spirits of turpentine	10%	US
ex 519	Hydrocarbon oils, n.o.p.f.: 2. Other, including those containing oils or fats, vegetable or animal, soap, alcohol, etc.: ex B. Greases Mixtures of alkyl-aryl- hydrocarbon oils	18% 15%	US US
ex 526	Toilet soap, laundry soap, medicated soap and other detergents, consisting chiefly of soap ingredients: ex 1. Toilet soap, perfumed	27%	US
ex 666	Synthetic resins (only those used as mate- rials), n.o.p.f.: 1. Of vinyl chloride series and vinyl acetate series	20%	US
	ex 2. Polyethylene, polystyrene and methylmethacrylic resin	20%	US
ex 685	Cosmetics and perfumery: ex 2. Lipsticks, rouges, creams and other toilet preparations of oil, fat or wax, excluding perfumed hair oil, pomade and shaving pre- parations	30%	US
	ex 3. Toilet powder and paste	30%	US
	ex 4. Toilet preparations, other than of oil, fat or wax, in liquid or paste form, excluding shaving preparations	30%	US
ex 695	Drugs, chemicals, medicines and compounds or preparations thereof, n.o.p.f.: Ethylene glycol	20%	US
	Chlortetracycline and other antibiotics, and preparations thereof	17%	US

裏
面
白
紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 695 (con.)	Diethylaminoaceto - 2.6 - xylidide	15%	SW
ex 729	Varnishes, pyroxylin lacquers, and coatings containing synthetic resin, n.o.p.f.: Varnishes Synthetic resin lacquers Cellulose lacquers and other lacquers, excluding synthetic resin lacquers and insulated lacquers	20% 22.5% 20%	US US US
ex 907	Fabrics consisting of one or more artificial fibers: ex 1. Fabrics consisting wholly of synthetic fibers or synthetic fibers mixed with acetyl cellulose fibers, exceeding 127 millimeters in width, excluding pile fabrics, towellings, lace fabrics, nettings, figured fabrics, gauze, tire cord fabrics and the like	20%	US
ex 1012	Boots, shoes and other footwear: ex 2. Boots, shoes and other footwear, leather, including those with rubber or composition soles and leather sole canvas shoes, but excluding slippers and house footwear	27%	US
ex 1016	Personal ornaments and accessories of precious stones, semi-precious stones, silver or platinum group metals	45%	US
ex 1017	Clothing, and clothing accessories and parts thereof, n.o.p.f.: 2. Other: ex B. Dresses, suits and over-coats, not used, cotton, other than knitted	21%	US

裏面白紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 1017 (con.)	Dresses, suits and over-coats, not used, wool or wool mixed with other fibers, other than knitted	22.5%	US
ex 1142	Manufactures of paper, n.o.p.f.: Containers of paper or cardboard, excluding paper bags	13%	US
ex 1233	Minerals and manufactures thereof, n.o.p.f.: ex 2. High temperature: refractory cements, bonding mortars and other refractory construction materials	15%	US
ex 1323	Glass manufactures, n.o.p.f.: 2. Other: ex B. Other, excluding as follows: Bricks, tiles and other construction materials of cast or pressed glass Bottles, flasks and other containers, stoppers and closures of common glass: blown, pressed or moulded but not otherwise worked Tableware and other articles for household, hotel and restaurant use Imitation jewelry Sanitary and plumbing fixtures and fittings Furniture and fixtures Office supplies Works of art and articles for collection	15%	US

裏面白紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 1405	Iron and steel, excluding special steel as specified elsewhere: ex 6. Wires, including reed wires and paragon wires: Steel wire, not coated with metals, excluding wire containing not less than 0.7% of carbon, and not more than 0.03% each of phosphorus and sulphur, by weight		
ex 1512	Insulated cables and wire for electricity, excluding: submarine telegraphic or telephonic cables; cables and wire, armored, combined with rubber; and flexible cords	15%	SW
ex 1515	Chains, n.o.p.f.: 2. Other: ex A. Of iron or steel, excluding those for cycles	18%	US
ex 1522	Cutting tools used in or with machines for cutting metals, wood and other hard materials, hand tools, tools for machines and hand implements and agricultural implements, and parts thereof, n.o.p.f.: ex 1. Bits	15%	US SW
1621	Pressure gauges, including vacuum gauges	15%	US
ex 1627	Cash registers, calculating machines and similar devices, and parts thereof: ex 1. Hand-operated calculating machines	15%	SW
ex 1633	Gramophones, including those containing radio receiving set: Gramophones, coin operated Gramophones, including record players, excluding coin operated type and radio-gramophones	25% 30%	US

裏面白紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 1634	Parts and accessories of gramophones (including those containing radio receiving set), excluding parts and accessories for radio receiving set: Gramophone records	20%	US
ex 1637	Telegraphic or telephonic apparatuses and parts thereof, n.o.p.f.: ex 1. Electrical line telephonic apparatus ex 3. Television receivers and chassis thereof, maximum length of cathode ray tube image face 53.34 centimeters and over, but less than 58.42 centimeters 4. Other: ex B. Parts of apparatus for electrical line telegraphy and telephony	15% 25% 15%	US US US
ex 1642	Automobiles, including autotricycles and chassis equipped with motive machine: ex 2. Other, including buses, trucks, tractors, ambulance cars, fire-fighting cars, water-sprinkling cars, street-cleaning cars and automotive vehicles for the transportation of liquid materials, but excluding those equipped with caterpillar: Straddle carriers(vehicles hoisting and carrying cargo under chassis thereof) Trucks, over 254 centimeters in wheel base, loading capacity of 18 metric tons and over, excluding autotricycles	27% 27%	US US
ex 1643	Parts of automobiles, including trailers but excluding motive machines: ex 2. Electrical appliances and lights	30%	US

裏面白紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN
PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 1650	Parts and accessories of steam boilers, excluding boiler shells, corrugated furnaces and stockers	15%	US
ex 1658	Internal combustion engines: ex 2. Others: Not over 250 kilograms in weight, other than aircraft engines Over 2,500 kilograms, but not over 10,000 kilograms in weight, other than aircraft engines	15%	US
ex 1672	Sewing machines, complete set or separate head: Household sewing machines, other than treadle type Single needle straight line stitching industrial sewing machines	15%	US
ex 1679	Wood working machines	15%	US
ex 1684	Machines for the preparation of materials for paper making, excluding stockmakers and pulp refiners	15%	SW
ex 1686	Machinery, n.o.p.f.: Cream separators with conical disc of less than 150 millimeters in diameter Test boring machines Office machinery, excluding statistical machines; bookkeeping and accounting machines; and dictaphones and other sound recorders and reproducers Pulp mill machinery Air conditioning equipment, including self-contained units, operated by motor of less than 5 horsepower output Portable electric tools and appliances, domestic, excluding electric washing machines and electric fans	15% 15% 15% 15% 15% 15%	SW SW US US SW US

裏面白紙

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART I - (Continued)

Tariff Item Number	Description of Products	Rate of Duty	
ex 1686 (con.)	Electric refrigerators, self-contained units, with a capacity of 0.1416 cubic meters and over, but not over 0.19824 cubic meters	15%	US
ex 1688	Parts of machinery, n.o.p.f.: ex 5. Other: Pistons and piston rings for internal combustion engines, excluding those for aircraft, automobiles or cycles Carburetors for internal combustion engines, excluding those for aircraft, automobiles or cycles Internal combustion engine parts other than pistons and piston rings, fuel injection apparatus and parts thereof, and carburetors, excluding those for aircraft, automobiles or cycles Spark plugs, excluding those for automobiles or cycles	15% 15% 15% 15%	US US US US
ex 1733	Synthetic resins of vinyl chloride series and vinyl acetate series, in primary forms	20%	US
ex 1736	Photographic films, including those developed: 2. For other purposes: A. For cinematograph: ex A-1. Unexposed: Color films, 35 millimeters in width Films, other than color, 16 millimeters in width	30% 30%	US US

裏面白紙

- 9 -

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

PART II

Preferential Tariff

NIL

裏面白紙

閣 講 決 定(案)

昭和三十一年五月三十一日

大 藏 省

四分利付仏貨公債の処理に関する件

政府はかねて四分利付仏貨公債の元利支払再開の条件について、スエーデンのストックホルムス・エンスキルダ銀行常務理事ニルス・フォン・ステイン氏に対し調停を依頼していたところ、今般別紙要旨の通り調停案の回示があつたのでこれを受入れることとし、この案によつて元利支払を再開するためフランス外債所持人団体と所要の協定締結の手続を進めることとする。

裏面白紙

調停案の内容要旨

- 1 元本及び1940年11月15日渡以降の利子を名目
額の12倍とする。
- 2 元本の償還終期を15年延長し1985年とする。
- 3 本公債の処理協定締結前10年間に支払期日の到来す
る利子の支払期日を10年間繰り延べる。
- 4 調停案は、日本人所有証券及び在内証券には適用しな
い。

裏面白紙

を求める手続をとるものとする。

6 本覚書の発効日

本覚書は、上記③及び④の書面を受領することを条件として処理協定発効の日に発効するものとする。

7 買入の期間

政府による公債の買入は、申出公告の日以後1年間行うものとし、右期間経過後これを継続するか否かは政府がこれを決定するものとする。

8 減額失証券の取扱

減額失証券の買取はこれを行わない。

裏
面
白
紙